



Title	東郷実と帝国日本
Author(s)	井上, 将文
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第12063号
Issue Date	2016-03-24
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k12063
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/61539
Type	doctoral thesis
File Information	Masafumi_Inoue.pdf



平成二七年度博士學位申請論文

東郷実と帝国日本

北海道大学大学院文学研究科専攻

博士後期課程

井上 将文

目次

序章

1

第一部 思想編

第一章 札幌農学校及び台湾総督府官吏時代における東郷実

18

ゝ農業植民論の形成過程ゝ

はじめに

18

第一節 日露戦争期における農地問題と『日本植民論』

20

第二節 プロシア留学と『台湾農業殖民論』

23

第三節 戦後秩序下における東郷実の農業植民論の展開

30

おわりに

34

第二章 少壮代議士時代の東郷実

41

ゝ東亜大経済圏構想の登場ゝ

第二部 展開編

第三章 東郷実の植民省構想

はじめに

～ 拓務省問題を中心に ～

第一節 拓務省設置過程における東郷実

第二節 拓務省の新設と東郷実の植民省構想の実践

第三節 民政党政権期における拓務省廃止問題と東郷実

おわりに

第四章 「満洲国建国」と東郷実

農業植民論の視角から

はじめに	41
第一節 憲政会内閣期における土地商租権問題と東郷実	44
第二節 田中義一政友会内閣期における土地商租権問題と東郷実	50
おわりに	58

9	8	8	7	7	7
1	4	1	4	1	1

104

はじめに

第一節 民政党政権と東郷実の農業植民論の相克

第二節 東郷実の農業植民論と「満洲国建国」

おわりに

第五章 東郷実の農業教育政策構想

ゝ農山漁村経済更生運動との関連からゝ

はじめに

第一節 東郷実の農業教育政策構想の形成と展開

第二節 斎藤実挙国一致内閣期における経済更生運動と東郷実の政策主導

第三節 「中堅人物」育成主体としての東郷実

おわりに

第六章 東郷実の農業植民論の結実と破綻

ゝ日中戦争期を中心としてゝ

はじめに

第一節 「植民地再分割」の潮流と東郷実の南方植民論

1 0 4

1 0 7

1 1 5

1 2 2

1 3 2

1 3 2

1 3 5

1 4 3

1 5 1

1 5 5

1 6 9

1 6 9

1 7 2

第二節	政友会中島派の「革新政策」と東郷実	1
第三節	日中戦争の長期化と東郷実の農業植民論の破綻	8
おわりに		3

終章

初出一覧

2	2
1	0
7	4

凡例

- 一、旧字体は新字体に改めた。
- 二、本稿では、日本の主権外の地域に限定して海外という語を用いる。よって、日本の勢力範囲であっても中国の主権下にある満蒙については、海外と定義する。
- 三、「支那」という語は現在では不適切な表現であるが、史料からの引用の際は、原文のまま用いた。
- 四、帝国議会における議事録の引用は全て、帝国議会議録検索システム

(<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>) から引用した。

五、『東京朝日新聞』『大阪朝日新聞』『大阪時事新報』『報知新聞』『台湾日日新報』は全て、神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ新聞記事文庫(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/sinbun/>)から引用した。

六、『読売新聞』は全て、ヨミダス歴史館(<https://database.yomiuri.co.jp/rekishikan/>)から引用した。

七、『政友』及び『憲政』、『民政』は、全て柏書房から出版された復刻版を用いた。

序章

本稿の課題

本稿の課題は東郷実（一八八一―一九五九）の農業植民論の形成、展開過程の検討を通じて、東郷が帝国日本の対外膨張を推進し、正当化して行った過程の一端を明らかにすることにある。

金子文夫氏の「東郷実の年譜と著作」は、札幌農学校卒業後、台湾総督府官吏を経て、代議士として海外植民政策の立案に携わった東郷について「日本植民史に多面的なかかわりをもった、ほとんど他に類例をみない人物」と評し、東郷の植民思想を研究する必要性を指摘した¹。近年では、酒井哲哉氏の『近代日本の国際秩序論』が、東郷の植民思想を第一次世界大戦後の「帝国再編論」の一系譜として位置付けている²。東郷は、戦前日本を代表する植民学者の一人であった。戦前日本の植民思想研究において、東郷の植民思想は、金持一郎の「我国に於ける植民政策学の発達」³、これを踏まえた黒田謙一の『日本植民思想史』等により、重視されてきた⁴。特に金持は、東郷の『台湾農業殖民論』⁵が台湾総督府の植民政策に及ぼした影響について言及するなど、台湾総督府官吏としての東郷の重要性を指摘している⁶。

さらに着目したいのは、東郷の活動領域が学者、台湾総督府官吏に留まらず、代議士としても八回連続の当選経歴を有し、立憲政友会政務調査会長、政友会中島知久平派幹事長、大日本政治会代議士会会

長を歴任していたことである⁷⁾。このことは、東郷が代議士としても実力を有していたことを示している。しかし、今日に至るまで、東郷に関する体系的な研究は登場していない⁸⁾。この背景には伝記的史料が無く、研究者に認識される機会が少なかったことがあった。さらに、浅田喬二氏の『日本植民地研究史論』が、東郷に象徴される国策としての植民政策を擁護・推進する立場にいた植民学者を考察の埒外に置いたことも、看過できない⁹⁾。今日においても依然として高い研究史的価値を有する同書¹⁰⁾が、国策の推進力となった植民論を検討の対象としなかったことは、東郷個人の研究のみならず、植民政策の政治過程に関する研究が立ち遅れた遠因として重要であろう。

以下、改めて東郷研究の意義について検討したい。まず、東郷の農業植民論の検討は、石橋の「小日本主義」及びその根幹にある経済合理主義を再評価すると同時に、石橋が残した思想的課題を解決する手掛かりを提示する作業として重要である。今日に至るまで、石橋研究の蓄積は豊富であり、経済合理主義に根差した石橋の「小日本主義」の価値は多くの先行研究において高く評価されている¹¹⁾。石橋は、「一切を棄つる覚悟」及び「大日本主義の幻想」において「大日本主義」、すなわち植民地領有及び勢力圏拡張を目指す政策が、経済、軍事の両面において無価値であると述べ、「大日本主義無価値論」を提示した¹²⁾。しかし一方では、石橋の批判対象であり、戦前日本の主流であった「大日本主義」の形成・展開過程については、未だ検討の余地がある。

帝国日本において東郷は、植民学者、台湾総督府官吏及び代議士として、石橋が批判した「大日本主義」を、思想、政治の両面において担う存在であった。一九〇五年の札幌農学校卒業後、後に義父とな

る新渡戸稲造の推薦で台湾総督府への就職を果たした東郷¹³は、一九〇九年から一九一一年にかけて、台湾総督府の援助によってベルリン大学へと留学する。東郷の留学を積極的に後押しするなど、彼を積極的に支援した後藤新平¹⁴は、植民による国権伸長を「政治的植民」として重視していた¹⁵。第一章において検討するように、東郷は、後藤の政治的影響下にあった台湾総督府の植民政策の担い手の一員であった。

東郷の植民思想は、帝国日本の勢力圏外における広大な土地経営を目的とするものであった。第一次世界大戦の勃発を受けて発表された一九一四年一月の論説「大日本主義の農業政策」の中で東郷は「我帝国は五十年来開国進取の国策を採りたるが故に其の国是たるや「大日本主義」にあるは勿論にして、最近二十年來著しく其の国土と民衆とを増大したるも、而も其の国家政策が動々もすれば「小日本主義」たらんとするの傾向なしとせざるを遺憾とす」と、「小日本主義」を明確に批判した¹⁶。満蒙を対象とした海外植民政策に積極的であった第三次桂太郎内閣が一九一二年に倒れると、第一次山本権兵衛内閣は、拓殖省の設置を棚上げにするのみならず、拓殖局を廃止した¹⁷。東郷の「小日本主義」批判は、こうした背景を踏まえたものと思われる。東郷が「小日本主義」を明確に批判していたことは、注目に値する。続けて、東郷は「大日本主義」的な農業の必要性について「国産の奨励及び産業の独立は、本邦現下の急務なりと雖も其の政策は消極的なるを許さず、殊に農業政策に於て然り」、「農家経済の基礎たるべき耕地の面積は極めて狭小なり」、「耕地面積の狭小なる農家は独立的産業たるの価値なし」、「農業植民の発展を期し、積極的農政策を樹立し有無相通ずるの経済政策を実行し、以て経済的自給独立の大

政策を遂行するは、実に帝国農業政策の大本たり」と主張した¹⁸。翌月に発表した「大日本主義の農業政策」の続編にあたる論説「農民過剰の根本的救済策」の中で、東郷は「農民の海外移植を断行し、積極的農業植民の経営に努力せざるべからず」と主張している¹⁹。つまり、東郷にとつて「大日本主義」的な農業とは、海外への農業植民政策による大規模な農地経営を意味するものであり、国益を創出する手段であつた。

これに対して石橋は、広大な土地が国益に資さないと述べると同時に、海外植民政策の政策的価値についても否定していた²⁰。いわば、東郷と石橋の最大の相違は、広大な土地が国益に適うか、否かにあつた。ただし、石橋は、経済合理主義の立場から「小日本主義」的な国家構想を提示する一方で「大日本主義」的な思想が「明白な理屈もなく、打算もなく、唯だ何となしに国土の膨張に懂る者」の主張であると述べ²¹、「大日本主義」の形成過程までは考察の対象としなかつた。本稿が対象とする東郷の植民思想は、石橋の言うような「唯だ何となしに」形成されたものではない。今一度、大日本主義の「理屈」と「打算」を検討することは、石橋の「小日本主義」的な国家構想を位置づけていく上での作業ともなり得よう。

さらに、東郷が北大植民学を植民地官僚及び代議士という立場から担っていたことを踏まえれば、彼の植民論を研究することは、植民思想史研究を進展させる上で、大きな意味を持つ。酒井哲哉氏の『帝国秩序』と『国際秩序』は、日本近現代史における植民思想史研究の遅れを指摘し、その必要性を指摘している²²。国権伸張の手段として植民を捉えない矢内原忠雄（東京帝国大学教授）の植民論について

は、研究蓄積がある²³。矢内原は『植民及び植民政策』の中で「植民は社会現象である」、「国家又は政府を促して特殊目的追求の政策的見地の下で植民を計画し実行せしむるが為めには、既に植民そのものの概念が先行的に決定せるを要する」、「植民ありて植民政策あり。政策ありて始めて植民なる現象を生ずるものではない」と主張した²⁴。つまり、矢内原は植民を何らかの国家意思実践のための手段としてではなく、国家意思とは切り離された一つの事象として捉えていた。

ここで確認すべきは、植民の定義は学者によつて多様であり²⁵、矢内原の理解は、戦前日本における植民概念に対する理解の一面に過ぎない点である。ここで本稿が着目するのは、マーク・ピーティー氏が『植民地』の中で、植民を国権拡張の手段として捉えていた東郷を「保守主義者」陣営の代表、植民を国権拡張の論理から切り離した矢内原を「自由主義者」陣営の代表として対置させている点である²⁶。後者の研究が進展する一方で、前者の研究については戦中期の水準で停滞していた²⁷。近年、井上勝生氏の「札幌農学校と植民学の誕生」は、北大植民学のパイオニア的存在であった佐藤昌介の農業植民論を分析し、前者の研究を推し進めた²⁸。しかし、札幌農学校の系譜の植民思想史研究は、残念ながら停滞している。卒業論文「農業植民論」を『日本植民論』²⁹という学術書として出版するに至った経緯を記した後年の回想によると、東郷が同書の出版を決意した背景には、指導教官であった佐藤のほか、高岡熊雄、新渡戸稲造の強い勧めがあった³⁰。佐藤のほか、高岡と新渡戸もまた、北大植民学の主要な担い手であった。佐藤、高岡、新渡戸の校閲を経て出版された『日本植民論』³¹は、札幌農学校における初の本格的満蒙研究であり³²、同時に、国策としての農業植民の重要性を訴える研究であった³³。同

書の中で東郷は、日本の農村が過剰人口且つ土地狭小であるという認識から、海外（特に「満韓」）への農業植民の必要性を主張した³⁴。佐藤は日本農村が人口過剰にして土地狭小であると捉え、海外への農業植民政策の必要性を主張した³⁵。この点において東郷の農業植民論は、自身の指導教官である佐藤の農業植民論の強い影響を受けていた。

ただし、留意すべきは、札幌農学校において東郷が形成した農業植民思想は、国内農業人口の満韓植民を目指す点で佐藤の主張を継承しつつも、あくまでも満韓植民を「天下三分」という自身固有の世界新秩序構想実現のための端緒として位置付けた点である。『日本植民論』において東郷は、満韓植民を目的としてではなく手段として捉えていた。同書の結論部の中で、東郷は「三大帝国の一は即亜細亜大帝国にして、之が盟主たるの国は日本帝国ならずんばあらず、天下三分説は即吾人の国家的理想なり」と主張し、「将来世界人類のために貢献する所誠に偉大なるべきは明らかなり」と、アメリカが将来において発展する可能性を強調した³⁶。同書に挙げられた日本以外の「三大帝国」の一国はアメリカであるが、残りの一国がいずれの国を指すのかについては、言及していない³⁷。この点から明らかなように、東郷は、日露戦後の時点において、アメリカの強大な国力を認識していた。東郷の農業植民論は一面においてアメリカとの勢力均衡を創出するための手段であり、対米「協調」の手段であった。酒井哲哉氏は『近代日本の国際秩序論』の中で、植民政策学者の「同一人格」内に見られる「帝国主義」と「国際主義」の共存を可能にする論理」の存在について指摘した³⁸。つまり、「亜細亜大帝国」建設による「天下三分」という東郷の勢力均衡論は、日本を盟主としたアジアにおける「帝国秩序」の構築によっ

て、新たな「国際秩序」の創出を企図するものであった。

しかし、門戸開放、領土保全を前提とする第一次世界大戦後における国際秩序は、日本による海外植民政策の実践、換言すると、帝国版図外における大規模な土地経営を困難なものとした。さらに、五・四運動に見られる中国ナショナリズムの台頭は、日本の既得権益を圧迫した。このことは、広大な土地経営を前提とする農業植民論を有する東郷にとって、大きな障壁であった。海外における新たな土地経営を正当化するために、代議士に転身した東郷は、戦後の国際秩序に対して、議会や論説の中で「土地の国際的分配」を要求する。この主張は、日本の農業植民政策（東郷はこれを「海外発展」と表現する場合が多い）の正当化を目指す東郷独自のものである。

以下、東郷の「土地の国際的分配」の主張について検討したい。一九三一年一月、政友会代議士であった東郷は、幣原喜重郎首相代理兼外相に対して「戦争ノ種」は様々だが「土地ノ国際的分配ガ其宜シキヲ得ナイト云フ所ニ、世界平和ヲ破ル根本ノ原因ガアルト謂ハナケレバナラヌ」と主張した上で「今日ハ或ル国ガ資本ノ力ヲ以テ徒ニ厩大ナ土地ヲ占有シ」、「一面ニ於テハ人口ガ増加シ、食糧ニハ欠乏シ、働カントシテモ職ナキ所ノ、哀ムベキ国家民族ガアルト云フ、此一事」こそが「世界ノ戦争ヲ誘引スル根本ノ原因」だと断定する³⁹。そして「徒ニ領土大ニシテ、而シテ之ヲ全人類ノ幸福ノ為ニ開拓スル所ノ余地、労力ヲ持タナイ国家ガアル」と主張した上で「若シ土地ニ余裕ガアリ、而シテ之ヲ開拓スル労力ヲ持タナイ国ハ、其有リ余レル領土ヲ全人類ノ為ニ之ヲ提供シ、人口徒ニ厩大ニシテ、而シテ開拓ノ余地ナキ国民ガアレバ、其有リ余レル労力ヲ全人類ノ為ニ之ヲ提供セヨ」と主張した⁴⁰。つまり、東郷

は「土地ノ國際的分配」の実現を「戦争ノ種」を除去する手段と見なし、その「分配」された土地の経営を人類規模の幸福を生む行為と位置付けることで、戦後の国際秩序下における日本の農業植民政策を正当化したのである。東郷にとって「満洲国建国」は「土地ノ國際的分配」の具体化であった⁴¹。

右の東郷の「土地ノ國際的分配」の主張と関連して、本稿が着目するのは、大谷良雄氏が提示した、共通利益と個別利益という二つの概念である⁴²。大谷氏は、自身の試論として、近年の国際社会において個別利益と共通利益の概念が「相対するもの」であると主張した⁴³。ただし、留意すべきは、東郷が「共通利益」と「個別利益」を対立する概念としては捉えず、二つの利益を同時に追求している点である。つまり「土地ノ國際的分配」の主張を通じて東郷は、日本の農業植民の実践が「個別利益」に留まらない「共通利益」を創出する行為であるとして、戦後秩序下における農業植民政策の正当化を試みたと言える。東郷の「土地ノ國際的分配」の主張の思想的背景を考える上で重要な点は、農業植民政策による大規模な土地経営が、人類単位の幸福を生むという発想である。この考え方は、東郷の札幌農学校の前輩にして義父であった新渡戸稲造が支持した「世界社会主義」と共通するものである。新渡戸は「抑々土地は天与の賜にして国籍の區別を問はず人種の差別を論ぜず人類の為に最もよく利用するものに帰す」とする「世界土地共有論」を紹介した⁴⁴。東郷は、新渡戸が支持した「世界土地共有論」を日本による農業植民政策を正当化する論拠としていたのである。新渡戸は「土地の利用の最大化」が「人類の福祉増進」を生むというという観点から、日本の対外膨張を容認しており⁴⁵、東郷が新渡戸の思想的影響を色濃く受けていたことがわかる。

東郷研究の意義を考える上で不可欠なことは、東郷が実際の政治とは距離があった大多數の植民学者とは違い、台湾総督府官吏として、鹿児島県選出の代議士として、自身の農業植民論を実践していた点である。北大植民学の役割は、農業植民に関する調査や政策提言にあった⁴⁶。植民地官僚として、代議士として植民政策に関与し続けた東郷は、政治の最前線において北大植民学を担った人物である。尹海東氏は、近年、「植民地官僚研究の視野が拡大」しているとした上で、植民地官僚研究が植民地研究の進展のみに留まらない意義を有していると指摘している⁴⁷。本稿が注目したい点は、植民地官僚が、植民地総督府に奉職する政治主体であったという点である。札幌農学校を卒業して以来、二〇年以上にわたって台湾総督府に奉職した東郷は、岡本真希子氏という「在来官吏」に該当する⁴⁸。東郷を考察することは、「在来官吏」の植民思想がいかに国策に反映されたかを考察する上で重要な意味を持つ。台湾総督府において民政長官を務めた後藤新平は、専門官僚による政策立案を重視していた⁴⁹。しかし、そうした植民地官僚がいかなる構想を有し、それを実践したのかについては今日においても検討の余地がある。

代議士として八回連続当選の実績を有し、日中戦争期には政友会中島派の幹事長を務めた東郷を検討することは、日本近現代政治史における残された課題の一端を解決する作業としても重要な意味を持つ。代議士転身後の東郷の政治的背景であった床次竹二郎一派（床次派）及び中島知久平一派（中島派）の政策構想については未だ不明な点が多い。まず、床次に関して従来の研究では、彼の政治行動が政権欲に基づいたものとして論じられる傾向にあったが⁵⁰、床次周辺の代議士の動向については検討されてい

ない。東郷のような床次側近の動向は、床次派という政治集団の政策構想及び政治行動を考える上で不可欠である。次に、中島に関する研究蓄積について述べたい。奥健太郎氏の『昭和戦前期立憲政友会の研究』が指摘するように、実業家出身の中島は、その豊富の資金によって党内において重用され、政友会領袖の前田米蔵とともに一大派閥を形成した⁵¹。政友会分裂⁵²によって成立した政友会中島派は、戦時議会の中心勢力の一つであった。戦時議会における多数派は民政党（二七九議席）であった。だが、本稿が強調したい点は、政友会中島派が、政友会分裂後においても依然として九七議席を有していた、看過できない政治勢力であったという点である。栗屋憲太郎氏は『昭和の政党』において、近衛文麿首相周辺の政治勢力が、中島派に「肩入れ」していたことを指摘している⁵³。一九四〇年、近衛新党運動によって政党は全て解消に至るが、近衛新党運動を政党の側から推進する立場にあったのが、政友会中島派であった⁵⁴。しかし、政友会中島派がいかなる政策構想の実現を企図して解党に踏み切ったのかについては、未だ不明な点が多い⁵⁵。古川隆久氏は『戦時議会』において、議会勢力が政策論争や権力争いにおいて「他の政治勢力と対等な存在」であり、「既成政党系政治家が多数を保ち」得たと指摘している⁵⁶。「既成政党系政治家」の主流であった東郷のような存在は、戦時期の重要な政治勢力であった。

農学博士の東郷は、専門的な知見に基づいて政策立案に関与した代議士であったという点で、五百旗頭薫氏が『大隈重信と政党政治』において定義した「政治家兼知識人」に該当する⁵⁷。これに加えて重要な点は、東郷が提示した農業植民政策構想が場当たりの議論ではない、自身の農業植民論から導き出されたものであったという点である。学者的性格を強く持つ東郷は、主張の一貫性を重要視するとい

う意味において、代議士として稀有な存在であった。床次や中島の下で政策立案に関与した東郷の農業植民論の検討は「政治家兼知識人」として政党指導者を支えた代議士の役割を考えていく上でも大きな意義がある。

以下、各章の構成について概観する。第一部（第一章、第二章）では、東郷の農業植民論の形成過程について論じ、第二部（第三章、第六章）では、同論の展開過程について論じる。

第一章では、札幌農学校及び台湾総督府官吏時代の東郷（一九〇四～一九二三）に着目し、南方を包括した広域経済圏の創出を目的とする東郷固有の農業植民論の形成過程について論じる。

第二章では、少壮代議士時代の東郷（一九二四年～一九二九）が自身の農業植民論を「東亜大経済圏」構想という形で確立させていく過程を検討すると同時に、彼の政治行動について土地商租権問題への対応を中心に論じる。

第三章では、東郷が自身の植民省設置構想に基づいて、一九二九年に設置された拓務省に関する諸問題に関与していく過程（一九二二～一九三二）の検討を通じて、海外植民政策が外交政策から独立したことを明らかにする。野党的立場の少壮代議士でありながら東郷は、拓務省設置に深く関与し、同省の廃止が第二次若槻礼次郎民政党内閣によって検討された際には、同省廃止反対の急先鋒となった。

第四章では、立憲政友会の中堅代議士時代（一九二九～一九三四）の東郷に着目し、自身の農業植民論に基づいて、代議士として日本による「満洲国建国」を正当化していく過程について論じる。

第五章では、中堅代議士としての東郷（一九二九～一九三四）が自身の農業教育政策構想を農山漁村

経済更生運動の一環として実践していく過程について論じる。東郷にとって農業教育政策は、日本国内における農業経営者を育成するという目的があり、自身の農業植民論における不可欠な要素であった。斎藤実内閣の成立とともに、東郷は文部政務次官に就任した。若月剛史氏は『戦前日本の政党内閣と官僚制』の中で、政友会が、政務官（政務次官及び参与官）を官僚と政党の間に立って政策調整を行う政治主体として重視していたことを指摘している⁸。衆議院における絶対多数党であった政友会と与党とする斎藤実挙国一致内閣において、東郷が文部政務次官に就任したことは、彼が文部省に対して影響力を行使する立場となったことを意味した。

第六章では、有力代議士（総務・政務調査会長、幹事長）となった東郷（一九三五～一九四一）が、自身の農業植民論を政党の政策として結実させていく過程について論じる。政友会中島派が一九三九年に提示した「革新政策」は、東郷政務調査会長が中心となって作成されたもので、札幌農学校時代以来の東郷の農業植民論が反映されたものであった。本章では同時に、日中戦争の長期化が東郷の農業植民論の限界を露呈させたことを明らかにする。

¹ 金子文夫「東郷実の年譜と著作」『台湾近現代史研究』創刊号、一九七八年。

² 酒井哲哉『近代日本の国際秩序論』岩波書店、二〇〇六年。

³ 金持一郎「我国に於ける植民政策学の発達」『経済論叢』三八号、一九三四年。

⁴ 黒田謙一『日本植民思想史』弘文堂書店、一九四二年。

⁵ 東郷実『台湾農業殖民論』富山房、一九一四年。

⁶ この点と関連して興味深いのは、矢野暢氏の指摘にあるように、東郷が奉職していた台湾総督府殖産局・総督官房調査課という部局の役割が「南支および南洋にたいするわが国の勢力扶植をたすける」ことにあったという点である（矢野暢『「南進」の系譜 日本 of 南洋史観』千倉書房、二〇〇九年、一〇八頁～一〇九頁）。台湾官吏時代の東郷の農業殖民論の検討は、大正期の台湾総督府において形成された対外膨張思想を理解する作業となろう。

⁷ 前掲、金子「東郷実の年譜と著作」。

⁸ 東郷の農業殖民論についても、小野二郎氏が日露戦後経営の一環として志向された「滿韓移民集中論」を「学術的見地」から推進したものであると指摘して以来（小野二郎「日本帝国主義と移民論」小野、行沢健三、吉信肅編『世界経済と帝国主義』有斐閣、一九七三年）、研究の対象とされてこなかった。

⁹ 浅田氏は『日本植民地研究史論』の「はしがき」において「植民地支配を肯定・賛美・弁護する」、「植民地統治技術の研究に堕ちた」、「学問」である日本植民地研究は、はじめから検討の対象にはなりえなかった」と述べている（浅田喬二『日本植民地研究史論』未来社、一九九四年、六頁）。

¹⁰ 『日本植民地研究史論』の研究史的意義については、酒井哲哉編『「帝国」日本の学知』一卷、岩波書店、二〇〇六年巻末の「文献改題」（米谷匡史・酒井哲也執筆分）を参照。

¹¹ 姜克美『石橋湛山』吉川弘文館、二〇一四年、松尾尊兌『近代日本と石橋湛山』東洋経済新報社、二〇一三年、上田美和『石橋湛山論』吉川弘文館、二〇一二年、増田弘『石橋湛山』中央公論新社、一九九五年、姜克美『石橋湛山の思想的的研究』早稲田大学出版部、一九九二年、増田『石橋湛山研究』東洋経済新報社、一九九〇年など。また、石橋の「小日本主義」を「アジア主義の一類型」として捉え、日中提携論の文脈から評価した研究として、松浦正孝『「大東亜戦争」はなぜ起きたのか』名古屋大学出版会、二〇一〇年がある。加えて、松浦氏が指摘した満蒙の保護国化を志向する陸軍少将宇都宮太郎の「大日本主義」は、戦前日

本における「大日本主義」の多様性の一端を示すものである。

¹² 石橋湛山「一切を棄つる覚悟」一九二二年、石橋「大日本主義の幻想」一九二一年。石橋湛山全集編集委員会『石橋湛山全集』四巻、一九七一年、一〇頁～二九頁。

¹³ 東郷実「新渡戸先生を憶ふ」一九三四年。新渡戸稻造全集記念委員会編『新渡戸稻造全集』二二巻、教文館、一九八七年、一二二頁～一二三頁。

¹⁴ 台湾官吏時代の東郷と後藤の關係については、東郷実「我植民地経営と後藤伯」三井邦太郎編『吾等の知る後藤新平伯』東洋協会、一九二九年を参照。

¹⁵ 寺本康俊『日露戦争以後の日本外交』信山社、一九九九年。

¹⁶ 東郷実「大日本主義の農業政策」『台湾農事報』九六号、一九一四年、二頁。

¹⁷ 小林道彦『日本の大陸政策』南窓社、一九九六年、三〇一頁。

¹⁸ 前掲、東郷「大日本主義の農業政策」三頁。

¹⁹ 東郷実「農民過剰の根本的救済策」『台湾農事報』九七号、一九一四年、三頁。

²⁰ 石橋は「論者は、此等の土地を我領土とし、若しくは我勢力範囲として置くことが、国防上必要だと云ふが、実は此等の土地を斯くして置き、若しくは斯くせんとすればこそ、国防の必要が起るのである。其等は軍備を必要とする原因であつて、軍備の必要から起つた結果ではない」（前掲、石橋「大日本主義の幻想」一九頁）とし、さらに「海外へ、単に人間を多数に送り、それで日本の経済問題、人口問題を解決しよう」と云ふことは、間違ひである」、「行つておる者が辛うじて食つていくと云うだけのことである」と述べる（同二二頁）。

²¹ 前掲、石橋「大日本主義の幻想」二三頁。

²² 酒井哲哉「『帝国秩序』と『国際秩序』」前掲酒井編『「帝国」日本の学知』一卷。

²³ たとえば、米谷匡史「矢内原忠雄の〈植民・社会政策論〉」『思想』九四五号、二〇〇三年。

²⁴ 矢内原忠雄「植民及び植民政策」第四版、一九三三年。矢内原忠雄全集編集委員会編『矢内原忠雄全集』一卷、岩波書店、一九六三年、三二頁。

²⁵ 前掲、酒井『近代日本の国際秩序論』二二一頁～二二二頁。

²⁶ マーク・ピーティ著、浅野豊美訳『植民地』読売新聞社、一九九六年。

²⁷ 前掲、黒田『日本植民思想史』は、戦前における植民思想史研究の集大成である。

²⁸ 井上勝生「札幌農学校と植民学の誕生」前掲『「帝国」日本の学知』一卷。

²⁹ 東郷実『日本植民論』文武堂、一九〇六年。

³⁰ 東郷実「僕の『処女作』」『伯林の月』富山房、一九四〇年。一九三五年の文章。井上勝生氏は、東郷が佐藤の「植民論」の授業を受講し、試験の結果が優秀（席次第二位）であったことを指摘している（前掲、井上勝生「札幌農学校と植民学の誕生」三一頁）。

³¹ 前掲、東郷『日本植民論』六頁。

³² 長岡新吉「北大における満蒙研究」北海道大学編著『北大百年史』北海道大学、一九八二年、七四八頁～七四九頁。

³³ 小野一郎氏は『日本植民論』が「公刊のものとしてはこれが満韓植民移民集中論として最初のものである」と指摘している（前掲、小野「日本帝国主義と移民論」三一九頁）。

³⁴ 前掲、東郷『日本植民論』三六五頁～三八〇頁。

³⁵ 前掲、井上「札幌農学校と植民学の誕生」二八頁～二九頁。

³⁶ 前掲、東郷『日本植民論』三八三頁～三八五頁。

³⁷ 残りの一国は、同盟国でありヨーロッパの覇権国家であったイギリスである可能性が高いだろう。

³⁸ 前掲、酒井『近代日本の国際秩序論』一九八頁。

³⁹ 『衆議院議事速記録第九号（第一号）昭和五年度歳入歳出予算追加案他五件』一九三〇年五月七日、一七

一頁、東郷実の言。

⁴⁰ 同右。

⁴¹ 東郷実「友邦たるの心」『三等に乗りて』富山房、一九三四年、三〇八頁。一九三三年の文章。この点については、第四章において詳述する。

⁴² 共通利益概念については、大谷良雄「国際社会の共通利益概念について」大谷編著『共通利益概念と国際法』国際書院、一九九三年を参照。

⁴³ 同右、九頁。

⁴⁴ 新渡戸稲造「植民の終局目的」一九一七年。新渡戸稲造全集記念委員会編『新渡戸稲造全集』四巻、一九八四年、三七一頁。

⁴⁵ 権錫永「新渡戸稲造にみる「国民的立場」と「人類的立場」」弐和順・佐々木啓編著『新渡戸稲造に学ぶ』北海道大学出版会、二〇一五年。

⁴⁶ 竹野学「植民地開拓と「北海道の経験」」北海道大学百二十五年史編集室編『北大百二十五年史』北海道大学、二〇〇三年、一八七頁。

⁴⁷ 尹海東「植民地官僚から見た帝国と植民地」『東洋文化研究』一一号、二〇〇九年。

⁴⁸ 岡本真希子氏は、長年にわたって台湾総督府に奉職している官僚群を「在来官吏」と定義した（岡本真希子『植民地官僚の政治史』三元社、二〇〇七年、三三二頁～三三三頁）。

⁴⁹ この点については、季武嘉也『大正期の政治構造』吉川弘文館、一九九八年を参照。

⁵⁰ たとえば、土川信男「政党内閣期における床次竹二郎の政権戦略」御厨貴・北岡伸一編『戦争・復興・発展 昭和政治史における権力と構想』東京大学出版会、二〇〇〇年、内川正夫「少壮政治家時代の大麻唯男」大麻唯男伝記研究会編『大麻唯男』論文編、桜田会、一九九六年。その他、床次の政治的動向を扱った研究として、升味準之助『日本政党史論』第五巻、東京大学出版会、一九七九年、村井良太『政党内閣制の成立』

有斐閣、二〇〇五年など。

⁵¹ 奥健太郎『昭和戦前期立憲政友会の研究』慶應義塾大学出版会、二〇〇四年、一一九頁。

⁵² 一九三九年四月、政友会は、政友会中島知久平派（九七名）と、政友会久原房之助派（六六名）にそれぞれ分裂した（井上寿一『政友会と民政党』中公新書、二〇二二年、二一九頁）。

⁵³ 栗屋憲太郎『昭和の政党』新装版、小学館ライブラリー、一九九四年、三五〇頁。同時に、栗屋氏は、中島が第一次近衛文麿内閣の鉄相であったことと、同内閣の政務官に中島を盟主とする国政一新会から八名が選出されたことを指摘している。日中戦争期の政党勢力の動向を扱った研究としては、伊藤隆『近衛新体制』中央公論社、一九八三年などがあげられる。

⁵⁴ この点については、雨宮昭一『近代日本の戦争指導』吉川弘文館、一九九六年を参照。

⁵⁵ その理由としては、奥氏が「中島の言論を通じて政策論の考察を行うことは困難を伴う」と指摘したように、中島総裁の政策構想が不明確であることが考えられる（前掲、奥『昭和戦前期立憲政友会の研究』一二一頁）。

⁵⁶ 古川隆久『戦時議会』吉川弘文館、二〇〇一年、三頁。

⁵⁷ 五百旗頭氏は、高田早苗ら大隈重信を支えた政治家たちを「政治家兼知識人」と定義した（五百旗頭薫『大隈重信と政党政治』東京大学出版会、二〇〇三年）。

⁵⁸ 若月剛史『戦前日本の政党内閣と官僚制』東京大学出版会、二〇一四年、第二章第四節。政務官とは、政党が官僚機構を統括するために護憲三派内閣が設置した役職である（前掲、奈良岡聰智『加藤高明と政党政治』山川出版社、二〇〇六年、村井良太『政党内閣制の展開と崩壊』有斐閣、二〇一四年）。

第一部 思想編

第一章 札幌農学校及び台湾総督府官吏時代における東郷実

〔農業植民論の形成過程〕

はじめに

本章は、東郷実の農業植民論の形成過程を検討することであり、植民地官僚（台湾総督府殖産局技師、台湾総督府総督官房調査課）によって形成された対外膨張思想の一端を明らかにすることを目的としている。

岡本真希子氏の『植民地官僚の政治史』は、朝鮮総督府及び台湾総督府における総督以下高級官僚の人事異動の実態を分析した²。ただし、植民地における政策の担い手であった植民地官僚個々人の研究については、今日に至るまで検討の余地がある。

本稿が着目するのは、台湾総督府の援助で実現した東郷（殖産局技師）のベルリン留学（一九〇九～一九一一）である。留学中の東郷は、ベルリン大学教授のゼーリングのもとで、プロシアにおけるポーランド植民の研究に従事した³。一九一〇年五月に執筆された『独逸の産業と植民政策』において東郷は「自

給排他の政策を遺憾なく遂行せんと欲せば宜しく産業政策と共に植民政策の発展に努力せざるべからず」と主張する⁴。ここでいう「自給排他の政策」とは何を意味するのか。東郷の農業植民論において重要な要素は農民の生活ではなく、原料(石油・綿花など)、食糧の「自給」を可能とする土地であった。「排他」とは、既存の土地を領有する欧米勢力を排除することを意味していた。すなわち、自給排他の政策は、アウタルキー(自国経済の世界市場からの自立により確立される排他的広域経済圏。植民地及び勢力圏を積極的に拡張することで達成される⁵)を意味していた。東郷は、プロシアにおいてアウタルキー思想を習得したのである。東郷が留学した時期のプロシアでは、経済思想家ラーテナウが「帝國主義的に拡大された広域経済圏の樹立」⁶を主張するなど、アウタルキーの必要性が議論されていた。東郷は、プロシアが「戦後益々発展を期し世界を支配すべし」⁷と、第一次世界大戦後におけるプロシア中心の国際秩序を前提に、帝國日本による自給排他の経済圏創出の必要性を提起していた。

第一節では、札幌農学校を経て台湾総督府に就職した東郷が、新興の帝國主義国家だったプロシアへの留学経験を契機に、独自の農業植民論を形成していく過程を検討する。第二節では、第一次世界大戦におけるプロシアの敗戦とともに形成された「パックス・アングロサクソニカ」⁸体制下において、東郷の農業植民論が道徳論を基調に展開されていく過程を検討する。

台湾総督府殖産局技師、総督官房調査課という職にあった東郷の農業植民思想の形成過程を検討することで、札幌農学校出身の植民地官僚によって形成された植民思想が、いかにして台湾総督府の政策に反映されたのかが明らかとなる。

第一節 日露戦争期における農地問題と『日本植民論』

本節の目的は、後藤系台湾総督府の支援で留学したロシア経験を経て、形成された東郷独自の農業植民論を明らかにすることにある。

まず、本稿が着目したい史料は、北海道大学文書館に残されている「明治三十七年度夏季修学旅行復命報告書」（札幌農学校在学中の東郷の直筆史料）である。同史料は卒業論文執筆（東郷は農政学専攻）のため、東郷が日本全国の主要農村の現状を調査報告したものであり、『日本植民論』を理解する際に重要である。東郷は、日露戦争下の農村における「下層民ノ生計状態ヲ研究スルガ為」、東京・山梨・岐阜・福井・石川・富山・新潟各地の農村を見聞した。同報告書の中で、東郷は、東京郊外の農村部を視察した際、「狭隘ナル家屋ニ多人数生活シテイル事」を「注意ヲ要スル問題ナノデアル」、「貧民窟デハ四畳半ノ家屋ニ、三夫婦」が共同生活をしている「彼ヲノ間ニ道德的罪惡ノ行ワルヽノハ無理ノナイ話デアル」と、農村「下層民」が狭い土地に密集している現状を危惧している⁹。

一九〇六年に公刊された『日本植民論』には、二年前の修学旅行における農村調査への言及が見られる。同書は、日本の農業が「一に農業人口過剰の結果農民が有利的農業を經營するに十分なる地積を有せざるに基因するものなるを以て、是等過剰の人口を他に移し、農業經營の面積を拡大ならしめ、過小農の弊より農民を救済し、之が根本的革新を為すにあらずんば、遂に其効果著しからざるを信ず、吾人茲に於てか一策あり、農業植民の積極的政策即是也」と、積極的な農業植民による土地の拡大の必要性

を主張する¹⁰。東郷は全国主要農村の实地調査を通じて、人口過剰の農民が十分な土地面積を有していないこと(日本の国土が狭小なこと)を実感した。

序で述べたように、東郷の卒業論文は『日本植民論』として出版された。東郷は土地を「人類生存の基礎」と述べ¹¹、「限なき人口の食料を最安全に且永久に得んと欲せば、今日新たに海外に農業を営すべき植民地を得ざるべからず」と主張している¹²。農業植民が理想の食糧自給手段であるとする東郷の理解は、代議士として持論を展開して行く上での基軸となる。こうした東郷の考えは「人類の生存に欠くべからざる食糧を供給するものは土地なり、而して土地の利用にして普からざれば、人類の生存を危ふす」¹³と、農業経済学の講義において述べていた佐藤と一致している。序章においても述べたように『日本植民論』の中で東郷は、指導教官であった佐藤と同様に満韓への農業植民の必要性を主張していた。その背景には、同書中に「本邦に於ては耕地の増加は極めて困難なりと云はざるべからず」、「農業経済上有利ならざる土地の如きは遂に農耕地として利用せられ得べきものにあらざるなり」¹⁴、「最本邦が農業植民に適切なる要素を有するは農業人口の過剰なるにあり」、「故に宜しく此過剰の人口を以て海外に農業植民を経営するは農政策の上より又人口政策の上より論じて最完全なる手段なりと云ふべし」とあるように¹⁵、国内の土地が狭小である一方で、「農業人口」(農業従事者)が国内において過剰であるという認識が存在した。この東郷の認識は自身の農業植民論の基本条件となる。

一九〇六年の『日本植民論』の段階では、東郷の農業植民論は形成途上にあり、満韓への関心が繰り返し強調されている点では、卒業論文の指導教官であった佐藤の農業植民論を超える内容ではなかった。

しかし、留意すべきは、東郷が満韓への植民を「亜細亜大陸発展の第一着手」とみなし¹⁶、「韓国及満洲に農業植民を経営し以て、亜細亜大帝國建設の基礎を形作らざるべからず、亜細亜大帝國の建設は我帝國の自然的必然的運命にしてまた使命たり」と結論づけている点である¹⁷。つまり、東郷にとつて満韓植民は、それだけの目的に留まらない「亜細亜大陸発展」による「亜細亜大帝國建設」のための第一段階として位置づけられるものであった。東郷の農業植民論は、特定の地域に限定されないものであった。このような、特定の地域への植民を将来の更なる農業植民のための一段階として捉える視角は、今後の東郷の農業植民論の中でも繰り返し登場する。

加えて『日本植民論』の中で注目すべきは、東郷の農業植民論が、本質的には戦後経営構想であった点である。同書には「鋏、鎌を執つて起て、斯くて不満の媾和は吾人に満足の結果を与ふべし」、「国家は剣に依つてのみ発展するのみにあらず、剣は一の手段のみ、真に國家の発展を期せんと欲せば須らく鋏鎌によらざるべからず」とある¹⁸。このように、日露戦後の東郷は「剣」||日露戦争の後の満韓の勢力圏化を確実にするという目的から、「鋏」||農業植民を戦後経営の手段として提示した。換言すると、東郷の農業植民論は、領土の拡張そのものを目的とするものではなく、獲得した新たな土地を経営することに主眼を置くものであった。日露戦後、満蒙における植民を戦後経営の手段として重視した後藤新平¹⁹が東郷を重用した背景には、東郷の農業植民論の本質が戦後経営構想であったことに起因していると思われる。

札幌農学校卒業後、台湾官吏となった東郷は、プロシア留学経験を通じて、帝国日本の自給排他の経

済圏創出を目的とする独自の農業植民論を形成して行く。留学後に公刊された『台湾農業殖民論』において東郷は、台湾を「熱帯地方発展の策源地にして試金石」と位置づけると同時に、「台湾に於ける母国農民の移植は政治上極めて重要な目的を有するものにして之れを経済上の目的に比すれば遙かに緊要なるものあり」と、農業植民の政治性を明言するに至る²⁰。

第二節 プロシア留学と『台湾農業殖民論』

本節の目的は、自給排他の経済圏創出を目的とする東郷独自の農業植民論の形成過程の解明を通じて、台湾総督府による国権拡張の手段としての植民政策の一側面を明らかにすることにある。

一九〇五年、東郷は札幌農学校卒業後、新渡戸稲造の推薦で台湾総督府への就職を果たした²¹。新渡戸を自身のテクノクラートとして重用した人物が後藤新平(台湾総督府民政長官)であった。渡台直後は地方勤務が続いていた東郷だが、一九〇八年に宮尾舜治殖産局長が「地方庁から引き抜いて農商課の技師となし」たことにより、殖産局農商課(翌年から農務課)技師として奉職することになる²²。後藤系官僚の中核の一人であった宮尾は台湾における植民政策の指導的立場にあった²³。宮尾が東郷を抜擢したことは、東郷が農学校の出身であったことと関係している。宮尾の伝記によると、殖産局長に就任した際、宮尾は佐藤昌介に農学校卒業生の斡旋を依頼し、以後は台湾総督府に就職する卒業生が増加したという²⁴。後藤系は、農学校を植民事業にあたらせるための人材供給地として重視していたと思われる。

植民政策の国策化は、当該期における台湾総督府の大きな課題であった。一九〇〇年、後藤民政長官

は、児玉源太郎総督名義で伊藤博文首相に提出した拓殖省設置構想の中で「植民的事業の伸縮は、直に国権の消長と為り、国家盛衰興亡の因りて峽るる所たるは、世界各国の歴史に徴して明なり」と主張する²⁵。一九〇六年、後藤は満鉄総裁に就任したことで台湾を去るが、同時に総督府顧問となり²⁶、以後も台湾統治への影響力を保持しつづけた。台湾における後藤の影響力は、護憲三派内閣が成立する一九二四年（後藤系の内田嘉吉台湾総督が辞任し、憲政会系の伊沢多喜男が就任）まで保持された²⁷。一九〇八年、第二次桂太郎内閣の通相となった後藤は満韓への植民政策を積極的にすすめるため、台湾時代と同様に拓殖省の設置を主張した²⁸。同内閣は、カリフォルニア州における排日移民問題等をめぐって悪化した対米関係を修正するために高平・ルート協定を締結し、アメリカに対してフィリピン及びハワイへの領土的野心を否定することと引き換えに、アメリカによる日本の満州経営への不干渉を取り決めた²⁹。このように、第二次桂内閣による満韓重視の路線は、南方への領土的野心を犠牲にすることで展開された。

しかし、第二次桂内閣と当該期の台湾総督府は、南方への態度をめぐって立場を異にしていた。アメリカがフィリピンのオロンガポに海軍根拠地を建設することを決定した一九〇九年、台湾総督府は東台湾における官営植民事業（「日本村」建設事業）を開始した³⁰。「日本村」建設事業の目的は、台湾における一地方の開発に限定されないものであった。同年三月、宮尾殖産局長は「東郷実氏を独逸に留学せしめて同国の内地殖民を精査せしめ、学理と実験とを統合することに依り、東部台湾に於ける内地人の大々の移植の根本策」の「確立」を企図し、「東部台湾即ち花蓮港、台東両庁下の未開地は内地移民に

充当し其の内地移民は官營にて之れを行ひ南国遙か熱帯に適合すべき新しき日本村を建設」することを企図した³¹。宮尾が東台湾における「日本村」建設を将来における南方の熱帯植民地支配のための試験事業と認識していたことがわかる。東郷のベルリン留学は、台湾総督府の東台湾植民事業の一環であった。宮尾が東郷の留学先にロシアを選んだのは、植民政策を重視する帝国主義国家として着目していたためである³²。日本とロシアは、アメリカ海軍の仮想敵国でもあった。

一九一三年八月、帰台した東郷は、東台湾における「日本村」建設に積極的であった佐久間左馬太台湾総督³³に提出した、ロシアの經濟政策をまとめた内部報告書において「独逸の農業を今日の如く發展せしめたる独逸人の忍耐と勤勉と學理の応用」を徹底し、「将来熱帯地方に發展すべき運命を有する我帝国の如きは大に独逸の植民政策に学び其熱心と其勇氣と其抱負とに倣う所なかるべからずと信ずると共に母国植民地間の經濟關係を精査し自給排他の大政策を樹立し國家百年の大計を定めざるべからず」と述べている³⁴。ベルリン留学によつて、東郷がロシアにおけるアウタルキーの主張と農学校以来の農業植民論を結合させたことがわかる。東郷は「将来熱帯の農業を開發し其領有を永遠ならしめ得るものは一に我が帝國のみなり」と、日本の「南下」による熱帯の領有を明確に主張している³⁵。

ここで、本論が着目したい史料は、ベルリン留学中の東郷が農学校時代の恩師の高岡熊雄に送った直筆の書簡（高岡がドイツにおける植民政策學の權威のゼーリングを紹介したことへの謝辞を述べた書簡）である。この書簡において東郷は、東台湾への植民事業を「台湾拓殖の要点」と捉え、内地人の台湾移植を「東に試みるは可なるが西海岸に行ふは尚疑問」と述べ、西台湾への内地人移植を行う場合は「政

府は自から土地を買収し、純然たる内地村落を作るの決心せざるへ可らず。然し此場合は、劍のつかを執つての代りと存ずに果して現今斯くの如き必要あるや否や」と主張する³⁶。『独逸の産業と植民政策』においても「劍に由りて得たる領土は再劍に由りて奪はれ鋏に由りて得たる領土は永遠なり」というプロシアのローマ史家のモムゼンの言を引用し、「領土の獲得は鋏を以てせざるべからず」と主張している³⁷。このように、東郷は、人口密集地帯である西台湾における植民事業を劍による強制入植に等しいと批判する一方で、東台湾への母国農民移植による植民事業展開の必要性を主張した。こうした主張は、当然、東台湾を南方進出のための試験地として重視する台湾総督府の方針と一致するものであった。この後の台湾総督府の「日本村」事業の結果、東台湾に吉野・豊田・林田の三村が建設された³⁸。自身が主導した「日本村」建設事業は、東郷が南方を対象とした農業植民論を主張する背景として重要な意味を持つ。東郷にとって三農村の建設は、日本の南方植民の可能性を確信するに至る一種の成功体験であった。

帰台後の東郷は一九一二年八月、留学経験を複数の報告書にまとめて総督府に提出した。その一つである「普国官営内国植民概要」の結論部において、移住土着法（一八八六年）に見られるビスマルク主導のポーランドにおける強圧的植民政策を「彼が失敗の蹟に鑑み」る必要があると述べている³⁹。東郷がプロシアにおいて学んだことの一つは、土地強制売買による植民政策の非効率性であった。他方、東郷はドイツの「失敗の蹟」だけではなく、「巨額の国費を投じ万難を排して」植民政策の遂行を目指すプロシアの「熱心と勇氣」を高く評価している⁴⁰。「普国内国植民会社及組合概要」と「普国私営内国

植民概要」の結語において強調された共通事項は「植民事業の困難は営利の目的物として極めて不適当」、国費の積極的投資による国家主導の植民政策の徹底であった⁴¹。前者の報告書は、プロシアにおける植民事業が「国家の補助を仰ぎ初めて之が遂行をなしつゝある」、ゆえに「台湾に於ける母国農民の移植」もまた「国家自ら事業の全部を経営するにあらずんば遂に失敗の悲運を見るに至るや勿論なり」という結論を下している⁴²。後者の報告書も、プロシアに倣って「我台湾及朝鮮に於ける母国農民移植の如きも宜しく国家自ら行ふ所の官営植民」による必要を主張している⁴³。また、東郷の上司の宮尾は、植民事業が「安い貴いの問題ではない」、「金では見積もることの出来ない」と「功利主義の経済理論を斥けてゐた」という⁴⁴。両者の基本的立場は、営利目的としての農業植民を否定するとともに、国権拡張目的としての国家主導の農業植民を主張するものであった。同年一月から翌一九一三年二月まで、東郷はフィリピン・マレー半島・ジャワを視察し、農業植民を研究する上での「参考たるべき幾多の材料を得」た⁴⁵。

ベルリン留学や東南アジア視察経験で得た東郷の知見は、第一次世界大戦が勃発した一九一四年一月に公刊された『台湾農業殖民論』に集約される。公刊の背景について、東郷は、同年二月の高岡宛書簡(直筆)において、「先年小生を独逸に留学せしめし宮尾氏は小生に向つて論文を要求せられ周囲の事情は尚又提出を余儀なくせしめつつあり」、「小生としては自分の学力を顧み、大に躊躇致し居り」と述べている⁴⁶。東郷が公刊に乗り気ではなかったにもかかわらず、宮尾が執筆を催促していたことがわかる。同書簡によると、東郷が執筆を開始した時期は「昨夏」⁴⁷、中国において第二革命が勃発した一九一三

年七月であった。革命前後、陸海軍は中国南部への領土的野心を露骨に示していた⁴⁸。南方政権援助を主張した対支同志連合会には、立憲同志会の非幹部派(後藤系の支持勢力)が参加した⁴⁹。第二革命を契機とする中央における南方への関心の増大が宮尾の催促につながったと考えられる。

『台湾農業殖民論』の中で、熱帯の領有は石油自給の必要と一体の関係にあった。日本の「石油の自給が国家生存上益々必要を感じつつある」という危機意識をもっていた東郷は「熱帯の領有は実に帝国将来の最大目的と称すべきなり」と主張している⁵⁰。南方における農業植民の必要性を主張する東郷に大きな影響を与えた人物は佐藤信淵であった。東郷は、佐藤の『宇内混同秘策』を「自給排他の大政策を遂行せん」とする「農業政策」と解釈し、「比律賓に根拠を定めて南洋の重鎮」となすことに「同意」する⁵¹。このことは現実の国際政治において、東郷が対米戦争をおこなうことなく、日本によるフィリピンの領有を可能だと認識していたことを意味している。東郷は、アメリカ大統領ウィルソン及びフィリピン総督ハリソンが、軍備費負担の問題から「比律賓放棄論」に基づいて「独立を目的として施政」していると主張する⁵²。実際、フィリピンにおける自治権付与に及び腰であった共和党政権とは対照的に、アメリカの民主党政権(一九一三年に発足)及び同政権に指名されたハリソンは、フィリピンにおける自治権拡張に積極的であった⁵³。こうした国際状況を背景に、東郷は「比律賓人は独立自治の国民たるを得べし」と主張する一方で、「然れども其結果は寧ろ幸福ならざるべし」、「或強大国の一部として永久の平和を楽しむを可とす」と主張する⁵⁴。東郷がいう「或強大国」が日本を指すことは確実であろう。だが、一九一二年一二月の松岡正男(台湾総督府囑託)の報告書は、フィリピン問題が日米関係を

悪化させることに警鐘を鳴らしており⁵⁵、東郷のフィリピン領有論は日米関係の悪化に直結した。対米関係の悪化を懸念せずに日本のフィリピン領有を企図する東郷の農業植民論は、対外膨張と国際協調が両立すると認識するプロシアの世界政策の矛盾と共通するものであった。

台湾総督府において熱帯資源に関する調査事業が興隆していた一九一七年三月、東郷は安藤貞美台湾総督に対して、戦後の農業政策を見据えた「農業調査会設置ノ議」という意見書を提示している。東郷は、台湾において「従来蓄積セラレタル熱帯産業ノ開発ニ関スル幾多ノ経験ト学術的研究トヲ基礎トシ」、「母国及其ノ植民地対岸支那、南洋諸島、竝ニ世界ノ大局ト本島トノ関係ヲ稽查探求」する必要性を主張する⁵⁶。その上で「為政者ヲ更ユルコトアルモ政策ハ永遠ニ其ノ習フ所ヲ変セス」と主張する⁵⁷。台湾における農業調査の目的について、東郷は一九一九年の論文の中で「国家の生存を永遠ならしめん」がための「食糧及び原料の自給」が必要だと述べ⁵⁸、一九二三年の講演では「台湾の四隅には棉花栽培の可能性を有する広大な土地がいくらかでも横たはって居る」と主張している⁵⁹。このように、東郷の農業調査会構想は帝国日本による広大な土地の支配を前提としており、将来の経済圏の創出に備えることの一環であったことがわかる。

しかし、北方支援（西原借款）を開始した寺内正毅内閣は、第二次大隈重信改造内閣の外交方針から一転して、南方への不干渉を決定した⁶⁰。それとともに、東郷が尽力した台湾総督府の「日本村」事業は、一九一七年五月に打ち切られた⁶¹。東郷は「日本村」建設事業の中止にみられる台湾総督府の方針転換を「非常に遺憾に思つた」と回顧している⁶²。このことは、東郷が主張した中央の政権交代に拘束

されない台湾総督府の政策の独立不動性が現実政治において反映されなかったことを示している。台湾総督府における南方政策の独立不動性の欠如は東郷を失望させるに十分であり、政党政治家転身への一因になったと考えられる。

東郷の意見書の直後の一九一七年四月にアメリカが参戦した結果、ロシアは第一次世界大戦に敗北し、戦後のアメリカ中心の国際政治において東郷の戦後構想は崩されていくことになる。

第三節 戦後秩序下における東郷実の農業植民論の展開

本節の目的は、東郷の農業植民論が戦後秩序と対置される形で展開されていく過程を明らかにすることにある。

ウィルソンの一四か条が提示された一九一八年一月、東郷は「戦後に於ける我帝国の農業政策は飽く迄積極的であつて母国と植民地と更に勢力範囲とを以てしたる一大圏内に完全なる独立自給を創建せしむる為めのものでなくてはならぬ」と、従来通りの主張を展開している⁶³。自給排他の経済圏創出を目的とする東郷の農業植民論は、新たな植民地支配を認めないウィルソン主義と相容れないものであった。

ロシアの敗戦にともなう「パックス・アングロサクソニカ体制」の登場は、ロシア中心の世界秩序の誕生を期待していた東郷の思惑を大きく裏切るものであった。第一次世界大戦終結以降、原敬内閣は、従来の二国間による国権拡張を否定したアメリカ主導の新外交への適応力を見せはじめる。パリ講

和会議開催の際、東郷は、自由主義を前面に出すウィルソン主義が「食料及原料の自給等国家生存上の重大要件たる農業政策を閉却」していることを「実に思はざるの甚だしき」と、ウィルソン主義が一国の自立的経済を認めない理念であると批判している⁶⁴。ウィルソン主導の東アジア政策は、第一次世界大戦期において日本の対中国政策の非をウィルソンに訴えていたラインシュ（アメリカの植民学者にして駐華公使）の意図が大きく影響していた⁶⁵。帝国主義時代の幕開けとなった中国分割期において、ラインシュはロシアが「農業的殖民の基礎を定め」た上で「所謂保護の道徳的義務なる好名義の下に其の虎狼の野心を逞ふするに至る」ことを警戒していた⁶⁶。東アジアにおけるアメリカ外交の手綱を握っていた人物は、東郷が模範としたロシアの農業植民を強く批判する立場にいたのである。他方、東郷は「独逸の農業が英国の様に貧弱であつたら此の戦争は斯くの如く長く継続せなかつたであらう」、「独逸は戦にこそ負けたが学ぶ可き国である」、「工業盛んになると共に農業を犠牲にしない所に独逸の強みがある」と、戦前と同様にドイツへの信頼感を示している。東郷が戦後日本に求めたものは、長期戦の持続を可能にさせたドイツの経済自給力であつた。経済思想家メレンドルフの主張に見られるように、ドイツは大戦後においてもウィルソン主義に対置させる形でアウタルキーの創出を目指していた⁶⁷。東郷が重視した点はドイツの敗戦という結果ではなく、ドイツによる戦争の長期継続という過程であつた⁶⁸。なお、戦中期における日本のドイツ利権の獲得について東郷は一切言及していない。

一九二一年一月に開幕したワシントン会議において、原内閣の外交路線を引き継いだ高橋是清政友会内閣は国際協調を遵守する姿勢を見せた。この会議によって締結された諸条約によって、従来の国際

ルールにおける常識であつた二国間による勢力圏の策定が不可能となつた。戦後秩序の形成にともなう日本の国権拡張の頭打ち、農業植民の実行が困難になつたことを意味した。

戦後秩序下において、東郷の農業植民論はいかにして展開されたのだろうか。東郷の国権拡張正当化の論理は、繰り返し主張されることになる「土地の国際的分配」の主張であつた。第一次世界大戦直後、東郷は「世界的協約」の締結によつて「土地の不公平分配」が是正されるべきと主張した。日露戦後の『日本植民論』以来、東郷は農業植民地の獲得を主張してきた。一九二〇年から総督官房調査課長となつていた東郷は、一九二三年の『植民夜話』の中で、イギリスを「過大地主」、日本を「過小地主」とみなし、「過大地主」たちは「実力以上に又必要以上に大面積の土地を領有し」、「人類の利用を充分ならしめて居ない」と主張し、「彼等大地主の多くは他人の所有地に対しては『門戸開放』『機会均等』を要求しながら、自己の所有地に対しては、固く門戸を閉鎖し『他人不加入』の禁札を掲げ」ていると、新外交の理念である門戸開放及び機会均等の理念を批判する⁶⁹。同時に彼は「過大地主」が土地を持て余していることが「今次の世界大戦を爆発せし」めた最大の要因であつたと主張する⁷⁰。東郷の「土地の分配」方法とは、「武力や侵略によらず」締結される「世界的協約」であつた。その上で「世界的協約」によつて「世界に於ける土地の分配を公平ならしむるに於て、そこに初めて人類全体の幸福が増進せられ、永久の世界的平和は確立することが出来るのである」と主張する⁷¹。

右の主張からわかるように、東郷は「土地の分配」の現状維持を戦争の最大の原因と見なしていた。土地の「公正」な分配⁷²「土地の国際的分配」の実現は後年の東郷の政治課題となる。この時、東郷は

国際社会に対し土地の「分配」を主張するにあたり「世界的協約」という手段を重視している。この点を踏まえれば、第一次世界大戦直後の東郷は、四国条約や九国条約のような「世界的協約」の締結による海外植民地拡張を現実的な政治外交課題に据えていたと思われる。しかし、一九三〇年代の東郷は「土地」の「分配」を主張するにあたり「世界的協約」という手段を完全に放棄するに至る。これは、東郷が「土地」の「分配」に消極的な国際秩序に対する失望を深めた結果と思われる。

東郷の農業植民論は原首相・田健治郎台湾総督の対米協調方針と鋭く対立する性質のものであった。原以降の歴代首相（高橋是清・加藤友三郎・山本権兵衛）は太平洋の平和維持を目的とした四国条約体制を遵守し、この路線は憲政党内閣下の幣原外交によって確立される。文官総督制に移行（原内閣の成果）以来、中央政府と同様に台湾総督府もまた、四国条約体制に順応していった。南方への国権拡張の打ち止めは、『植民夜話』の中で「世界の檣舞台は將に太平洋に移らんとして居る」、「華府會議が極東問題に與へたる平和的保障を過信してはならぬ」と主張し⁷²、「農業的植民」による「南方植民」の徹底によつて「南洋の島々悉く版図に入るべし」とする佐藤信淵の言を「卓見」と評していた東郷を失望させるに十分であつた⁷³。

政党内閣の影響下に置かれた文官総督主導の台湾総督府に絶望していた東郷に目をつけた人物が、一九二四年に政友本党を結党した床次竹二郎（東郷と同郷の薩摩出身）であつた。床次は二大政党に対抗する政策理念として東郷の農業植民論を必要としていた。床次は東郷に対し、「是非共我党に入つて君の農業政策を政治的に効用あらしめて呉れと懇願した」という⁷⁴。なお、床次と東郷の仲介役となつた

人物が後藤新平であった。東郷の回想によると、後藤は「床次によく事情を話し一身を投げ出して頼むがよい。床次はきつと喜んで引受け、万事指導して呉れるにちがひない。後藤がさういつたとよく話して見給へ！」と語り、東郷の入党を後押ししたという⁷⁵。入党に際して、東郷は床次に対して「農村の疲弊困憊、植民問題に関する国民の無関心、斯くてわが国全体の行詰は火を観るよりも明かであります」、「私は微力ながらも先生の驥尾に附してこの重大問題の達成に精進し度いのです」と、政界入りの決意を語ったと言う⁷⁶。

台湾総督府の官吏として孤立していた東郷は、自身の農業植民論を有効活用する場を中央政界に求めたのである。以後の東郷は、政党政治家として農業植民論の実践を企図していくことになる。

おわりに

本章では、東郷実の農業植民論の形成過程を検討することで、台湾総督府官僚によって形成された対外膨張思想の一端を明らかにした。

一九〇六年の『日本植民論』以来、東郷が農業植民論を主張する背景には、日本の農村が土地狭小にして人口過剰であるという理解があった。東郷にとって満韓植民は「亜細亜大帝国」建設に伴う「天下三分」（帝国間勢力均衡）実現の端緒であった。東郷のプロシア留学（一九〇九〜一九一一年）は台湾総督府殖産局長の宮尾舜治の命令によるもので、後藤系総督府が南方への国権拡張を想定して進めてい

た東台湾における「日本村」建設事業（一九〇九～一九一七年）の一環であった。ベルリン大学のゼーリング教授の指導を受けて完成した『独逸内国植民論』、ならびに佐久間左馬太台湾総督に提出した報告書（一九一三年）から明らかのように、東郷は、プロシア留学経験を通して帝国日本の自給排他経済圏創出の必要性を学んだ。同書において、フィリピンをはじめとする南方への国権拡張という枠組みは、太平洋地域の現状維持を定めた高平・ルート協定に反するものであった。

第一次世界大戦後、日本の国権拡張が頭打ちとなると、東郷は、国際社会に対する「土地の分配」を要求していくに至る。「土地の分配」を国際社会に求めていく東郷の主張は、土地を有効利用していないイギリス等の「過大地主」に代わって「過小地主」である日本が「人類幸福」・「平和」のために土地を有効利用しようという考えを背景としていた。この考えの背景には、新渡戸稲造が支持していた「世界土地共有論」があった。つまり、東郷は植民による人類規模の利益の創出という考えに基づいて、一国の国益の追求（勢力圏外交）を禁じたアメリカ中心の戦後秩序下において農業植民の正当化を試みようとした。以後東郷は、国際社会に対する「土地の分配」Ⅱ「土地の国際的分配」を繰り返し主張していくことになる。

台湾総督府の国際協調路線に失望した東郷は一九二四年に政友本党に入党し、政党政治の下で農業植民論の実践を企図していくことになる。次章では、東郷の農業植民論が完成していく過程を検討する。

¹本章では、数ある東郷の著作の下で、特に『日本植民論』文武道、一九〇六年、『台湾農業殖民論』富山房、一九一四年、『植民夜話』植民夜話刊行会、一九二三年の三点に着目する。

²岡本真希子『植民地官僚の政治史』三元社、このほか、植民地官僚人事を扱った研究として、政党内閣期における台湾総督府人事について扱った、李炯植「政党内閣期における植民地統治」（松田利彦・やまだあつし編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』思文閣出版、二〇〇九年）がある。

³前掲、東郷『台湾農業殖民論』凡例一頁。

⁴東郷実『独逸の産業と植民政策』拓殖局、一九一一年、一七頁。

⁵プロシアにおいて提起されたアウトタルキー構想については、小野清美『テクノクラートの世界とナチズム』ミネルヴァ書房、一九九六年を参照。

⁶前掲、小野『テクノクラートの世界とナチズム』一三五頁。

⁷東郷実「大日本主義の農業政策」『台湾農事報』九六号、一九一四年、三頁。

⁸バックス・アングロサクソニカ体制の形成については、細谷千博『両大戦間の日米外交』岩波書店、一九八八年を参照。

⁹東郷実「明治三十七年度夏季修学旅行復命報告書」一九〇五年。東郷が札幌農学校に提出したもの。北海道大学文書館所蔵。

¹⁰前掲、東郷『日本植民論』一七七頁～一七八頁。

¹¹同右、一二五頁。

¹²同右、二〇一頁。

¹³佐藤昌介「農業経済学」札幌農学校、一九〇七年。佐藤昌介講演未定稿（請求番号63:33/NO）。北海道大学附属図書館佐藤昌介文庫所蔵。

¹⁴前掲、東郷『日本植民論』一七八頁～一七八頁。

- ¹⁵ 同右、二三八頁～二三九頁。
¹⁶ 同右、三七九頁。
¹⁷ 同右、三八五頁。
¹⁸ 同右、三八六頁。
¹⁹ 小林道彦『日本の大陸政策』南窓社、一九九六年、一九八頁。
²⁰ 前掲、東郷『台湾農業殖民論』四三四頁。
²¹ 東郷実「新渡戸先生を憶ふ」一九三四年。新渡戸稲造全集記念委員会編『新渡戸稲造全集』二三卷、教文館、一九八七年。
²² 谷ヶ城秀吉編『宮尾舜治』ゆまに書房、二〇〇八年、二七三頁。原本は、黒谷了太郎編『宮尾舜治』一九三九年。
²³ 季武嘉也『大正期の政治構造』吉川弘文館、一九九八年、二三四頁。
²⁴ 前掲、谷ヶ崎編『宮尾舜治』二三八頁。
²⁵ 鶴見祐輔『正伝 後藤新平』第三卷、藤原書店、二〇〇五年、七二二頁。初版一九三七年。
²⁶ 同右、八三三頁。
²⁷ 前掲、季武『大正期の政治構造』二三四頁～二三五頁。
²⁸ 前掲、小林『日本の大陸政策』一七九頁。
²⁹ 寺本康俊『日露戦争以後の日本外交』信山社、一九九九年、四五一頁。
³⁰ 台湾総督府編『台湾総督府官営移民事業報告書』台湾総督府、一九一九年、一頁。
³¹ 前掲、谷ヶ崎編『宮尾舜治』二三七頁、二六七頁。
³² 同右、二六五頁。
³³ 谷ヶ城秀吉編『佐久間左馬太』ゆまに書房、二〇〇八年、四八四頁。原本は、台湾救済団編『佐久間佐馬

太』台湾救済団、一九三三年。

³⁴ 東郷実編述「独逸植民地の母国に對する經濟關係」台湾総督府殖産局、一九一三年、一四四頁。

³⁵ 東郷実「熱帶農業移民論」『台湾農事報』八四号、一九一三年、三頁。

³⁶ 「高岡熊雄宛東郷実書簡」一九一〇年カ、二月一七日。北海道大学文書館所蔵「高岡熊雄關係文書」分類番号〇〇二三四。正式な年代は不明だが、ベルリン滞在時に執筆した『独逸の産業と植民政策』の執筆の完了（一九一〇年五月）について述べていることから、一九一〇年と思われる。

³⁷ 前掲、東郷『独逸の産業と植民政策』一四頁。

³⁸ 前掲『宮尾舜治』二六八頁。

³⁹ 東郷実「普国官営内国植民概要」拓殖局、一九一二年、三六頁。北海道大学附属図書館北方資料室所蔵「高岡・松岡パンフレット」分類番号 欧米諸国〇〇〇二一・〇〇二一。

⁴⁰ 同右、三九頁。

⁴¹ 東郷実「普国内国植民会社及組合概要」拓殖局、一九一二年、三六頁。「高岡・松岡パンフレット」分類番号 欧米諸国〇〇〇二一・〇〇四。

⁴² 同右、三六頁〜三七頁。

⁴³ 東郷実「普国私営内国植民概要」拓殖局、一九一二年、三六頁。「高岡・松岡パンフレット」分類番号 欧米諸国〇〇〇二一・〇〇三。

⁴⁴ 前掲『宮尾舜治』二六七頁。

⁴⁵ 前掲、東郷『台湾農業殖民論』凡例二頁。

⁴⁶ 「高岡熊雄宛東郷実書簡」一九一四年二月一日。前掲「高岡熊雄關係文書」分類番号 〇〇二三〇。

⁴⁷ 同右。

- ⁴⁸ 波多野勝『近代東アジアの政治変動と日本の外交』慶應通信、一九九五年、一六六頁～一七三頁。
- ⁴⁹ 櫻井良樹『辛亥革命と日本政治の変動』岩波書店、二〇〇九年、二七三頁。
- ⁵⁰ 前掲、東郷『台湾農業殖民論』二七六頁～二七七頁。
- ⁵¹ 同右、六六四頁～六六五頁。
- ⁵² 同右、一九五頁～一九六頁。
- ⁵³ 早瀬晋三・深見純生「近代植民地の展開と日本の占領」池端雪浦編『東南アジア史』（Ⅱ）山川出版社、一九九九年、三一六、三二七頁。
- ⁵⁴ 前掲、東郷『台湾農業殖民論』一九七頁。
- ⁵⁵ 松岡正男述「南洋視察復命書」台湾総督府、一九一四年、九六頁。北海道大学附属図書館所蔵。
- ⁵⁶ 東郷実「農業調査会設置ノ議」一九一七年。「高岡・松岡・パンフレット」分類番号 N〇二五一・〇〇六。本史料は、北海道大学にのみ所蔵が確認される史料である。
- ⁵⁷ 同右。
- ⁵⁸ 東郷実「戦後の農業政策と農業基本調査」『台湾農事報』一四六号、一九一九年、四頁。
- ⁵⁹ 東郷実「農政私議」一九二三年、八頁。同書を引用するに当たり、国立国会図書館近代デジタルライブラリーを利用した。
- ⁶⁰ 千葉功『旧外交の形成』勁草書房、二〇〇八年、三三四頁。
- ⁶¹ 前掲、台湾総督府編『台湾総督府官宮移民事業報告書』三五五頁。
- ⁶² 東郷実「国内移住問題」拓務省拓務局編『移植民講習会講演集』拓務省拓務局、一九三二年、一四〇頁。
- ⁶³ 東郷実「戦後の農業政策」『台湾農事報』一三四号、一九一八年、七頁。
- ⁶⁴ 前掲、東郷「戦後の農業政策と農業基本調査」三頁。
- ⁶⁵ 前掲、千葉『旧外交の形成』三〇一頁。

⁶⁶ ポール・S・ラインシュ著、高田早苗訳『帝国主義論』東京専門学校出版部、一九〇一年、四七頁〜四八頁。

⁶⁷ 前掲、小野『テクノクラートの世界とナチズム』二二九頁。

⁶⁸ 東郷実「国家の衰亡と農業」『台湾農事報』一八六号、一九二二年、一六頁〜一七頁。

⁶⁹ 前掲、東郷『植民夜話』二八五頁。

⁷⁰ 同右、二八〇頁。

⁷¹ 同右、二八五頁。

⁷² 同右、二五二頁。

⁷³ 同右、二一二頁。

⁷⁴ 『読売新聞』一九二五年三月二五日。

⁷⁵ 東郷実「二人の恩人」『伯林の月』富山房、一九四〇年、四五六頁。一九三八年の文章。

⁷⁶ 同右、四五三頁。

第二章 少壮代議士時代の東郷実　　く東亜大經濟圈構想の登場く

はじめに

本章の目的は、少壮代議士時代の東郷実（一九二四～一九二九）が自身の農業植民論を「東亜大經濟圈」構想という形で完成させていく過程を明らかにすることにある。

一九二四年七月に第一五回総選挙が実施されると、東郷は政友本党の公認候補者として鹿児島六区から出馬し、当選を果たした¹。東郷は「独自の政見」の一つとして「植民政策の刷新」を掲げ²、一九二八年の第一六回総選挙（第一回普通選挙）で鹿児島二区から立憲民政党公認候補として出馬し、トップ当選を果たした³。

農業植民政策の実践という観点から、当該期の東郷が重視したのが、土地商租権問題の解決であった。土地商租権とは、日本が袁世凱政権に提示した対華二十一か条の要求の中の「南満州及び東部内蒙古に關する条約」に記された「必要なる土地を商租する」権利を意味し⁴、ワシントン会議において承認された。この「商租」という語は、日本側において満蒙を対象とする日本の実質的な土地所有権と解釈され、中国側の大きな反発を招いた⁵。佐藤元英氏によれば「商租権は、日本の満州植民地化工作の有力な一手段」であった⁶。東郷は一九二六年二月の第五一議會において「我国ノ産業政策ヲ確立スル上ニ於キマシテ、満蒙其他亜細亞大陸ヲ無視シテ、私ハ根本的ノ政策ト云フモノハデキルモノデナイト思ヒ

マス、此意味ニ於キマシテ私共ハ商租権其他ノ問題ニ付テハ、速ニ政府ガ適当ナ御処置ヲ為サランコトヲ希望スル」と主張している⁷。札幌農学校時代から「過小農」の「独立的産業」としての価値を認めず、第一次世界大戦後においても変わらず「母国と植民地と更に勢力範囲とを以てしたる一大圈内に完全なる独立自給を創建せしむるための」農業政策の確立を主張していた東郷にとって「産業政策」とは、農業植民政策を意味する⁸。

ここで注目すべきは、土地商租権問題の解決を主張する際に、東郷が「満蒙」のみに限定されない「亜細亜大陸」を対象とした「産業政策」の確立を目指している点である⁹。右の点に関連して東郷は、一九二七年の「食糧問題と東洋政策」の中で「食糧の大部分を外国から仰がねばならぬ状態に置かれた時、外国と戦争が起つたと仮定したら怎うであらうか?」、「食糧の全部を完全に未来永劫この小さな島国に於て生産し得やうとは思わぬ」、「最も必要なるは国家非常の場合に処して食糧を最も安全に我国に運び得る地域に於て此問題を解決することである。それは亜細亜大陸に於て之を為すことが最も安全なり」と主張する¹⁰。一九二五年から一九二九年における日本は、関東大震災後の復興需要の影響で食糧品を含む商品全体の輸入増が拡大しており、米は二億九千七百万円、小麦は二億六千四百万円の入超であった¹¹。東郷が問題視していたことは日本が戦時における食糧自給体制を構築できていないことにあった¹²。その対策として、東郷は「亜細亜大陸」全体を対象とする日本の食糧自給圏の確立を企図していた。以上の東郷の主張は、国防の観点から食糧自給政策を重視する「明治農政」の考え方に基づいたものであった¹³。

加えて、札幌農学校時代以来「亜細亜大帝国の建国」にともなう日米間勢力均衡（「天下三分」という長期目的をもつ東郷にとって、土地商租権問題は必然的に、解決されなくてはならない緊急の政治外交課題だった。しかし、戦後の国際秩序を遵守する二大政党の外交方針¹⁴は、こうした東郷の政策構想と鋭く対立するものであった。一九二九年の「大人格南洲先生を憶ふ」の中で東郷（新党倶楽部に所属）は、日本外交の現状が「軟弱外交に非ずんば声のみの強硬外交である」と、幣原外交と田中外交を批判している¹⁵。このように、東郷は戦後の国際秩序の本質的な批判者であった¹⁶。しかし、留意すべきは東郷が、米英との戦争を目的としていたわけではないことである。東郷は「吾人は独立の国家を組織して、世界の平和に貢献せんとするならば、常に戦ふの実力を備へなければならぬ。而して、常に戦ふの実力を備へながら、常に戦はざるの努力を必要とする」、「現今我国の外交が英米に対する追従外交となり、独自の主張なく、その日暮らしの感ある」と主張している¹⁷。

すなわち「天下三分」という帝国間勢力均衡を理想とする東郷にとって、日本が米英に対して対等であることは絶対条件であった。東郷は、一九二八年に発表した論説「日本と支那」の中で、東郷は『東亜大経済圏』の実現は世界の大勢であり、日本の一大使命である。而もこの大理想を達成「せん」ためには、飽迄日本は盟主であり、支那は土台であらねばならぬ。即ち支那は馬であり、日本は騎手である」、「満蒙大地に対する日本の特殊権益の保持のみを主張する様な外交はもう駄目だ」と主張している¹⁸。注目すべきは「東亜大経済圏」構想が、農業植民を手段とした「亜細亜大帝國」建国を目指す『日本植民論』以来の東郷の宿論である「天下三分」を核心としている点である。「日本と支那」の中で東郷

は、自身がかつて「世界の将来は統一にあらざして、三大帝国の建設であり、就中その一つは亜細亜大帝国であることを主張し、同時に亜細亜大帝国の盟主は日本であると高調した」、「自分は今日と雖も依然として、天下三分の説を主張して変らぬものである」と主張している¹⁹。東郷の「天下三分」が「亜細亜大陸」における農業植民による勢力均衡を目指すものであったことを踏まえれば、東郷の「東亜大経済圏」構想の本質は、中国大陆のみならぬ「亜細亜」全体の農業植民地化による、アウタルキーの構築にあったと言えるだろう²⁰。すなわち、東郷にとって土地商租権問題の解決は「亜細亜大帝国」建国に伴う「天下三分」という主張に基づいていた「東亜大経済圏」構想を実現させるための第一歩であった。そして「東亜大経済圏」構想は「天下三分」の理念を背景に、ベルリン大学への留学経験を経て身につけた「自給排他」、すなわち食糧・原料自給圏の確立を目指すアウタルキー構想を組み込んだものであり、東郷の農業植民論の完成形と言えるものであった。

第一節 憲政会内閣期における土地商租権問題と東郷実

本節では、代議士転身直後の東郷実が自身の植民政策構想に基づいて土地商租権問題の解決を企図し、結果、幣原外交²¹を基調とする憲政会内閣によって阻まれていく過程を検討する。

一九二四年八月、政友本党の代議士となった東郷は論説「大日本主義の作興」を発表し²²、改めて「平和的協約」、「世界的協約」の締結による「土地の国際的分配」を主張している²³。注目すべきは、その際に東郷が「欧洲の諸国は此大戦の結果陥った経済の不振及財政上の困難を恢復すべく、非常な苦心努

力を為して居る」一方で「土耳其に於てはケマル、パシヤの蹶起」があつたことを指摘している点である²⁴。東郷のいう「ケマル、パシヤの蹶起」は、ベルサイユ体制下において締結されたセーブル条約に対する不満から生じたものであつた²⁵。すなわち、東郷はケマルの乱を引用することによって、戦勝国本位の勢力圏策定を批判した。他方で東郷は「近来我国民は世界の一等国であり、世界有数の強国であるかの如き自尊心を有し、頗ぶる増長の気味があるが、然しこの増長心こそ遂に国を誤るの虞れあることを自覚しなくてはならぬ」と主張しているように²⁶、戦後の日本を「一等国」と認識してはいなかった。

しかし、こうした東郷の主張は、日本が「一等国」であることを前提として国内産業の発達と米英協調を目指す憲政会内閣の幣原外交と最も対立するものであつた²⁷。一九二五年一〇月、東郷が所属する政友本党は「東洋政策」を掲げ、解決すべき「政治外交」問題の一つとして「日支条約」、つまり対華二一か条要求に依拠した「満蒙商租権問題」の「解決」を掲げた²⁸。「東洋政策」は、政友本党所属代議士の柏田忠一と津崎尚武が作成した政友本党の対外態度を明記したものであり、床次竹二郎総裁の承認を得て党方針として提示された²⁹。本章の冒頭で検討した東郷の論説「食糧問題と東洋政策」は、政友本党の「東洋政策」を踏まえたものであつたと考えられる。同年一月の第五〇議会において柏田は、幣原喜重郎外相に対して、内地人が満鉄の「附属地以外二進デ発展ヲシナケレバナラヌ」、ゆえに「商租権ヲ確立シテ置クコトハ必要」であると主張している³⁰。このように、土地商租権問題の解決に積極的な政友本党は東郷に対して、自身の農業植民論を主張できるだけの政治的土台を部分的に、提供して

いたと言える³¹。他方、柏田から土地商租権問題の解決を求められた幣原外相は、「未ダ此所デ御話申ス時期ニ達シテ居リマセヌ」と消極的に対応している³²。一九二三年には奉天省長が商租禁令を出すなど、奉天省と吉林省では国権回収運動の一つとしての商租権回収運動が盛んとなっており、そのことは、幣原外相にとつての脅威であつた³³。幣原外相にとつて、政友本党による土地商租権問題への積極的対応は中国のボイコット運動を加速させる可能性を孕んでおり、同国との自由貿易を推進する上での弊害であつたと言える³⁴。

翌一九二六年の第五一議会は、東郷にとつて土地商租権問題と密着な関係にある食糧自給問題が議論される議会となつた。食糧問題をめぐる東郷と憲政会内閣の対立は、一九二六年二月四日の第五一議会における質疑に象徴されている。東郷は、まず若槻礼次郎首相に対して「我国ノ食糧ハ、今日内国ノ生産ヲ以テ充実スルコトガ出来ナイ」、「人口増加ノ趨勢カラ申シマシテモ此問題ハ今後益々重要ナ問題トシテ、今日適切ナル国策ヲ定メナケレバナラヌト思フガ、現政府ハ此食糧問題ニ対シ如何ナル根本方針ヲ以テ居ラレルカ」と質問する³⁵。これに対して若槻首相は、まず「食糧モ、衣料ノ原料モ、何デモ自給自足デヤツテイカウト行ツタ所ガ、ソレハムヅカシイト思フノデアリマス、併シ食糧ノ自給自足ヲ努メナケレバナラヌト思フ」、「東郷君ノ御話ニナル通り、未ダ食糧問題ニ付テモ自給自足ニナツテ居ラナイト思フノデアリマス」と、「食糧ノ自給自足ヲ図ル」必要性を述べた³⁶。

このように、若槻首相と東郷は、食糧自給政策の必要性を認識する点において一致していた。ただし、食糧自給問題の解決手段をめぐって、両者は鋭く対立した。先に見た主張の中で東郷は、食糧自給力確

保のためには内国農業の發展のみでは不十分としていたが、若槻首相は「拓カントスレバ若干拓クベキ所モアルノデアリマス、植民地等ニ於テハモット食糧ノ増産ヲ図ルコトガ出来ル」と、海外植民を視野に入れず、帝国の版図内に限定した食糧自給を主張した³⁷。また、食糧自給の手段について「現内閣ハ何カ具体的ノ方策ヲ以テ進ミツ、アリマスカ」という東郷の質問³⁸に対して、早速整爾農相は「北海道拓殖計画」と「比較的目的新シイ」政策である「朝鮮ノ産米増殖ノ計画」を挙げる一方で「特別ニ新シイ計画ガアルト云フ訳デハナイ」と回答している³⁹。また、若槻首相は「外国カラ原料ヲ取ツテ来テ、而シテ国内デ之ヲ加工其他致シテ、更ニ海外ニ出ス」ことで「世界一等国ノ地位ヲ保ツテ、何処マデモ国力ヲ維持シテ行キ發展セシメテ行」く必要を述べる一方で「唯移民サヘスレバソレデ宜シイ」と「簡單ニハ参ラヌ」と主張していた⁴⁰。若槻首相は、海外植民政策を否定するとともに、原料の輸入と製品の輸出による国内産業の發展という自身が志向する産業政策構想を明示した⁴¹。国内産業振興を産業政策構想の骨子に据える若槻首相の答弁は、海外への農業植民政策による産業基盤の拡張を目指す東郷にとって容認できないものであった。東郷は「吾リハ政府トシテハ永遠ノ計ヲ立ツル上ニ於イテハ、少ナクトモ今後三十年後乃至五十年後ニ於ケル是等ノ問題ハ、斯ウスレバ解決ガ出来ルト云フダケノ案ガナケレバナラヌト思フ、併シナガラサウ云フ案ガ只今ナイト私ハ解釈シテ宜シカラウト思ヒマスカラ、是レハ是レ以上申シマセヌ」と述べ、質問を打ち切っている⁴²。

ここで本論が注目するのは、二月五日の予算委員会における土地商租権問題の即時解決を求める東郷の主張である。東郷は「大体ニ於キマシテ現内閣ノ移民政策ニ付キマシテハ、僅ニ千人位ヲ海外ニ送ル

ト云フヤウナ極メテ小サナ御計画デアル、又此重大問題ヲ解決シナケレバナラヌ、所謂満蒙ニ於ケル土地商租権ノ問題ノ如キモ未解決ノ儘ニアルト云フコトハ、私共ノ甚ダ遺憾ニ存ズル所デアリマス、仍テ内閣ハ最善ノ力ヲ盡シテ、此重大問題ニ付テ十分ノ解決ノ出来ルヤウニ御盡力アルコトヲ此席ニ於テ希望致シテ置キマス」と、土地商租権問題に対する憲政会内閣の消極性を批判している⁴³。幣原外相は日本からの移民を受け入れていたブラジル移民については容認していたが⁴⁴、東郷は「伯刺西爾其ノ他ニ於キマシテモ、合衆国ノ勢力ガ這入ツタ結果」、「我国ノ移民ニ対シテ制限ヲ加ヘラレルヤウナ時代ガ来ルヤウナ時代ガクルベキモノデハナイカト予想致シテ居リマス」、「果シテ南米ガ永久ニ我国ノ移民ノ安住地デアルカト云フコトニ付テ、多少ノ疑念ヲ持ツテ居リマス」と、議会においてブラジル移民政策の不十分性を訴えていた⁴⁵。札幌農学校時代における東郷の恩師であつた高岡熊雄⁴⁶に代表されるように、ブラジル移民は、当時の學術機關においてもその必要性が主張されていた。だが、東郷にとつては、アメリカに近接したブラジルへの移民よりも、土地商租権問題の解決を含む大陸問題の解決が重要であつた。

ここで着目すべきは、論説「食糧は依然不足 根本的解決策はただ一つ」の中で、東郷が「戦争の真因たる土地の不公平な国際的分配を匡正」するために、国際社会に対して「土地の公平なる国際的分配を力強く提唱しなくてはならぬ」と主張している点である⁴⁷。同年一月の第五一議会において、東郷は「土地の公平なる国際的分配」の主張を改めて展開している。東郷は次のように述べている⁴⁸。

世間デハ此前ノ世界ノ大戦争ヲ一期ト致シマシテ、再ビスノ如キ戦乱ハ起ラザル如ク考ヘル人ガアリマスケレドモ、私ハソレハ間違デアルト思フ。最近ニ於ケル戦争ノ主ナル原因ハ、主トシテ経済問題デアル、経済的分配ガ今日ノ如ク公平ヲ欠イテ居ル時代ニ於キマシテハ、世界カラ戦争ヲ取リ除ケルコトハ出来ナイト思フ、戦争ハ片々タル条約文ヤ口約文デドウシテモ除ク訳ニ行キマセヌ、故ニ私共ハ常ニ此覚悟ヲ以テ国策ヲ確立シナケレバナラヌ

ここである「経済的分配」とは、東郷が最大の戦争の原因と見なす「土地の不公平分配」を指すと思われる。東郷は、九国条約のような「条約文」や国際連盟規約のような「口約文」が、戦争の根絶に至らない不完全なものであると否定し、同時に「経済的分配」すなわち、公正な「土地の国際的分配」が「世界カラ戦争ヲ取り除ケル」唯一の手段であるという視角を提示した⁴。すなわち、東郷は戦争抑止システムとしての戦後の国際秩序の脆弱性を議会において指摘したのである。

一九二六年一二月、政友本党は「移植民に関する特別調査委員会」を設置し「日支条約の条文により速かに商租権を確保すること」を主張している⁵。その二か月後には憲政会と政友本党の政策提携（憲本連盟）が成立するが、その際に床次は、自身が外交政策の決定過程に関与できる立場を確保しようとしていた⁵¹。これらのことから、土地商租権問題は、政友本党が憲政会との政策提携を企図していく過程において主要な政策課題の一つであったと思われる。翌一九二七年の論説「新帝の勅語を奉体して海外に新日本村を建設せよ」の中で東郷は、食糧輸入依存の打破及び植民政策による食糧自給体制の確立

を主張している。同論の中で東郷は、米麦の入超の現状を指摘した上で「全部内地産で供給できないなら安い外米を輸入するがよい」という見解を批判するとともに「如何に内地農を發達せしめても、吾々の食糧全部を作り出すことは至難である。こゝに於て吾々は移植民の助長奨励を力説せざるを得ない」、「我國の農業を海外に延長し、吾国の農民を海外に移植する事が吾が国策の根本でなければならぬ」と主張する⁵²。このように、東郷は、論説においても議會と同様に、海外への農業植民の必要性を述べていた。

一九二七年四月、東郷の植民政策構想実現の最大障害となっていた第一次若槻憲政会内閣は崩壊し、幣原外相は辞職した。かわつて、産業立国策の立場から満蒙の資源的価値を重視する田中義一政友会内閣が登場する。

第二節 田中義一政友会内閣期における土地商租権問題と東郷実

本節では、田中義一政友会内閣期の東郷実が、対中政策をめぐる対立から民政党を脱党した過程を論じる。

一九二七年六月一日、憲政会と政友本党の合同によつて立憲民政党が成立し、東郷も参加した。民政党結党直前の四月二六日の論説「新政党の樹立へ」の中で、東郷は「既成政党の腐敗、議會政治の墮落は益々甚しいものがある」、「我國の議會政治革新の要諦は、たゞ一途、既成政党の解体」による「新

政党の樹立」すなわち「国家本位の新政党を樹立」することによってのみ「国家は政治の墮落から匡救せらるゝことが出来よう」と主張している⁵³。自身の政策構想を実現できない政友本党に対して失望を感じていた東郷は、政権担当の可能性が高い新党に対して期待を寄せていたのだらう⁵⁴。東郷は自身の農業植民論を実現させるために、より強力な政治主体を求めていたと思われる。民政党は「宣言および政綱」の中で「土地、資源に関する国際的原則」の必要性を主張している⁵⁵。これは幣原外交と異質の理念であるとともに⁵⁶、日本の主導によつて新たな土地及び資源に関する世界的規約の制定を国際社会に求めていく点において、東郷の持論である「土地の国際的分配」の主張と共通する。

こうした東郷の主張は、民政党の外交政策に反映されることはなかった。民政党は、憲政会同様、幣原の外交指導に依存することになる。一九二七年六月一〇日、民政党の政務調査総会の決議を経て、政策起草委員会が組織された⁵⁷。その際、東郷は、浜口雄幸総裁から政策起草委員（委員長は江木翼前司法相）に選出され⁵⁸、民政党の政策立案作業に参加することになった⁵⁹。前首相の若槻と同じく、民政党の顧問であつた床次竹二郎前政友本党総裁は「新党成立の意義は今回決定せんとする政策の如何によつて定まるもので、これが党の生命である」と主張した⁶⁰。この発言から、民政党の政策に対する床次の期待が窺える。しかし、政策起草委員会による政策決定作業は当初から難航し、「政策問題」が生じることになった。一七日、東郷を幹事の一人とする政策起草委員会が開かれ「政策の起草に関する協議をなしたが、意見多岐にわたり、結局何等まとまるに至らず、よつて二十日午後一時再開することゝし、その際政綱に基き各自私案を持ちよつて協議することゝなつた」⁶¹。その後、七月一三日の政務調

査会において「政策問題に付江木特別委員長により各委員が持ち寄れる四十項目を整理してこれを政務調査会の調査に附することに決定した」という事後報告がなされた⁶²。注目すべきは、江木が党の公式政策から外交政策を除外した点である。この点について各委員から質問が続出したが、江木は「外交問題では対支不干渉は今更主張する必要なく又外には書きやうがないから省いた」と回答した⁶³。江木の態度は、民政党が満蒙問題の解決を党方針として掲げなかったことを意味すると同時に、対中不干渉を掲げる幣原の外交指導への依存性を象徴するものである。すなわち、東郷の主張は民政党の政策決定過程に反映されなかった⁶⁴。

他方、田中首相は、東方会議（一九二七年七月）における「対支政策綱領」の中で満蒙分離の立場を明確にした。しかし、田中が同綱領について述べた訓令の中に「土地問題ニ関シテハ商租問題ハ暫ク之ヲ措キ」とあることから理解できるように、東郷らが解決を目指していた土地商租権問題の解決を保留としていた⁶⁵。だが、このことは、同内閣が満蒙における土地問題に無関心であったことを意味しない。同年一〇月、田中内閣が発足させた人口食糧問題調査会⁶⁶の幹事会が作成した「国外移住方策ニ関スル調査」は「満蒙」における「移民ニ適スル主ナル事業」が「米作其ノ他一般農業」にあると捉え、「一大資本ヲ以テ此等地方ニ農業地ノコンセツションヲ得、之ガ開発ニ必要ナル本邦移民ヲ送ルベキナリ」と述べている⁶⁷。満蒙における「農業地ノコンセツション」を求める同調査会の決議は、田中内閣の満蒙政策に反映されることになる。一九二八年三月、外務省は、満蒙における土地問題を解決するために「解決の見込みのない」土地商租権問題の「代案」という形で「支那側の特許により地方的にコンセツ

シヨン（利権）形式を以て一定地域に限り農耕権若しくは耕地権を獲得すること」を検討した⁶⁸。これは、土地商租権を認めない中国に対する「微温的」な一種の妥協案であつた⁶⁹。

しかし、一九二八年六月四日の張作霖爆殺事件を契機として田中内閣は、満蒙における土地問題への態度を一変させ、東方会議の時点では保留としていた土地商租権問題の解決に積極的となる。田中内閣が同問題に積極的となった一因として、林久治郎の奉天総領事への就任が挙げられる。張作霖爆殺事件の直前に奉天総領事に就任した林は、土地商租権をはじめとする満蒙諸懸案を外務省主導によつて一元的に解決しようとした⁷⁰。ここで本稿が注目する点は、同年六月二〇日に、林が「張作霖遭難事件」を「東三省政權更新一転機」と捉え、そのような時期だからこそ「土地商租ノ実現」を目指すべきであると田中首相兼外相に提起していたことである⁷¹。

同年十月、田中首相兼外相は、林総領事に対して「満州問題解決方針」を提示し、その中で「満州ノ治安ニ次イテ必要ナルハ同地方ニ於ケル我經濟的活動ノ基礎ヲ確立スルニ存ス右ハ畢竟同地方ヲ日本人ノ居住營業ニ開放セシメ日本人ヲシテ土地ノ利用權ヲ享有セシムルコトニ歸着ス」、「差当り実行シ得ベキ事項トシテ大正四年ノ日支條約ニ規定セル（一）南満州ニ於ケル居住往來ノ自由（二）商租ノ実行ヲ為サシム様要求スルコトトス可シ」と主張した⁷²。田中首相兼外相が土地商租権問題の解決を指示したことは、同問題の解決が国策段階に浮上したことを意味しよう。当該期の田中は、満蒙の人口移植地としての価値を認めていた⁷³。しかし、東三省政權は一二月に国民政府に合流、南北易幟が実現し、より排日的な傾向を強めていった⁷⁴。

張作霖爆殺事件から二か月後の一九二八年八月三日、東郷は床次に従って民政党を脱党し、一日には床次が新たに結党した新党倶楽部に参加した⁷⁵。民政党は、床次の脱党声明を不可解と見なしたが⁷⁶、床次の脱党理由は、民政党の対中政策における内政不干渉主義に対する不満であった⁷⁷。床次一派の脱党趣意書の主張は、単なる方便にとどまらない。その根拠として本稿が着目するのが、脱党組の一人の中西六三郎による「床次氏の脱党理由の中心は国家の為め支那問題に善処するに在ったことを疑はない」という主張である⁷⁸。当該期の中西は、床次と政友会との提携に反対し、一度脱党した民政党を再び支持していた⁷⁹。この中西の言は、床次と敵対関係にあった代議士の公正な見解として信憑性がある。床次派による民政党脱党の最たる理由は、東郷ら床次周辺の代議士たちの内政不干渉主義に対する不満にあったと思われる⁸⁰。

ここで、民政党が対中政策に関する声明を二度発表していることに注目したい。床次の伝記によると、床次の意見が反映された第一次声明書は党内の批判によって「やり直すこと」になり、安達謙蔵（旧憲政会系）と小橋一太（旧政友本党系、床次脱党の際には民政党に残留）によって、第二次声明書が作成されたという⁸¹。八月五日の『北海タイムス』に掲載された民政党北海道支部の声明書には「民政党第一次声明は床次氏も之に参与し第二次声明は当時不在なりし」とある⁸²。床次の不在時に第二次声明が安達らによって作成されたことがわかる。八月二五日の『北海タイムス』は「過般民政党より発せられた対支問題声明の如きは床次氏の平常主張する意見を全く交へず、同氏が北海道遊説中奇貨置くべしと為し、主として幣原前外相の意見を基礎として案を作成し、床次氏には一言も挨拶もなく、暗的に発

表して同氏の面目を傷つけ、遂に床次氏をいたく憤慨せしめ、脱党を余儀なくせしめたものである」と報じている⁸³。事実、浜口の日記の中に記される「対支第二次声明書」の原案作成者の中に、床次の名はない⁸⁴。尚、床次の伝記には、民政党の第二次声明の全文が掲載されている。それは、中国への内政不干渉を強調する一方で、林総領事の動向を「その内容未だ公表せられたるもの」ではないが「軽率不謹慎」なものであると批判している⁸⁵。浜口総裁は林が中国における南北妥協に対して警告を発したことを自身の日記に記していることに見られるように、林の動向を警戒していた⁸⁶。林を批判する第二次声明書は、土地商租権問題の解決を志向する点において、林と立場を同じくしていた東郷の立場と相いれないものであった。故に、幣原の意図が強く反映された民政党の第二次声明は、床次のみならず、かねてから幣原外交と対立していた東郷にとつても容認できるものではなかったと考えられる。民政党の対中声明の作成過程において床次が排除されていたことは、東郷の敗北の証左であろう。床次の新党俱樂部は、対中政策を基軸とした田中政友会との協調を目指した⁸⁷。一九二九年一月、政友会幹部会は床次が田中首相の対中方針に「首肯」し、「両者の関係は接触毎に親密を加へてゐる」ことを「事実」として確認した⁸⁸。床次の新党俱樂部では、政友本党時代に「東洋政策」の作成に関与していた津崎尚武が実質的な幹事長となっていた⁸⁹。満蒙權益を重視する政友会及び新党俱樂部にとつて土地商租権問題は、両党の接近を考える際に重要である。

このように、東郷は中国への内政不干渉主義への不満から民政党を脱党するに至ったが、ここで確認したい点は、床次による脱党声明書が幣原外交の基本方針である対米英協調について一切言及していな

い点である。このことは、床次が米英との協調については、異論がなかったことを間接的に示すものである。一九二九年一月、新党倶楽部の総裁であつた床次は「滿蒙に対する我国の關係は、日露戦後以來確立して動かざる所である。之を侵かすが如きは、仮令如何なる手段を以てするも、断じて容るるべきことではない」と主張していることからわかるように、滿蒙權益の積極的擁護の必要性を主張していた⁹⁰。民政党を脱党した床次と東郷は、積極的な滿蒙政策を志向する点において同様であつたが、床次は東アジアの既成秩序に対しては現状維持的であり、世界新秩序建設構想（「天下三分」）を骨子とした「東亜大經濟圈」構想を有する東郷とは大きな距離があつた。滿蒙權益の擁護を主張すると同時に床次は、「支那の領土權を尊重」する必要性を主張していた⁹¹。滿蒙權益に対する床次の強硬な姿勢を踏まえば、ここで床次の言う「支那」とは、滿蒙を除く中国本土を指すと思われる。田中及び床次が土地商租權問題に積極的であつた背景には、土地商租權が第一次世界大戰後の國際社会によつて認められていた權利であつたことが考えられる。つまり、田中と床次によつて土地商租權問題の解決は、対米英協調と両立し得ることであつた。

床次の對外態度は、中国本土を含む「亜細亞」全体の農業植民地化を目指す「東亜大經濟圈」構想を掲げる東郷にとつて、不満であつたと思われる。一九二九年一月の論説「世界的偉人を造れ」の中で、日本には「世界に誇るべき大偉人は殆んど見当たらない」と主張していることは、理想の政治指導者を求める東郷の姿勢を象徴している。同論において東郷は「吾々は神ではない以上、人間としての欠陥を有するのが当然である。而もその欠点だらけの人間の中から、吾々の中心となるべき人物を選び出しで、

「その人をして日本を代表すべき大人物たらしめ、尚ほ進んでは、世界的大人物として国家の誇りとなす」べきであると主張している⁹²。このことは、東郷が理想の国家指導者を補佐していくことを自身の政治家としての使命の一つとして考えていたことを意味している。

他方で、民政党の外交政策を担っていた幣原は、一九二九年の講演「外交の本質と我が対支外交」の中で「狭隘なる領土内に多数の人口を養はむが為めには工業の發展を図り、所謂国を工業化して、其生産品を外国に輸出し、之と引換へて食糧並に工業原料品を外国より輸入するの方針を執らねばならぬ」と自由貿易主義を掲げ、その一方で「人口食糧問題は今日新植民地の獲得を目的とする侵略政策に依つて解決し得らるゝものではありませぬ」と明言している⁹³。一九二七年の「植民政策」の中で、東郷が「強大国たらんが為めには、広大なる植民地を必要とする」と主張していることは⁹⁴、東郷と幣原の国家構想が対極にあったことの証左である。

さらに、幣原は、田中政友会内閣の土地商租権問題への対応を憂慮していた。一九二九年二月一六日、幣原を支持していた牧野伸顯内大臣は、幣原本人から、田中内閣が「往年の条約も空文に属す」土地商租権を行使するために「支那側と細目の協定を待たず」、「一師団、必要に応じては二師団も出兵する用意」が「政府の方針」としてあることを伝えられたという⁹⁵。土地商租権問題の解決を対満政策の中心に据える林総領事は、軍事力による同問題の解決を志向していた⁹⁶。民政党の「第五六議会報告書」は「土地商租問題」に対して「奉天官憲は、我総領事の照会に対し、民衆の対日反感を理由として、一言にして我要求を峻拒した」と主張し、「現内閣の所謂積極政策」が「唯だ勝ち得たる所は、熾烈なる満

州官民の反感あるのみ」であり、「田中内閣は既に其存立の意義を失つた者と謂ふべきである」と断言した⁹⁷。また、浜口民政党総裁は「田中首相が最も重きを置きたりと伝へられて居る処の、所謂満蒙積極政策の中心たる商租権問題の結果は如何なつて居るのであるか。一たび奉天当局に交渉をして見たが、其明白なる拒絶に遭ふたと云ふ以外、杳として消息を聞く所がないのは、即ち失敗の証拠でないか」と主張した⁹⁸。易幟以降、土地商租権問題の解決は一層困難となつていた⁹⁹。一九二八年一〇月時点において、日本では、奉天省庁による土地商租権交渉提議の打ち切りが報道されていた¹⁰⁰。さらに、幣原が土地商租権問題を懸念していた一九二九年二月には、土地盗売厳禁条例が發布され、中国人の日本人への土地売買がより厳しく規制されるに至つた¹⁰¹。ここに、田中政友会内閣及び東郷が主張した土地商租権問題の解決は行き詰つたのである。

一九二九年七月、田中内閣の崩壊をうけて、床次の新党倶楽部は政友会に合流する¹⁰²。政友会代議士となつた東郷は、復権をはたした幣原外交及び民政党内閣を排撃していくことになる。

おわりに

以上、本稿では、自身の植民政策構想に基づいた少壮派代議士時代の東郷実の政治行動について土地商租権問題を中心に明らかにした。

一九二四年、第一五回総選挙に当選した東郷は、床次竹二郎率いる政友本党において代議士としての

キャリアを始めた。土地商租権問題の解決を重視していた同党は東郷に対して、農業植民政策構想を議会において主張する機会を提供した。一九二六年の第五一議会において東郷は、土地商租権問題の解決にともなう食糧自給力の確保を第一次若槻礼次郎憲政会内閣に訴えたが、幣原外交を外交政策の基調とし、自由貿易主義を産業政策の根底に据える若槻首相によって退けられた。若槻首相及び憲政会の政策体系は第一世界大戦後における東アジアの国際秩序に順応したものであり、東郷の植民政策構想と鋭く対立するものであった。そして東郷は、同じ第五一議会の中で、戦後の国際秩序が「土地の不公平分配」という戦争の根源をそのままにしたものであると批判し、有事への備えという観点から食糧自給力の確保の必要性を主張した。東郷は第一次世界大戦後の国際秩序を戦争の根絶に資さない秩序として認識していたのである。

一九二六年、田中義一政友会内閣が成立すると、東郷は憲政会と政友本党の合同によって成立した民政党に参加した。しかし、憲政会以来の内政不干涉主義を継承し、土地商租権問題の解決を無視した民政党では、東郷が自身の農業植民政策構想を実践に移すことは不可能であった。翌一九二八年、東郷は床次竹二郎に従って民政党を脱党し、新党倶楽部に参加した。東郷らが脱党した時期は、田中内閣の対中外交が張作霖爆殺事件を機に土地商租権問題の解決を企図しはじめた時期と合致する。東郷が「東亜大経済圏」構想を主張したのは彼が民政党を脱党した三か月後（一九二八年一月）であった。土地商租権問題の解決は、農業植民を手段とした「亜細亜大帝国」建設に伴う「天下三分」を核心とする「東亜大経済圏」の構築を目指す東郷にとって、必要不可欠であった。民政党を脱党した東郷は、土地商租

権問題の解決という点において田中政友会と合流し、政友会に合流した。

本章が対象とした時期の東郷は野党の立場にいた時期が長く、彼の政治的動向は、必ずしも直接的に国政を左右し得るものではなかったことは否めない。満蒙權益擁護の徹底を主張する一方で、中国本土の「領土保全」を大前提とする田中首相（及び田中と対中政策を同じくしていた床次竹二郎）の対外政策の枠内では「東亜大經濟圈」構想の実現は不可能であった。しかし、東郷が自身の農業植民論の観点から解決を目指した土地商租権問題は、張作霖爆殺事件以降、田中内閣の政治外交課題として浮上するに至った。少壮代議士としての東郷の動向は、一面では当該期における満蒙政策をリードする側面があり、決して看過できるものではなかったと言える。

¹河原彌三郎『政友本党誌』政友本党誌編纂所、一九二七年、四一頁。当該期には概して、官僚出身者の政党政治への参加が顕著となっていた時期である（清水雄一郎『政党と官僚の近代』藤原書店、二〇〇七年）。しかし、第一五回総選挙に当選した台湾総督府及び朝鮮総督府出身官僚は、極めて限定されている（同書三〇八頁）。三一九頁によると、第一五回総選挙で当選した植民地総督府官僚出身者は、東郷のほか、憲政会から出馬した元台湾総督府警視原修二郎、元台湾総督府法院判官横山金太郎、元朝鮮総督府判事杉浦武雄の三名のみであり、植民地総督府技師の出身者は、東郷のみである。

²「現代議士政見発表」『法律春秋』二卷一号、一九二七年、一〇一頁。一〇二頁。植民政策の重要性について、東郷は代議士転身後に発表した自身の著作の中で「植民政策は現在及将来に於ける国家死活の大問題」と主張している（東郷実『植民政策と民族心理』岩波書店、一九二五年、一九頁）。

³ 『政友』三二八号、一九二八年、三二頁。

⁴ 加藤陽子『満州事変から日中戦争へ』岩波書店、二〇〇七年、二七頁。

⁵ 服部龍二『東アジアの国際環境の変動と日本外交』東京大学出版会、二〇〇一年、一二七頁～一二八頁。対華二一か条要求の最後通知には「商租ノ文字ハ……無条件ニテ更新シ得ベキ商租を含ム」と明記されている（信夫淳平『満蒙特殊權益論』日本通信社、一九三四年、三八七頁）。土地商租権問題を扱った研究としては、浅田喬二『日本帝国主義下の満州移民』龍溪書舎、一九七六年、浅田『日本帝国主義と旧植民地地主制』龍溪書舎、一九八九年があるが、浅田氏の一連の研究では、同問題にいかなる政治主体が関与していたのかについて不明確である。佐藤元英氏は、土地商租権問題を政治外交問題として捉える視角を導入した（佐藤元英『近代日本の外交と軍事』吉川弘文館、二〇〇〇年）。同書は、田中義一政友会内閣期に奉天総領事となった林久治郎が土地商租権問題の解決を目指した過程を論じ、そのことが満州事変を誘発した一因となったことを指摘した。佐藤氏が扱った時代の政友会の満蒙政策を扱った研究として、小林道彦『大陸政策と人口問題』伊藤之雄・川田稔編著『環太平洋の国際秩序の模索と日本』山川出版社、一九九九年がある。

⁶ 前掲、佐藤『近代日本の外交と軍事』一五八頁。

⁷ 『第一類第一号 予算委員会議録 第六回』一九二六年二月五日、三頁。東郷実の言。

⁸ 同じ第五一議会の予算委員会の中で東郷は「農村人口ヲ海外ニ移ス」ための「移植民」、すなわち農業植民政策の必要性を主張している（『第一類第一号 予算委員会議録第五回』一九二六年二月四日、三四頁。東郷実の言）。

⁹ 加えて重要な点は、中国大陸への農業植民政策を根幹に据える東郷の産業政策が、二大政党の産業政策及び外交政策に包摂されないものであったことである。当該期の二大政党の産業政策構想を扱った研究として、土川信男『政党内閣と産業政策 一九二五～一九三二年（一）』（『国家学会雑誌』一〇七巻一一・一二号、一九九四年）がある。

¹⁰ 東郷実「食糧問題と東洋政策」『東方之國』一卷二号、一九二七年、一三頁。

¹¹ 三和良一『概説日本経済史』第三版、東京大学出版会、二〇一二年、一〇四頁。

¹² 一九二七年に発表した論説の中で東郷は、第一次世界大戦において、ドイツが食糧の「六分の五を内地で生産し六分の一を海外に仰いだ」ことを指摘した上で「これが四、五年間も世界の列強を相手にしてよく戦った原因である」と主張している（東郷実「人口・食糧並に植民問題の解決策」（『朝鮮及満洲』三二卷二三七号、一九二七年、一六頁）。このように東郷は、第一次世界大戦期のドイツの食糧自給力を評価することとで、戦時を想定して食糧自給力を確保することの重要性を強調していた。さらに、同論の中で東郷は「有り余った人口を海外に移すといふことである、この外に道はないのである、即ち海の彼方に農村を建設するといふことである」と、戦時を仮定した理想の食糧自給策として農業植民政策を提示している（同論一八頁）。

¹³ 「明治農政」については、宮崎隆次「大正デモクラシー期の農村と政党」一（『国家学会雑誌』九三卷七八号、一九八〇年、四六七頁）を参照。

¹⁴ 米英協調を志向する点で、二大政党的対外態度は変わらなかった（北岡伸一『政党から軍部へ』中公文庫、二〇一三年、井上寿一『政友会と民政党』中公新書、二〇一二年）。

¹⁵ 東郷実「大人格南洲先生を憶ふ」『三等に乗りて』富山房、一九三五年、一九七頁。一九二八の文章。東京帝国大学教授の蛭山正道は、同年に発表した論説の中で、日本の対中政策がワシントン会議の決議事項に拘束される傾向にあるとした上で「如何なる内閣の下に於ても、その行動は或る一定の埒杓を逸脱し得ない」といい、幣原外交と田中外交の際についても「結局五十歩百歩の所を出てない」と主張している（蛭山正道「不戦条約と太平洋の将来」（『中央公論』四三卷一〇号、一九二八年、四七頁）。以上の蛭山の認識は、東郷のこの主張と同様の性格のものである。有馬孝氏は、ベルサイユ・ワシントン体制に対する典型的な批判者として、少壮派代議士時代の中野正剛を挙げ、中野が同体制への反発を示しつつも、同体制下での領

土拡張の可能性を否定していたことを指摘する（有馬学『「国際化」の中の帝国日本』中央公論新社、一九九九年）。ベルサイユ・ワシントン体制そのものを否定する東郷は、有馬氏が指摘するような、戦後秩序に反発しつつもその原理原則に拘束されていた当該期の一般的なワシントン体制の批判者たちとは異質な存在であったといえる。

¹⁶ 東郷は「世界の戦争は何れも植民戦争」であり「一として植民問題に起因しないものはない」とし「殊に今次の世界大戦は実にその最大なるものである」と主張する（前掲、東郷『植民政策と民族心理』一九頁）。東郷にとつて領土保全の原則は、自身が第一次世界大戦勃発の最たる原因とみなす植民問題を等閑視したものであったと思われる。

¹⁷ 前掲、東郷「大人格南洲先生を憶ふ」一九八頁。

¹⁸ 東郷実「日本と支那」『法律春秋』四卷一号、一九二九年、七四頁。一九二八年十一月の文章。

¹⁹ 前掲、東郷「日本と支那」七四頁。

²⁰ 一九二七年の論説「南洋発展策に就て」の中で東郷は、「健全な農家の移植が行はるゝに於て、始めて南洋の経済的発展は確実なるのみならず、民族の発展の使命を全ふし得るのである」、「我国の農業を南洋に延長し、我国の農村を南洋に移植せよ」と主張している（東郷実「南洋発展策に就て」『港灣』五卷一号、一九二七年、七頁）。これを踏まえれば、東郷の「東亜大経済圏」構想は、南方を包括するものであった可能性がある。加えて、第一章において検討したように、東郷が台湾総督府官吏時代に提示した「自給排他」の植民思想は、南方を包括した構想であった。

²¹ 服部龍二氏によると、経済外交とも呼ばれる幣原外交の特徴は、中国への内政不干渉を志向するとともに、中国との通商を介した経済的利益の獲得を目指すものであった（服部龍二『幣原喜重郎と二〇世紀の日本』有斐閣、二〇〇六年、一一四頁、一一五頁）。

²² 東郷実「大日本主義の作興」『日本公論』一二卷八号、一九二四年。この文章は、代議士転身以前の東郷

の著作の一つである『植民夜話』植民夜話刊行会、一九二三年の結論部を論説として発表したものである。

²³ 前掲、東郷「大日本主義の作興」一二頁、一三頁。

²⁴ 同右、一一頁。

²⁵ 北島平一郎『現代外交史』創元社、一九七九年、八二頁〜八七頁。

²⁶ 前掲、東郷「大日本主義の作興」一三頁。

²⁷ 一等国という意識に基づいて国際政治の采配を握ることは、一九二〇年代における日本の基本方針であった（中村隆英「世界の中の日米経済関係」細谷千博、斎藤真編『ワシントン体制と日米関係』東京大学出版会、一九七八年、四七二頁）。

²⁸ 『大阪朝日新聞』一九二五年一〇月一日。

²⁹ 同右。

³⁰ 『第一類第一号 予算委員会議録 第五回』一九二五年一月三〇日、三二頁。柏田忠一の言。

³¹ 帝国農会調査部が「小作人ノ土地所有欲ハ相当盛シ」であると見なしていたことに見られるように、耕地問題が当該期の重要な農村問題の一つであったことも、議会において東郷が土地商租権問題を政治外交問題として提示する背景にあつたと思われる（帝国農会調査部「自作農維持創設ニ関スル参考資料 諸外国ニ於ケル自作農創定事業ノ概要」一九二五年。北海道大学附属図書館北方資料室所蔵「高岡・松岡パンフレット」分類番号 N〇三〇四・〇〇八）。第一章において指摘したように、耕地不足という認識は、東郷が農業植民を主張する重要な背景の一つであつた。

³² 『第一類第一号 予算委員会議録 第五回』一九二五年一月三〇日、三二頁。幣原喜重郎の言。

³³ 前掲、服部『東アジア国際環境の変動と日本外交一九一八〜一九三一』一二六頁〜一二七頁。

³⁴ 同年九月には、内田清奉天総領事代理が幣原に「土地ノ商租ハ未タ中国ノ承認セサル処」であり「今後邦人カ土地ヲ獲得スルコトハ殆ント望ム能ハサル」と伝えている（「在奉天内山総領事ヨリ幣原外務大臣宛」

一九二五年九月三〇日。外務省編『日本外交文書』大正一四年二冊上巻、外務省、一九八三年、四〇九頁。
東三省の支配者である張作霖は当時、農業政策の一環として満蒙に「十万人ノ移民ヲ招致セン」としていた
(外務省通産局編『人口問題ヲ基調トシテ満蒙拓殖策ノ研究』外務省通産局、一九二七年、四二頁)。

³⁵ 前掲『第一類第一号 予算委員会議録 第五回』一九二六年二月四日、二四頁。東郷実の言。

³⁶ 同右、若槻礼次郎の言。

³⁷ 同右、若槻礼次郎の言。

³⁸ 同右、二五頁。東郷実の言。

³⁹ 同右、早速整爾の言。

⁴⁰ 同右、二三頁。若槻礼次郎の言。

⁴¹ 若槻の産業政策構想については、前掲、土川「政党内閣と産業政策 一九二五〜一九三二年(一)」を参照。なお、同論によると、第一次若槻礼次郎憲政会内閣は国内産業の振興を重視するとともに、国際協定の観点から海外への移民政策に消極的だった。憲政会の自由貿易主義には、満蒙進出論を抑制する目的があった(同論一一二九頁〜一一三〇頁)。

⁴² 前掲『第一類 第一号 予算委員会議録 第五回』一九二六年二月四日、二五頁。東郷実の言。

⁴³ 前掲『第一類第一号 予算委員会議録 第六回』一九二六年二月五日、三頁。東郷実の言。

⁴⁴ 前掲、服部『幣原喜重郎と二〇世紀の日本』九八頁。

⁴⁵ 前掲『第一類第一号 予算委員会議録 第六回』一九二六年二月五日、三頁。東郷実の言。

⁴⁶ 当該期の高岡のブラジル移民に関する代表的研究として『ブラジル移民研究』賽文館、一九二五年がある。

⁴⁷ 東郷実「食糧は依然不足 根本的解決策はただ一つ」『中外商業新報』一九二六年九月一日。以下、本稿における『中外商業新報』の引用は全て、神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ新聞記事文庫からの引用である。

⁴⁸『官報号外 衆議院議事速記録第七号 関稅定率法中改正法律案 第一読会』一九二六年一月二七日、一九〇頁〜一九一頁。東郷実の言。

⁴⁹第一次世界大戰直後から東郷は、国際連盟が世界平和に貢献し得ないと考えていた（前掲、東郷『植民夜話』四頁）。

⁵⁰『大阪朝日新聞』一二月一七日。

⁵¹土川信男「政党内閣期における床次竹二郎の政權戰略」御厨貴・北岡伸一編『戦争・復興・発展 昭和政治史における権力と構想』東京大学出版会、二〇〇〇年、五五頁。

⁵²東郷実「新帝の勅語を奉体して海外に新日本村を建設せよ」『植民』六卷六号、一九二七年、七頁〜八頁。

⁵³東郷実「新政党の樹立へ」前掲『三等に乗りて』七四頁。一九二七年四月二六日の文章。

⁵⁴新党の結党に期待を寄せる東郷とは対照的に、憲政会所属の代議士の斎藤隆夫は、民政党の結党について「憲政会解党して新党加入の決議を為す」、「是れ全く若槻総裁無能に起因す」と自身の日記に記している（伊藤隆編『斎藤隆夫日記』上、一九二七年五月三十一日、中央公論新社、二〇〇九年、五三〇頁）。また、

斎藤は、一九二七年五月二六日、自身の日記に「新党準備委員会に出席す。党首候補者、政綱、党則を決す」、「新党の前途容易ならず」と記しており（同書五二九頁、五三〇頁）、この記述から、憲政会と政友本党の合同が順調ではなかった様子がわかる。

⁵⁵『民政』一卷一号、六七頁。

⁵⁶小林啓治「二大政党制の形成と協調外交の条件」酒井哲哉編『日本の外交』第一卷、岩波書店、二〇一三年、二四八頁、二四九頁。

⁵⁷前掲『民政』一卷一号、七四頁。

⁵⁸同右。

⁵⁹また、同時に設置された対支那問題調査委員の一人には、土地商租権問題の解決に積極的であった東郷

の同志の柏田忠一が参加した（前掲『民政』一卷一号、七四頁）。

⁶⁰ 前掲『民政』一卷一号、七四頁。

⁶¹ 『民政』一卷三号、一九二七年、七〇頁。

⁶² 『民政』一卷四号、一九二七年、九〇頁。

⁶³ 同右。

⁶⁴ ここで注目したい点は、海外植民を重視する東郷とは対照的に、政策起草委員長の江木が、海外植民の価値を認めない内国植民論者であった点である。一九二一年に『憲政』に掲載された論説の中で、江木は満蒙植民を否定する一方で、北海道への内国植民を推奨していた（江木翼「人口政策と移民政策」『憲政』六卷一号、一九二二年）。

⁶⁵ 「田中外務大臣より在中国堀臨時代理公使官宛（電報）」一九二七年七月七日。外務省編『日本外交文書』昭和期Ⅰ一部一卷、外務省、一九八九年、二二〇頁。

⁶⁶ 人口食糧問題調査会については、第三章を参照。

⁶⁷ 人口食糧問題調査会幹事「人口問題ニ関スル調査項目及之ニ対スル方策ノ参考案」一九二七年、一〇八頁。北海道大学付属図書館北方資料室所蔵「高岡・松岡・パンフレット」分類番号 N〇〇四五・〇〇二。

⁶⁸ 『読売新聞』一九二八年三月三十日。

⁶⁹ 同右。

⁷⁰ 前掲、佐藤『近代日本の外交と軍事』二三二頁。

⁷¹ 「在奉天林総領事より田中外務大臣宛（電報）」一九二八年六月（二七）日。外務省編『日本外交文書』昭和期Ⅰ一部二卷、外務省、一九九〇年、一八頁〜一九頁。

⁷² 「田中外務大臣より在奉天林総領事宛」一九二八年九月二四日。前掲、外務省編『日本外交文書』昭和期Ⅰ一部二卷、三〇頁、三一頁。

⁷³ 前掲、小林「大陸政策と人口問題」二一五頁。張作霖爆殺事件後の田中内閣の対中方針は、東三省政權の日本への協力姿勢を前提に、満蒙諸問題を外交によつて解決することを最優先していた（小林道彦『政党内閣の崩壊と満州事変』ミネルヴァ書房、二〇〇九年、一〇七頁）。総括すれば、張作霖爆殺事件以降の田中外交の特徴は、東三省政權の了解のもとで、土地商租権をはじめとする対華二一か条要求に明記された権利を外交交渉により行使することにあつたと言える。

⁷⁴ 前掲、佐藤『近代日本の外交と軍事』二六〇頁、二六一頁。

⁷⁵ 前田連山編修『床次竹二郎伝』床次竹二郎伝記刊行会、一九三九年、九七七頁、九七八頁。

⁷⁶ 伊藤之雄『大正デモクラシーと政党政治』山川出版社、一九八七年、二三四頁。民政党では、総務の中村啓次郎、政務調査会長の小川郷太郎らが、床次の脱党を批判した（『民政』二卷九号、一九二八年）。

⁷⁷ 前掲、前田編修『床次竹二郎伝』九五三頁。

⁷⁸ 中西六三郎「遺稿」『中西六三郎言論集』弘文館、一九三三年、八頁、九頁。同論は一九三〇年に書かれたものと思われる。

⁷⁹ 同右九頁、一〇頁。

⁸⁰ 前章で述べたように、脱党組の津崎尚武と柏田忠一は、政友本党時代において「東洋政策」という形で、積極的に土地商租権問題の解決を掲げていた。そして、津崎や柏田と同様に土地商租権問題の解決に積極的であつた東郷は、床次脱党に至るまでの強力な推進力であつたと考えられる。さらに、興味深いことに、床次派の民政党脱党の際に石橋湛山は「床次一派」が「民政党のガンである」と述べ、彼らの脱党を肯定的に受け止めていた（井上寿一『政友会と民政党』中公新書、二〇一二年、四六頁）。満州権益の放棄を主張していた石橋にとつて、土地商租権の擁護に積極的であつた床次派の民政党からの脱党は、歓迎すべきものであつたと思われる。

⁸¹ 前掲、前田編修『床次竹二郎伝』九五三頁。

⁸² 『北海タイムス』一九二八年八月五日。北海道大学附属図書館所蔵。

⁸³ 『北海タイムス』一九二八年八月二五日。

⁸⁴ 「浜口雄幸日記」一九二八年七月二六日。池井優・波多野勝・黒沢文貴編『浜口雄幸 日記・随感録』、みすず書房、一九九一年、五六頁。

⁸⁵ 前掲、前田編修『床次竹二郎伝』九五四頁〜九五五頁。

⁸⁶ 前掲「浜口雄幸日記」一九二八年七月二一日、五四頁。

⁸⁷ 服部龍二『日中歴史認識』東京大学出版会、二〇一〇年、四一頁。床次と田中は、幣原の外交指導への批判という観点から共闘していた（前掲、土川「政党内閣期における床次竹次郎の政治戦略」五六頁、五七頁）。

⁸⁸ 『政友』三三九号、一九二九年、四四頁。

⁸⁹ 『読売新聞』一九二八年二月二〇日。

⁹⁰ 前掲、前田編修『床次竹二郎伝』九八八頁。

⁹¹ 同右、九八八頁。

⁹² 東郷実「世界的偉人を造れ」前掲『三等に乗りて』一九二頁。一九二九年一月の文章。

⁹³ 幣原喜重郎「外交の本質と我が対支外交」『民政』三卷三号、一九二九年、一〇〇頁〜一〇二頁。

⁹⁴ 東郷実「植民政策」鈴木利貞編『社会経済体系』九卷、日本評論社、一九二七年、一二二頁〜一二三頁。

⁹⁵ 伊藤隆・広瀬順晧編『牧野伸顕日記』一九二九年三月一八日。中央公論社、一九九〇年、三三九頁、前掲、服部『幣原喜重郎と二〇世紀の日本』一三六頁。

⁹⁶ 前掲、佐藤『近代日本の外交と軍事』二五七頁。

⁹⁷ 『民政』臨時号、一九二九年、一〇頁。

⁹⁸ 浜口雄幸「田中内閣不信任の理論的根拠」『民政』三卷三号、一九二九年、八頁。民政党代議士の一宮房治郎もまた、日中関係の悪化の原因を田中内閣による土地商租権問題の政治問題化にあると主張した（一宮

房治郎「田中内閣の対中外交」『民政』三卷一号、一九二九年、一八頁。

⁹⁹ 石川禎浩『革命とナショナリズム』岩波書店、二〇一〇年、五三頁。

¹⁰⁰ 『読売新聞』一九二八年一〇月二〇日。

¹⁰¹ 前掲、佐藤『近代日本の外交と軍事』二六一頁。大連商工会議所の調査によると、この条例が制定された一月後の同年三月、奉天省政府は、日本の国策会社の一つである東亜勸業の土地を没収している（大連商工会議所「滿州事変前に於ける我が權益侵害事例」大連商工会議所、一九三二年、一〇頁～一一頁。北海道大学附属図書館北方資料室所蔵「滿州パンフレット」分類番号 P・五九）。東亜勸業は、滿蒙における「帝国勢力の扶植」のために設立された（東亜勸業株式会社編『東亜勸業株式会社十年史』東亜勸業株式会社、一九三三年、一頁）。同社については、江夏由樹「東亜勸業株式会社の歴史からみた近代中国東北地域」江夏他編『近代中国東北地域史研究の新視角』山川出版社、二〇〇五年を参照）。

¹⁰² 『政友』三四三号、一九二九年、五〇頁。

第二部 展開編

第三章 東郷実の植民省構想　↳ 拓務省問題を中心に ↳

はじめに

本章の目的は、東郷実が自身の植民省設置構想に基づいて、一九二九年に設置された拓務省に関する諸問題に代議士として関与していく過程の検討を通じて、海外植民政策が外交政策から独立し、国策として確立されたことを明らかにする。

本章が対象とする時期（一九二四～一九三一）は、海外植民政策の国策化を目的とした新省、拓務省が設置され、その存続が政治問題化した時期である。本章が対象とする時期の東郷は、当選三回の実績にして政友本党、立憲民政党、新党倶楽部、立憲政友会と所属政党を転々とした少壮代議士でありながら、最も拓務省問題に関与した代議士の一人である。第一章で指摘したように、東郷が代議士に転身した最大の理由は、自身の農業植民論の実践が台湾総督府において実現不可能となったためである。一九二九年の田中義一政友会内閣による拓務省設置は、東郷の植民政策構想の部分的実現を意味すると同時に「植民政策の刷新」を掲げる東郷の代議士としての目標が一程度達成されたことを意味した。

一九二〇年代の日本において、東郷が主張したような海外を対象とした農業植民政策は国策化に至らなかったが¹、それは、当該期において海外植民政策の価値が認識されていなかったことを意味しない²。拓務省の役割の一つが海外植民政策の統一的指導にあったことは、そのことを示している。拓務省官制第一条は「拓務大臣ハ移植民ニ関スル事務及海外拓殖事業ノ指導奨励ニ関スル事務ヲ管理ス」と明記している³。清水秀子氏及び加藤聖文氏の研究は、拓務省の植民地統治の監督機関としての側面を明らかにした点において意義がある⁴。しかし、同省の海外植民政策の実践機関としての役割については、考察の対象としていない⁵。従来の研究において着目されて来なかった海外植民政策の実践機関としての拓務省の役割こそ、東郷が同省に求めたものであった。東郷は、台湾総督府総督官房調査課課長時代に、海外植民政策の実践を目的とした新省設置構想である植民省構想を抱懷していた。一九二一年一月、東郷は論説「植民省の設置及其組織に就て」の中で「人口問題、食糧移民問題等を解決し、国運の伸長を永遠ならしめんが為めには、単に植民地経営に尽瘁するのみならず、海外発展の策を確立し現今各地に於て、幾多の難関に遭遇しつゝある所の諸問題を処理し、我日本民族の海外に於ける平和的發展に努力する所がなくてはならぬ」と主張している⁶。同時に、東郷は「植民行政に従事する人の植民的経営が洵に浅薄で、至つて其の知識に乏しい」と指摘し⁷、組織の充実という観点から「博物館、図書館及び『ラボラトリー』化学研究室の三者を併有」して「植民省自ら調査研究をして政策を確立」し⁸、植民省に「科学者を重用して永遠の植民政策を樹つる」必要性を主張する⁹。東郷の植民省構想にとつて省を組織する「人」は、不可欠な要素であつた¹⁰。拓務省設置後の一九三〇年の論説「海外発展と其の使

命」の中で、東郷は「海外植民の為に奮闘せんと志し、爾来三十年間、この移殖民の為に研究し來つた」、而して、徹底せる植民政策を實行して国運の伸長を計るには、拓務省の如きを設置して、専任大臣を置いて活動せしむる事が必要であると考へ、その設置の為に少からざる犠牲を拂ひ努力して來たのである。私の三十年來の念願は漸く酬いられ、昨六月十日を以つて拓務省は新設された」と主張している¹¹。拓務省設置は東郷にとって、實質的な植民省設置を意味した。そして、海外植民政策の統一的推進を目指す新省が設置されたことは、後藤新平が残した政治的課題の達成を意味するものでもあった¹²。

ここで注目すべきは、植民省設置に伴う海外植民政策の実践を主張する背景として東郷が「人口問題」の解決を掲げていた点である。高岡裕之氏の指摘にあるように、人口過剰の状態にあった一九二〇年代の日本社会では、何らかの政策的対応が必要だという認識が登場していた¹³。土川信男氏が指摘したように「人口問題」は、一九二五年の普通選挙実現後の第五〇帝国議会以降、野党であった政友会によって提起されたことによつて、国家的課題として浮上した¹⁴。田中内閣が拓務省設置を必要とした主たる理由は「人口問題」の解決であつた。「人口問題」解決のための処方箋として海外植民政策を重視する東郷は、拓務省設置直後に政友会に合流する。しかし、海外植民政策が国際關係に及ぼす影響を懸念する外務省通商局は、海外植民政策推進を目的とする新省設置に強く反対し、一九三一年には第二次若槻礼次郎内閣が拓務省廃止を推進する。本章では、東郷及び政友会と外務省通商局及び憲政会(民政党)との対立を軸に、拓務省問題を考察する。

第一節 拓務省設置過程における東郷実

本節では、拓務省設置過程について、東郷の動向を中心に検討する。

東郷の代議士転身以前、第四六帝国議会（一九二三年）に牧山耕蔵が「拓殖省設置ニ関スル建議案」を提出したことから見られるように¹⁵、政友会は「拓殖省」設置を推進していた¹⁶。一九二四年に政友会が分裂すると、牧山は、床次竹二郎が新たに結党した政友本党に合流し¹⁷、一九二五年の第五〇帝国議会において、同様の内容の「拓殖省設置ニ関スル建議案」を提出した¹⁸。着目すべきは、同法案の紹介議員となった代議士が第一五回総選挙に当選し、代議士となった東郷だった点である。一九二五年三月一三日の第五〇議会の中で東郷は「我国ノ国土ガ非常ニ狭ク、資源ノ乏シキニモ拘ラズ、人口ニ稠密ニシテ、而モ年々七八十万人ノ人口ノ自然増加ノアル現状ニ鑑ミマスレバ、単ニ植民地ノ開拓ノミデハ満足スルコトハ出来マセヌ、海外ニ発展スル所ノ対策ヲ講ジナケレバナラヌ」と主張している¹⁹。さらに、同月二五日の議会においても「人口ガ非常ニ稠密致シテ居ルノミナラズ、年々七〇万以上ノ自然増加ヲ見ツゝアル今日ニ於テ、」「拓殖省ヲ設置シ、」「海外発展ノ政策ヲヤツテ行クト云フコトガ非常ニ大切」であると述べている²⁰。日本国内が人口過剰であるという認識は、東郷が自身の農業植民論を正当化し得る背景にあった。東郷は、日露戦後に発表した『日本植民論』の中で、日本国内の人口増加が「無限」であり、その傾向が今後も継続するであろうと予測していた²¹。事実、東郷が『日本植民論』を発表した一九〇六年から、「拓殖省設置ニ関スル建議案」を紹介した一九二五年に至るまで、日本の国内

人口は五〇〇万人以上増加しており²²、日露戦後において東郷が示した人口増加が今後も継続するであろうという見解は、的確なものであった。

代議士転身以前から「海外発展」の観点から「重大なる意義を有する植民省の設置が速かに断行せられんことを切望」²³していた東郷にとって「拓殖省」の設置は、自身の植民省構想の実現を意味した。同年一月の政友本党九州大会では「移植民政策を確立し国民発展の途を開拓せんことを期す」ことが決議されている²⁴。東郷の選挙区が鹿児島第五区であったことを踏まえれば、このことは、東郷が中央において「拓殖省」設置を推進していることと無関係ではないと思われる。二年後の一九二七年の第五二帝国議会において、自身が代表提出者となつて「拓殖省設置ニ関スル建議案」を提出したことから理解できるように、護憲三派内閣及び憲政会内閣期の東郷は、少壮派代議士であつたにもかかわらず、「拓殖省」設置を強く推進した議会勢力の一人であつた。

他方、護憲三派内閣は「拓殖省」設置に消極的であつた²⁵。その理由の一つは行財政整理にあつたが²⁶、「企業移民」政策に消極的な外務省の方針とも密接に関係していた。一九二五年三月三日、幣原喜重郎外相は、政友本党の津崎尚武提出の「海外移住奨励ニ関スル再質問主意書」に対して「拓殖省ノ設置スルノ必要ヲ認メス」と回答した²⁷。外務省は、あくまでも外交政策の延長、すなわち外交の一環としての移民事業の推進を目指していた。当該期の外務省が重視していたのはブラジルへの資本家の移民、当時の言葉でいう「企業移民」の創出にあつた。一九二七年三月、幣原外相は「企業移民」推進を目的とする「海外移住組合法」を第五二議会に提出し、「企業ノ目的ヲ有スル移民ノ為ニ、其希望ヲ達シ得

セシムルノ途ヲ講ジマスルコトハ、今日ノ急務デアル」、「斯ノ如キ人々ガ外国ニ移住致シマシテ、資本ノ投下ト勞力ノ供給トヲ併セテ行ヒマスル如キニ於キマシテハ、移住国ノ經濟生活ニ対シマシテモ、適切ナル貢獻ヲナス」、「即チ本国並ニ並ニ移住国双方、共存共榮ノ楔トナルベキモノデアリマス」と主張した²⁸。同時に、外務省は、移民政策がブラジル等、受け入れ先の諸外国にもたらす悪影響を憂慮していた。そのことは「海外移住組合法案」の第四条に「組合ハ一区域一個ニ限り之ヲ設立スルコトヲ得」と明記されたことから理解できる²⁹。幣原外相は、同法案第四条が明記された理由を「余リ沢山ノ組合ヲ拵ヘナイ方ガ宜シイ」という方針に基づいたものであると説明している³⁰。

この点と関連して、当該期の外務省は満蒙を対象とした植民事業に消極的であつた。同省において海外植民政策と密接であつた外務省通商局の局員であり、満蒙を視察した木下通敏は『人口問題ヲ基調トシテ滿蒙移民政策』において、満蒙への農業植民政策が困難であると結論付けた上で「対滿政策ノ歩調ノ一致」を主張した³¹。この点は外務省通商局において、外務省による海外植民政策の一元的指導の必要性が求められていたことの一例であろう。

しかし、一九二五年の第五〇議會（護憲三派内閣期）及び一九二七年の第五二議會（第一次若槻礼次郎憲政会内閣期）に提出された「拓殖省設置ニ関スル建議案」は、いずれも満場一致で可決を見た³²。なお、一九二七年に建議案を提出したのは東郷であり、建議案には「政府ハ速力ニ一省ヲ設置シ拓殖行政ノ統一刷新ヲ行ヒ植民地經營ノ堅実ナル發達ヲ図ルト共ニ海外ニ於ケル經濟的企業及移植民ノ保護奨励ニ努メ以テ移植民政策ノ遂行遺憾ナキヲ期スベシ」とある³³。これらの建議案の可決は、海外植民

政策を飽く迄も外交政策の一環として捉える外務省通産局の方針と対立するものであった。

一九二七年三月には、与党憲政会と野党政友本党による政策提携（憲本連盟）が実現している³⁴。その際、東郷は、憲本連盟の「根幹たる連合政務調査会」の本党側幹事を務めていた³⁵。連合政務調査会規則の第一条が両党間の政策調整にあつたことを踏まえれば³⁶、同会発足後の第五二議会で拓殖省設置建議案が満場一致で可決されたことは、憲本連盟の成立と関係しているように思われる。同年の田中義一政友会内閣の成立によつて憲政会と政友本党が合同し、立憲民政党が成立すると、同党は「拓殖省」設置を検討した³⁷。しかし、結局は「議論あつて」意見の一致には至らなかった³⁸。新聞や機関紙『民政』を管見する限り、これ以降、民政党において海外植民政策推進を目的とする新省の設置が主張された形跡は見られない。

他方、田中政友会内閣は、田中首相を会長に据える人口食糧問題調査会において、海外植民政策の推進を目的とする新省設置の検討を開始した。人口食糧問題調査会とは「人口問題」への政策的対応を企図して設置された、日本初の政府機関である³⁹。一九二七年七月二〇日、同調査会において「人口問題に関する対策殊に我国の現状に鑑み急速実施を要すと認むる方策如何」の「諮詢付議」が開始されると⁴⁰、政友会代議士で海外興業社長の井上雅二は、それに対する「答申私案」という形で「拓殖務省」の設置を主張した。その際、井上は同省内に「海外移民事業ノ円満順調ナル発達ヲ庶幾スル為メ関係官庁、関係民間会社団体ノ代表及ヒ学識経験アル者ヲ網羅スル権威アル移民委員会ヲ省内ニ常設スルコト必要ナリ」と主張した⁴¹。そして、同年に作成された同調査会幹事作成の関係史料中には「拓務省」を設

置して「樞要ノ地ニ拓務官ヲ駐在セシメテ移民ノ指導助長及拓殖事業ノ指導奨励ニ当ラシムルコトヲ要スル」必要が強調された⁴²。調査会において提示されたこれらの新省設置構想は、植民政策を担う「人」の必要性を訴える東郷の植民省構想と共通するものである。

さらに注目したいのは、田中内閣が、拓殖・植民を目的とする諸研究施設設置のための予算を確定させていた点である。これは、東郷が人材育成の目的から自身の植民省構想の中で重視していた内容と重なるものである。人口食糧問題調査会は、一九二七年二月一五日の第二回総会の中で「内外移住策」の一つとして「海外思想ノ普及、内外移住地事情ノ紹介、移植民ニ関スル研究等ノ為メ拓殖博物館、植民研究所ノ常置其他相当ノ施設ヲ為スコト」を決定し⁴³、一九二八年度予算中に拓殖博物館及び植民研究所設立のための予算七万一千六百五十円が確保された⁴⁴。一九二八年度予算は、財政状況が困難であつたこともあり、その決定過程において困難を極めていた⁴⁵。それにもかかわらず、各種研究機関の設置を目的とした予算が確保されたことは、田中内閣が海外植民政策の推進を目的とした新省設置を志向していたことも関係しているように思われる。海外植民政策の推進を目的とする新省設置の必要性が同調査会内で検討されたことは「人口問題」対策としての海外植民政策の価値が与党内において認識されていたことを意味する。海外植民政策を従来のように外務省の外交政策の一部とするのではなく、新省を設置することで海外植民政策の外交政策からの自立を企図した田中政友会内閣は、憲政会内閣よりも積極的に海外植民政策を志向していたと言える。

その一方で、外務省は、田中内閣が志向するような海外植民政策推進を目的とした新省設置に對外関

係への配慮の観点から反対していた。一九二七年に「拓殖省」設置が政治課題として浮上すると、武富敏彦外務省通商局局長は「殖民地行政統一ノ為メ拓殖省ヲ設置スル」ことには「特ニ支障ナシ」とする一方で「只移植民事務及海外拓殖事業ノ指導奨励ノ二者ニ就テハ現在ノ通商局トシテハ……慎重ナル考慮ヲ必要トス」、「移植民事務及其ノ指導奨励ハ諸外国ノ国情及我国トノ国際関係ニ直接且ツ重大ナ影響アリ」、「移植民事業及其ノ指導奨励ハ本邦ニ於テハ種々ノ関係上外交及国際関係ト不足不離ノ性質ヲ有ス」と、海外植民政策が国際関係に及ぼす悪影響を懸念した⁴⁶。このように、海外植民政策の推進主体としての新省設置に反対していた点で、田中政友会内閣期の外務省通商局は憲政会政権期と同様であった⁴⁷。さらに、外務省関係者が参加した拓殖省設置準備委員会（一九二七年一月）においても、外務省は「外国ニ於ケル移植民及拓殖事業ノ指導奨励ノ如キ当該国ノ主權ト密接ナル関係ヲ有スル事務ヲ国内官庁タル拓殖省ノ管下ニ置クコトハ面白カラス」と、拓殖省の海外植民政策が国際関係を悪化させる危険性を警戒していた⁴⁸。外務省通商局は「由来海外ニ於ケル事務ハ之ヲ涉外事項ト然ラサル事項トニ区分スルコトハ殆ト不可能ナル状態ナルヲ以テ今後ノ状態如何ニ依リテハ両省間ニ事務分譲上幾多ノ紛擾發生シ其結果ハ惹イテ帝国外交ノ大局ニ迄影響ヲ及ボス力如キコトナキヲ保シ難ク旁々外務省トシテ此際右事態ニ対応スル方策ヲ考慮スル必要アリ」と、新省が日本外交に及ぼす悪影響を懸念していた⁴⁹。

こうした懸念にもかかわらず、外務省が「拓殖省」設置を最終的に承認した理由は、外務省側が法制局において「対外事項ハ外務大臣ノ主管ニ属セシムルコト」、「領事官ニ対スル拓殖大臣ノ指揮監督ハ原

則トシテ外務大臣ヲ經由ストノ条件ヲ官制上ニ明記」することを「妥協案トシテ」提示し⁵⁰、一九二八年一二月の拓殖省設置準備委員会において「拓殖大臣力其ノ主管事務ニ関シ領事官ヲ指揮監督スル」ためには「必ス外務大臣ヲ經由スル旨ヲ官制上ニ明記スルコト」、「外務大臣ニ於テ実質的ニ拓殖大臣ノ内容ニ介入シ得ル」ことが決定されたためであつた⁵¹。右のことは、外務省が「拓殖省」を統御の下に置くことで、海外植民政策の主導権を保持しようとしていたことを示すものである。外務省は「拓殖省」設置によつて海外植民政策の主導権を失ふこと、すなわち、外交政策の枠組みから海外植民政策が逸脱することを懸念していたと言える。結果、拓務省官制第一条「拓務大臣ハ移植民ニ関スル事務及海外拓殖事業ノ指導奨励ニ関スル事務ヲ管理ス」には「拓務大臣ハ前項ノ事務ニ付外務大臣ヲ經由シ領事館ヲ指揮監督ス」の一文が挿入された⁵²。このことは外務省が、拓務省の海外植民政策主導に干渉し得る立場に立ったことを意味した。他方、拓殖省設置準備委員会では「拓殖省ノ技術官ハ領事官付トシテ常駐セシムル」ことが決定された⁵³。これは、人口食糧問題調査会においてもその必要性が検討された内容のもので、専門家の必要性を訴える東郷の植民省構想においても重視された要素である。

一九二九年二月の「拓殖省」設置予算審議過程において、前田米藏法制局長官は「移植民」の「保護」・「奨励」・「指導」を目的とする新省の設置が「我国ノ人口並ニ食糧問題ノ解決」の「一助」になると主張した⁵⁴。この点に関連して、論説「拓殖省設置の必要」の中で東郷は「拓殖省の設置は、余が廿年来の主張である。故に今期議会においてこれに関する予算の通過を見たことは、余の最も喜びとするところである」と、田中内閣による「拓殖省」設置予算の確保を歓迎した上で⁵⁵、「少くとも植民博物館、

図書館、および科学研究室の三者を併存せしめなくてはならぬ」と、自身の植民省構想の重要な要素である「拓殖省」への各種研究機関の並置を要請した⁵⁶。

本節で検討したように、東郷が植民省という名称で主張した海外植民政策推進を目的とした新省の設置は拓務省という形で、田中内閣期において実現するに至った。このことは、海外植民政策の推進主体が外務省と並存するようになったことを意味した。

第二節 拓務省の新設と東郷実の植民省構想の実践

本節では、東郷が自身の植民省構想に基づいた拓務省への北海道帝国大学卒業生の「入れ込み」を通じて、拓務省の組織の充実を実践していく過程について論じる。

一九二九年六月一〇日の拓務省官制の公布にともない、田中内閣の下で拓務省設置は実現した。結果、海外植民政策の統一的指導は、拓務省の主要な役割の一つとして位置づけられるに至った⁵⁷。東郷が建議案の提出を通じて推進した、海外植民政策の実践を目的とする新省の設置という彼の植民省構想は、ここに実現を見た。一九二九年六月当時、東郷は、新党倶楽部において田中内閣を支持する、与党的立場にいた。田中内閣は、東郷の植民省構想を拓務省設置という形で実現させるにあたり、決定的な役割を果たした。

ここで注目したい点は、拓務省官制の第一〇条に「拓務省ニ技師専任十三人ヲ置ク」こと、第一四条に「拓務省ニ技手専任十三人ヲ置ク」こと、「第十条及第十四条ノ職員ハ之ヲ外国ニ駐在セシメ帝国領

事館附ヲ命ズルコト」が明記された点である⁵⁸。このことを踏まえて、東郷の動向に着目したい。拓務省設置直後の一九二九年九月一日、東郷は北海道帝国大学の卒業生を技師として幹旋することを試みた。東郷は自身の札幌農学校時代の恩師の高岡熊雄北海道帝国大学教授に宛てた書簡の中で「先例の拓務省へ同窓生入れ込みの件はその後最善の努力を致し居り殊に小村次官とハ直接急話を遂げ置きたり」と述べている⁵⁹。この書簡から、東郷が拓務省への北大卒業生の「入れ込み」＝就職の幹旋を行っている様子がわかる。実際、一九三〇年三月に北大を卒業した農学部卒業生の山田武彦と二階堂栄二の二名が拓務省に入省し、山田が同省管理局技師、二階堂が同省殖産局技師にそれぞれ就職している⁶⁰。拓務省管理局は「拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ関スル義務」、同省殖産局は「拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奨励ニ関スル義務」役割をそれぞれ担っていた⁶¹。東郷が卒業生の「入れ込み」を行った二局は、いずれも海外植民政策を担う役割を有していた。

東郷の植民省構想において、北大卒業生の拓務省への「入れ込み」は、海外植民政策を担う専門家となり得る人材の確保という意味合いがあつた。この点と関連して、拓務省設置後間もない一九二九年八月、東郷は「拓務省に望む」という論説の中で、東郷は「何事も事業の効果は『人』に依つて定まるものであつて、拓務大臣初め主脳機関たるべき所に、その人を得る事が必要である。拓務省は吾国の新領土経営と海外発展との上に、重大なる中心機関とならなければならぬものであると云ふ事を考へても、当局に人を得る事は、今後日本の発展と重大なる関係があるのである。この重大なる使命を全うするには、自己の利害を顧ず国家国民の健全なる発展に全力を上げて尽す人を、その当局として吾々は望まな

なければならない」と、植民政策を専門的に遂行する人材の必要性を強調する⁶²。

拓務省設置は、外務省から海外植民政策の主導権が新設の拓務省に移ったことを意味する。立憲政治において外相と拓相が並立したことは、植民政策が外交政策の延長ではなくなったこと、すなわち、植民政策の外交政策からの自立を意味した。外務省は拓務省の設置過程において領事の監督権を獲得したとはいえ、拓務省の新設は、同省が外交政策の一環として海外植民政策を実践していくことを困難なものとした。外務省通商局では、拓務省の管理局と殖産局が担当する地域について、拓務省官制に記されている以上に具体的な予測がなされており、拓務省管理局が「支那及西比利亜ニ於ケル移植民ノ保護奨励ニ関スル義務」、同省殖産局が「支那及西比利亜ニ於ケル殖産事業ノ保護奨励ニ関スル義務」をそれぞれ負うことになる⁶³と捉えていた⁶⁴。これらのことから、外務省にとって、東郷が北大卒業生の幹旋を行つた拓務省の管理局及び殖産局は「帝国外交ノ大局ニ迄影響ヲ及ボス」危険性を持つ部局であつたと考えられる⁶⁴。

一九二九年七月、浜口雄幸民政党内閣が成立すると、新設直後にもかかわらず、拓務省は、予算縮小の対象となつた。同年一月、野党に転落した政友会は民政党政権の昭和四年度実行予算を批判することを目的とする『政友』臨時号を公刊し、その中で森恪政友会幹事長は、拓務省予算が一八八万円削減されたことを批判している⁶⁵。浜口内閣による拓務省の消極的運用は、同省を海外植民政策実践のために必要不可欠としていた東郷にとって、容認できないものであつた。翌一九三〇年一月、論説「海外発展と其の使命」の結論部において、政友会代議士となつた東郷は「従来の我殖民政策は、あまりに消極

的であり、外国の鼻息のみを窺つて居た嫌ひがある」と批判する⁶⁶。東郷がいう「従来の我殖民政策」とは、外務省主導の「企業移民」を指すと思われる。幣原喜重郎外相は、前外相時代の海外移住組合法制定に見られたように、海外植民政策が国際関係にもたらす悪影響を憂慮していた。

本節において検討したように、東郷にとって拓務省設置は、海外植民政策の推進を目的とする新省が設置されたという意味において、持論である植民省の設置が実現したことを意味した。それと同時に、新設された拓務省に北大卒業生を「入れ込」んだことは、東郷が自身の構想の中で主張していたように、専門家による植民政策の実践の必要を認めていたためであった。だが、拓務省が「帝国外交ノ大局ニ迄影響ヲ及ボス」ことを警戒していた外務省通商局は、幣原外相を中心とする第二次若槻礼次郎民政党内閣とともに、拓務省の廃止を志向していくことになる。

第三節 民政党政権期における拓務省廃止問題と東郷実

本節では、政友会に合流した東郷が浜口内閣に対して拓務省主導による海外植民政策遂行の必要性を主張し、第二次若槻内閣による拓務省廃止に対して強硬に反対していく過程を論じる。

海外植民政策の推進機関としての拓務省の必要性を訴えていた東郷は、一九三〇年五月の第五八議会において、浜口内閣に対して海外への農業植民政策の必要性を訴えた。その際に、東郷はまず「我国ノ農村ヲ救フニハ、ドウシテモ茲ニ農業組織ナリ、農業経営ノ上ニ大ナル革新ヲシナケレバナラヌ、所謂農業ノ組織、経営ノ合理化ヲスルト云フコトガ非常ニ必要ニ迫ッテ居ルノニ」、「商工業ニ重キヲ置イタ

所ノ合理化ヲ以テシテハ、今日ノ行詰ッタ産業ノ真ノ打開ハ出来ナイ」と「断言」し、「即チ今日ノ農村ノ経営ヲ合理化シ、而シテ我国ノ農村ノ疲弊ノドン底ヨリ救ヒ、而シテ最モ合理的ナ農業経営ヲヤルト云フニハ、此農地ニ対スル過剰ノ人口ヲ余所ニ移スヨリ外ニ途ガナイ、是ニ於テ農業合理化ノ重要手段ノ一トシテハ海外発展、移植民ノ政策ヲ断行スルト云フ以外ニ途ハナイト思フノデアリマス」と主張する⁶⁷。農村に波及する恐慌対策として東郷は、浜口首相に対して『日本植民論』以来の主張である「過剰ノ人口」を海外に農業植民する必要を強調したのである。注目すべきは、続けて東郷が「現政府ガ此海外発展、拓務事業ニ余リニ冷淡デアル」、「吾々ハ多年拓務省ノ設置ヲ主張シタ一人デアリマスガ、斯ノ如ク折角出来タ拓務省ガ、何等海外発展ニ対シテ積極的方針ヲ執リ得ナイ実状ニアルト云フコトハ、国家ノ進展ノ上ニ私ハ悲シムベキモノナリト信ズルノデアリマス」と主張している点である⁶⁸。東郷にとって、予算を削減したことに象徴される、浜口内閣による拓務省の消極的な運営は排撃すべき対象であつた⁶⁹。

民政党政権の拓務省への冷淡な対応は、行財政整理のみならず、海外植民政策の政策的価値を批判する当該期の外務省の意向とも深く関係していた。民政党政権及び幣原外相の海外植民政策への否定的な対応については第四章で詳述するが、本章において着目するのは、同年に発生したブラジルにおける移民入国問題である。一九三〇年に勃発したブラジル革命を契機とした政権交代はブラジルへの「企業移民」政策の実践を困難とした。坂本龍起外務省通産局第三課長は「ブラジル政府においても失業救済の一方法として移民の入国を禁止するは止むを得ない事である、また外務省としても無理に査照を要請す

る事は出来ないからブラジルに向け移民は当分送らない様にするの外はあるまい」という見解を示した⁷⁰。

一九三一年、浜口内閣の跡を継いだ第二次若槻内閣は、拓務省廃止を検討するに至る。これは、公式的に、井上準之助蔵相主導による行財政整理の一環とされた⁷¹。東郷は、同年七月に行われた日本植民通信社主催の拓務省廃止座談会の中で「之〔拓務省〕を廃止したつて僅かな経費だらうと思ふ。私は細かい数字は知りませぬが十万円か二十万円を以て数へる僅かなもので、十数億の国庫の今日の財政から見れば何にもならぬ事だ」、「一旦出来たものを十萬、二十萬の節約の為に廃止すると云ふ事は以ての外だと思ふ」と、拓務省の廃止が財政健全化に貢献し得ないと主張する⁷²。後述するが、行財政整理が財政健全化に寄与しないという東郷の主張から窺えるように、第二次若槻内閣が拓務省廃止を目指す理由は、大蔵省主導の行財政面のみ留まらず、海外への植民政策の統御を目指す外務省通商局の動向とも関係していた。座談会において東郷は「海外発展の為に拓務省設置を長年主張して、それが実現した」と述べた上で「寧ろ拓務省は日本の領土以外に進出して行く」ことに「重点」を置くべきだと主張する⁷³。当該期の日本の農村では昭和恐慌が深刻化しており、東郷は「農民の此行詰りを打開する根本としては矢張り海外発展と云ふやうなことを眼中に置かなくちやならぬと思ふ。それには矢張り拓務省が中心となつて、之を指導し」、「もつと拓務省が統一され熱心な積極的な海外発展なら海外発展をやれば自ら海外に日本の社会が出来てそれが本国に経済的に社会的に或は政治的に効果を齎さぬ筈はない」と主張する⁷⁴。そして「食糧問題の解決は先づ内地に於てでなければならぬ」と主張しながらも「所が其第一要

件を満たす日本の農村は土地対人口の關係から云つても非常に不健全であります。海外に適當な地を求めて此民族を堅実に發展させて、日本の農村を海外迄延長して行く」必要があると述べ、「拓務省の設置が必要と見てさうして議會も協賛を与へて実現したならば、今日何も要らぬと云ふ事は起こり得ない」と主張する⁷⁵。

さらに、東郷は「私共は拓務省の必要と其組織に付て多年主張したことがあります。然し其組織を見ると私共の期待して居るものは一つも出来て居ません」と述べ、「拓務省の組織と云ふものは無論事務も処理するが同時に調査研究の機關であり、宣伝機關である」と捉え、同省への「博物館」、「研究室」、「図書館」の各機關の並置を主張し、「宣伝や研究の發表植民思想の鼓舞は、斯う云ふ所に來てやるべきだと述べる⁷⁶。拓務省設置を植民省設置の実現と捉える一方で東郷は、同省の組織面については、満足していなかった。当然のことながら、拓務省廃止を志向する民政党政権の下では、組織面の充実の実現は不可能であつた。

ここで、外務省通商局の動向に着目したい。日本植民通信社主催の拓務省廃止座談会が行われた一九三一年七月、外務省通商局は、内部資料の中で「海外移植民ハ常ニ相手国各般ノ事象殊ニ彼我ノ外交關係ヲ考量スルヲ要スル」故に「移民行政ノ統一ヲ高唱シ外務省自ラ本事務ノ第一線ニ立ツノ覚悟アルヲ要ス」と⁷⁷、拓務省から「海外移植民」政策の主導権を奪うことを企図していた。同意見書には、「我カ国民ノ海外移出ニハ動モスレハ排日問題ヲ付随シ」、「同一系統ノ機關ヲ以テ之力事務ニ当ラサル限リ所期ノ目的ヲ達スルコト難シ」とある⁷⁸。このことから理解できるように、外務省通商局は、國際關係

の悪化を懸念して「同一系統ノ機関」すなわち外務省による海外植民政策の掌握を志向していた。拓務省廃止後を想定していた外務省通産局は「外務省ヲシテ移民行政ノ中央機関タラシメン」と主張していた⁷⁾。すなわち、同局は、拓務省の有していた海外植民政策の主導権の回収を志向し、拓務省設置以前と同様に外交政策の一環として海外植民政策を推進しようとしていたと思われる。坂本通産局第三課長がブラジルへの移民政策を困難と見なしていたことを踏まえれば、南米・南洋・満蒙等の各地における海外植民政策主体として拓務省が独立していることは、外務省通商局にとって、国際関係の観点から脅威であつただろう⁸⁾。第二次若槻内閣が拓務省廃止を志向する背景には井上財政の行財政整理だけではなく、海外植民政策の価値を否定していた幣原外相及び外務省通商局に見られるような、外務省側の動向もあつたと思われる。

他方、政友会は、党として「拓務省新設」が「吾党の主張より実現した」ものであるとして拓務省廃止に反対した⁸¹⁾。東郷と同じく政友会床次派の代議士であつた津崎尚武⁸²⁾は雑誌『植民』の企画「拓務省存置すべきか廃止すべきか」の中で同省の廃止を「国策を解せざる愚挙であり、寧ろ暴挙である」と断定し、「拓務省の存在は、既存植民地の為めにも必要であるが、最も大事なことは、植民地以外の外国に、我国の海外発展を為す上に絶対に必要なることである」と主張する⁸³⁾。当該期には植民地統治の観点から拓務省廃止に反対する意見も見られたが⁸⁴⁾、東郷及び津崎の場合は、海外植民政策の推進という観点から拓務省廃止に反対していた。この当時の津崎は、政友会の政務調査会内に設置された植民部に所屬しており⁸⁵⁾、党内において植民政策を立案する立場にいた。この点を踏まえれば、東郷と津崎

の主張は、当該期の政友会において海外植民政策の観点から民政党を攻撃する潮流があったことを示すものである。他方、一九三一年八月、民政党の政務調査会は行財政整理の観点から拓務省廃止を検討し⁸⁶、翌月の閣議において確定された⁸⁷。このように、第二次若槻内閣による拓務省廃止の決定は、外務省通商局に対する東郷の敗北を決定付けたように思われた。

しかし、一九三一年九月に満州事変が勃発すると、拓務省廃止の機運は、政友会から「畢竟は有耶無耶の中に葬り去らるの有様に在る」という皮肉的な批判がなされたことに見られるように、一転して消滅することになる⁸⁸。柳条湖事件が勃発した翌月の一九三一年一〇月、拓務省が主催した講演会において東郷は「国内移住問題」という講演を行った。この講演の中で本章が着目するのは、東郷が拓務省に對して「亜細亜大陸」における農業植民政策の実践主体として期待していた点である⁸⁹。講演の中で、東郷は「日本の内地が将来人口を包容する上に於て余り余地がないばかりでなく朝鮮、台湾、樺太といつても知れたものであるといふならば、どうしても吾々は他に適当な方法を考へなければなりません。それには我が帝国領土以外適當の所に大いに發展して行くより外に途はありません」と「移住政策」としての海外を対象とした農業植民政策の国策化を主張する⁹⁰。そして、「国家民族を基礎として大きな国策を遂行するといふならば、どうしても日本に近き所に發展の重心を置かなければなりません」、「拓務省が重大使命を以て生れ出たのは一昨年であつて、まだ二年四箇月にしかありません。この生れ立ての赤ん坊を捻り殺すといふやうなやり方では、此重大問題の解決は思ひもよらぬ事です。吾々は常に国策を基礎とし、一度決まつたならば脇目を振らずその方針に向つて驀に進むの熱心と真面目さ

がなければなりませぬ」と述べている点である⁹¹。ここで東郷がいう「国策」とは海外への農業植民政策、「日本に近き所」とは満蒙に留まらない「亜細亜大陸」を指しており、東郷は「亜細亜大陸を無視して我国の移住問題は到底解決できませぬ」と主張する⁹²。

東郷にとって満州事変は、軍事的に制圧した地域の経営、さらには「亜細亜大陸」における農業植民政策の推進主体の必要という観点から、廃止されつつあった拓務省の存在価値を訴える絶好の機会であったと思われる。第二次若槻内閣の拓務省廃止の動向について、東郷は「真面目に移住問題を考へるならば、今日拓務省廃止の議の決したこと理由が解らない。一昨年拓務省が多年の国論を基礎として出来上つたのであるが、あの当時と今日とは何等事情の異なるものがありませぬ」、「現に出来て居るものをわざく潰すといふが如きやり方にはどう考へても私は賛成が出来ませぬ」と、拓務省廃止反対を繰り返し主張する⁹³。そして、彼は「何も関係の無い列国までがジュネーブで我がまゝを働くに至つた」と、国際連盟決議に対する批判を鮮明にする⁹⁴。満州事変を受けて、九月三〇日にジュネーブで開催された国際連盟の理事会決議は、日本が領土的野心を持たないこと、並びに最重要事項として鉄道附属地にまで撤兵することを満場一致で可決していた⁹⁵。「亜細亜大陸」における農業植民政策の国策化を志向していた東郷にとって、国際連盟の撤兵決議は容認できるものではなかった。

一九三一年一二月、第二次若槻民政党内閣が倒れ犬養毅政友会内閣が成立すると、拓務省は一転して存続することになる。海外植民政策の統一的推進を目的とする省庁の存続を目指す東郷の政治的課題は、犬養内閣によって達成された。山本条太郎政務調査会長の主張に見られるように、民政党のみならず政

友会においても、拓務省を廃止すべきという意見があつた⁹⁶。つまり、犬養内閣が拓務省を廃止する可能性も、存在していたのである。拓務省廃止反対及び同省存続が党レベルで決定された過程を考えるうえで、政友会内の有力派閥の一つであつた床次竹二郎派の中核代議士であつた東郷・津崎らが果たした役割は軽視できない。彼ら以上に同省の存続を訴えていた代議士は、政友会内には存在しなかつた。政友会合流後の床次は、田中義一総裁の死後、そして翌年五月の犬養総裁の死後にも総裁候補に上がるなど依然として有力であり、党内において総裁鈴木喜三郎に次ぐ派閥を形成していた⁹⁷。

犬養内閣期の拓務省は、同年六月に成立した斎藤実挙国一致内閣が満蒙への植民政策を推進する上で、の土壤を作つた⁹⁸。そして、東郷の農業植民政策構想の部分的実現を意味した「満洲国建国」⁹⁹は、日本が国際連盟を脱退する契機となつた。東郷の農業植民政策構想の基盤となつた「満洲国建国」は、日本の国際連盟脱退にともなう日本の国際的孤立という、外務省通商局が憂慮した状況を招くことになる。東郷が主張する満蒙への農業植民政策は試験期を経て¹⁰⁰、広田弘毅内閣期の一九三六年に重大国策として位置付けられるに至る¹⁰¹。

おわりに

本章では、東郷実が自身の植民省設置構想に基づいて拓務省に関与していく過程の検討を通じて、海外植民政策が外交政策から自立していった過程を明らかにした。

東郷の植民省構想の骨子は海外植民政策の統一的推進を目的とする新省を設置し、その省の組織を充実させることにあった。植民省の組織を充実させる具体的方法として東郷は、専門官僚による省運営とともに植民省が各種研究機関の並置・管轄を主張した。代議士転身後、まもなく東郷は「拓殖省」設置に関する建議案の紹介、提出を行った。「拓殖省」は一九二九年六月、田中義一政友会内閣によって拓務省という名称で設置された。

拓務省設置は東郷にとって「三十年来の念願」の達成、すなわち海外植民政策の統一的指導を目的とする植民省の設置を意味した。建議案の提出に見られるように、東郷が拓務省設置の主要な推進力であったことは、間違いない。ただし、拓務省設置は彼のみの力で実現したのではなく、同省設置を実現させたのは、田中政友会内閣であった。田中内閣は、東郷が主張するような、海外植民政策推進のための新省を設置した。東郷自身も、田中内閣を支持する立場にいた。拓務省設置直後、東郷は、北海道帝国大学の卒業生の拓務省への「入れ込み」を行った。これは、東郷の植民省構想の一部が具体化したことを意味するとともに、帝国大学から官僚機構への人材斡旋という、これまで注目されてこなかった戦前代議士の役割を示しているように思われる。

しかし、このような東郷の行動は、移植民政策を外交政策の一環として実践しようとしていた、外務省（特に同省通商局）の動向と鋭角的に対立するものであった。外務省の移植民政策は、資本の潤沢な移民すなわち「企業移民」を、主にブラジルに創出することにあった。ただし、外務省の「企業移民」政策は、国際関係に最大限に配慮しつつ実践することを前提としていた。つまり、外務省、とりわけ同

省通商局は、海外への移植民政策をあくまでも外交政策の一環と位置づけ、同省の影響下で実践することを志向していたのである。第二次若槻礼次郎民政党内閣期の一九三一年、外務省通商局が拓務省廃止を主張した理由は、同局が拓務省設置以前と同様に、外務省による海外植民政策の把握を志向していたためであった。第二次若槻内閣において拓務省廃止が議論された際、外務省通商局は、海外植民政策が国際関係の悪化をもたらすとして、拓務省の管轄であった海外植民政策の主導権を奪還しようとしていた。

これに対して東郷は、政友会の政務調査会の植民部に在籍していた津崎尚武とともに、拓務省廃止に反対した。拓務省廃止の是非が閣議決定された翌月の九月、満州事変が勃発する。満州事変の勃発は、東郷にとって、海外植民政策の主体としての拓務省の存在価値を主張する絶好の契機となった。同年一月に犬養毅政友会内閣が成立すると、拓務省は存続が決定する。民政党のみならず政友会においても、拓務省廃止の主張が存在していた。にもかかわらず犬養政友会内閣は、拓務省の存続を決定した。このことは、東郷や彼の同志である津崎尚武が、野党時代以来党内において拓務省廃止反対を主張していたことと大きく関係しているよう。彼らは政友会において、最も強く拓務省の存在価値を訴えていた代議士たちであった。消滅を免れた拓務省は、翌一九三二年六月に成立した斎藤実内閣のもとで、関東軍、外務省、満鉄とともに「満洲国」における農業植民政策の主体の一つとなっていく。

東郷の植民省構想は、海外植民政策の実践主体としての拓務省設置をもって実現した。東郷による北大卒業生の「入れ込み」は、拓務省の「組織」の充実を企図したものであった。東郷が「入れ込み」を

行つた拓務省管理局と殖産局は「移植民ノ保護指導ニ関スル義務」と「海外拓殖事業ノ指導奨励ニ関スル義務」をそれぞれ負つていた。植民省構想において「人」の充実を主張する東郷にとって「入れ込み」は、拓務省の「組織」を強化することを意味した。他方、東郷が度々その必要性を主張していた拓務省への各種研究機関の並置・管掌という主張に関しては、実現を見ることはなかった。東郷が拓務省の「組織を見ると私共の期待して居るものは一つも出来て居ません」と述べていることは、東郷の植民省構想が「組織」の面で多くの課題を残したことを示している。

植民省構想に基づいた東郷の拓務省設置問題への一連の関与は、海外植民政策の外交政策からの自立を推進する役割の一端を担つたといえよう。同時にそれは、二大政党制の時代において海外植民政策の重要性を国民に発信すると同時に、政党内閣崩壊後に実現した海外植民政策の国策化の土壌を政党勢力の側から形成したのではないだろうか。そして、このことは、外務省通商局が憂慮したように、国際関係への配慮を著しく欠く結果となり、日本の国際的孤立を後押しすることになる¹⁰²。

¹ 加瀬和俊「就業構造と農業」石井寛治・原朗・武田晴人編『日本経済史』第三巻、東京大学出版会、二〇〇二年。

² 春名正夫氏は、元七博士で憲政会代議士としても活動した建部遯吾が、海外植民による食糧自給力の確保にともなう国力培養を主張していたことを指摘している（春名正夫「進化論と国際秩序」酒井哲哉編『外交思想』岩波書店、二〇一三年）。

³『拓務要覧』昭和四年度版、拓務省、一九二九年、五頁。

⁴加藤聖文「政党内閣確立期における植民地支配体制の模索」『東アジア近代史』一卷、ゆまに書房、一九九八年、清水秀子「拓務省設置問題」『歴史教育』一五卷、一九六八年。

⁵熊本史雄氏が指摘するように、今日においても拓務省研究の蓄積は十分とは言えない（熊本史雄「拓務省研究の現状と課題」『近代史料研究』一二号、二〇一二年）。

⁶東郷実「植民省設置及びその組織に就て」『台湾時報』一八号、一九二二年、五七頁。

⁷前掲、東郷「植民省設置及びその組織に就て」五五頁。

⁸同右、五八頁。

⁹同右、六一頁。

¹⁰後述するが、この点は、拓務省設置の際に北大卒業生の同省への斡旋を試みた東郷の動向と大きく関係する点である。

¹¹東郷実「海外発展と其の使命」『植民』九卷二号、一九三〇年、四頁。同時に東郷は「拓務省の名称に就ては枢密院に諮詢の際、拓殖省にすべきか、拓務省にすべきか、大変に議論が沸騰した様であるが、名称なんか枝葉末部の問題で、要は其の仕事の内容である」とも述べる。この主張は、東郷が省の名称という形式的な問題よりも、機能面を重視していたことの証左であり、彼は植民省という名称に対しては強く固執していなかったと思われる。拓務省設置過程における名称問題については、前掲、加藤「政党内閣確立期における植民地支配体制の模索」、前掲、清水「拓務省設置問題」を参照。

¹²後藤が日露戦後において海外植民政策を目的とする新省の設置を目指していたことについては、小林道彦『日本の大陸政策』南窓社、一九九六年を参照。

¹³高岡裕之『総力戦体制と「福祉国家」』岩波書店、二〇一一年、一〇二頁。

¹⁴土川信男「政党内閣と産業政策一九二五〜一九三二年」一『国家学会雑誌』一〇七卷一一・一二号、一九

九四年。同氏は、海外植民政策による国際関係の悪化を懸念する若槻首相によって退けられた憲政会少壮派の海外植民論の存在を指摘する一方で、東郷の所属していた政友本党及び、拓務省新設を実現させた政友会の海外植民政策については、検討していない。

¹⁵ 牧山耕蔵ほか一〇名提出「拓殖省設置ニ関スル建議案」『官報号外 衆議院議事速記録三〇号』一九二三年三月一四日、六七九頁。

¹⁶ 後に田中内閣の農林大臣となる山本悌二郎が、かねてから「植民地の経営と海外に発展せる国民の保護後援を目的とする一の国務省を設置する必要」を主張していることや（山本悌二郎「植民地の研究 総督府任せにせず国民自らの努力を望む」『大阪朝日新聞』一九二二年一月二一日）、政友会の長老格であつた小川平吉が護憲三派内閣の成立期に海外植民政策の徹底を目的とした「拓殖省」設置を主張していたことに見られるように（小川平吉「拓殖務省設置ノ議」一九二四年。小川平吉文書研究会編『小川平吉関係文書』二巻、みすず書房、一九七三年）、政友会では、早くから海外植民政策を統括する新省設置の必要性が認められていた。

¹⁷ 政友本党参加者については、前田連山編修『床次竹二郎伝』床次竹二郎伝記刊行会、一九三九年、七一頁〜七二三頁を参照。

¹⁸ 牧山耕蔵他一三名提出「拓殖省設置ニ関スル建議案」『官報号外 衆議院議事速記録第二十六号』一九二五年三月一三日、六三八頁。

¹⁹ 前掲『官報号外 衆議院議事速記録第二十六号』六三八頁、東郷実の言。

²⁰ 『第五類第一六号 清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法廃止法律案（柏田忠一君外一名提出）委員会議録第六回』一九二五年三月二五日、一頁。東郷実の言。

²¹ 東郷実『日本植民論』文武堂、一九〇六年、七〇頁。

²² 前掲、高岡『総力戦体制と「福祉国家」』一〇三頁、図一一。

²³ 前掲、東郷「植民省の設置及其組織に就て」五八頁。

²⁴ 『大阪朝日新聞』一九二五年一月五日。

²⁵ 奈良岡聰智『加藤高明と政党政治』山川出版社、二〇〇六年、二九九頁。

²⁶ 『大阪朝日新聞』一九二四年九月二八日。

²⁷ 津崎尚武提出「海外移住奨励ニ対スル再質問主意書」『官報号外 衆議院議事速記録第二二号』一九二五年三月四日、五〇五頁。

²⁸ 『貴族院速記録第一七号 海外移住組合法案 第一読会』一九二七年三月三日、三二一頁。幣原喜重郎の言。

²⁹ 「海外移住組合法案」『貴族院速記録第一七号 海外移住組合法案 第一読会』一九二七年三月三日、三二〇頁。

³⁰ 『貴族院速記録第二十一号 海外移住組合法案 第一読会ノ続』一九二七年三月二四日、四七四頁。幣原喜重郎の言。

³¹ 外務省通産局編『人口問題ヲ基調トシテ滿蒙拓殖策ノ研究』外務省通産局、一九二七年、四二五頁。

³² 前掲『第五類第一六号 清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法廃止法案（柏田忠一君外一名提出）委員会議録第六回』一九二五年三月二五日、東郷実他二名提出「拓殖省設置ニ関スル建議案」『衆議院議事速記録第三十二号』一九二七年三月二六日、九〇六頁。

³³ 前掲、東郷実他二名提出「拓殖省設置ニ関スル建議案」。

³⁴ 土川信男「政党内閣期における床次竹二郎の政權戰略」御厨貴・北岡伸一編『戦争・復興・発展 昭和政
治史における権力と構想』東京大学出版会、二〇〇〇年、五五頁。

³⁵ 『大阪朝日新聞』一九二七年三月一三日。

³⁶ 前掲、前田編修『床次竹二郎伝』八九一頁。

³⁷ 『大阪朝日新聞』一九二七年五月二一日。

³⁸ 『大阪朝日新聞』一九二七年六月一九日。

³⁹ 前掲、高岡『総力戦体制と「福祉国家」』一〇二頁。

⁴⁰ 人口食糧問題調査会「人口食糧問題調査会ニ於ケル内外移住方策及労働ノ需給調節ニ関スル方策ノ決議答申ニ至ル経過並ニ議論ノ要点」北海道大学附属図書館北方資料室所蔵「高岡・松岡パンフレット」分類番号N〇〇四六・〇一三、一九二八年、一頁。

⁴¹ 井上雅二「秘 諮詢第一号人口問題ニ関スル対策殊ニ我が国ノ現状ニ鑑ミ急速実施ヲ要スト認ムル方策如何ニ対スル答申私案」「高岡・松岡パンフレット」分類番号 N〇〇四五・〇〇六、一九二七年。同史料は、管見の限り「高岡・松岡パンフレット」の収録分のみ所蔵が確認されているが、史料中に制作年が明記されていないため、北海道大学附属図書館ホームページ「北方資料データベース」にて閲覧可能な北方資料検索システムでは年代不詳扱いとされている。しかし、先に指摘したように、一九二七年七月二〇日の同調査会の中で「人口問題に関する対策殊に我国の現状に鑑み急速実施を要すと認むる方策如何」の「諮詢付議」が開始されていたことを踏まえれば、井上の「答申私案」が一九二七年に作成されたものであることが理解できる。

⁴² 人口食糧問題調査会幹事「人口問題ニ関スル調査項目及之ニ対スル方策ノ参考案」一九二七年、一一九頁。「高岡・松岡パンフレット」分類番号 N〇〇四五・〇〇二。尚、同史料で用いられている呼称は「拓殖省」ではなく「拓務省」である。

⁴³ 前掲、人口食糧問題調査会「人口食糧問題調査会ニ於ケル内外移住策及労働ノ需給調節ニ関スル方策ノ決議答申ニ至ル経過ニ議論ノ要点」四七頁。

⁴⁴ 『国民新聞』一九二七年二月二〇日。

⁴⁵ 若月剛史『戦前日本の政党内閣と官僚制』東京大学出版会、二〇一四年、一四二頁〜一四四頁。

- ⁴⁶ 「拓務省設置関係一件 第一巻」一九二七年。外務省外交史料館所蔵、請求番号M・一・一・〇・三・〇
⁴⁷ 一。アジア歴史資料センターホームページより閲覧、レファレンスコードB一四〇九〇一〇八五〇〇。
 雄東京帝国大学教授の主張から確認することができる。拓務省設置直前、矢内原は、新省の「海外移民事務」が「移民受容国の我が移民事業に対する猜疑誤解を招くことなきやう、十分の注意を必要とする」と指摘する（矢内原忠雄「拓殖省の設置について」『エコノミスト』七巻一〇号、一九二九年、九頁）。
- ⁴⁸ 「通産局第三課資料」一九二九年六月一日。外務省編『日本外交文書』昭和期I第二部第四巻、外務省、一九九一年、三〇〇頁。
- ⁴⁹ 同右。
- ⁵⁰ 同右、三〇一頁。
- ⁵¹ 同右、三〇二頁。
- ⁵² 前掲『拓務要覧』昭和四年度版、五頁。
- ⁵³ 前掲「通産局第三課資料」三〇一頁。
- ⁵⁴ 『第一類第三号 予算委員第二分科（内務省及拓殖省所管）会議録第三回』一九二九年二月七日、一頁。前田米蔵法制局長官の言。
- ⁵⁵ 東郷実「拓殖省設置の必要」前掲『エコノミスト』七巻一〇号、九頁。
- ⁵⁶ 同右一一頁。
- ⁵⁷ この点については、本章の冒頭を参照。
- ⁵⁸ 前掲『拓務要覧』昭和四度版、七頁。
- ⁵⁹ 「高岡熊雄宛東郷実書簡」一九二九年六月一八日。北海道大学文書館所蔵「高岡熊雄関係文書」分類番号〇〇一二三三。

⁶⁰ 北海道帝国大学編「卒業生住所録」北海道帝国大学、一九三〇年十一月。北海道大学大学文書館所蔵。

⁶¹ 前掲『拓務要覧』昭和四年度版、六頁。また、同省にはこの二局の他に、二局の管轄外の諸地域を対象とした海外植民政策の実践を目的とする拓務局が設置された。

⁶² 東郷実「拓務省に望む」『植民』八巻八号、一九二九年、一二二頁。さらに、この論説の中でも東郷は「拓務省の主力を盡すべき所は調査研究であつて、その内容組織もこの点を重きに於てなされなければならない。従つてこの目的を達する為めには、拓植に関する完全なる図書館を初め、同じく拓植博物館、拓植研究室（laboratory）の三つはどうしても完成しなければならないと考へる」と、従来と同じく諸研究機関併置の必要を主張している（同論一二二頁）。

⁶³ 「拓務省新設に伴フ外務省官制変更ニ対スル私見」（年代不明だが、内容から一九二九年のものと思われる）前掲『日本外交文書』昭和期Ⅰ第二部第四卷、三一二頁〜三二三頁。また、外務省通商局は、拓務省附属の拓務局が、日本の主権外である「南米及南洋ニ於ケル移植民及拓殖事業ニ関スル事務」を担当することになるだろうとしている。

⁶⁴ 枢密院において拓務省新設に反対していた人物の一人は、外務省出身の顧問官の石井菊次郎であった（伊藤之雄『昭和天皇と立憲君主制の崩壊』名古屋大学出版会、二〇〇五年、一〇三頁）。

⁶⁵ 森恪「昭和四年度実行予算の正体」『政友』臨時増刊、一九二九年、一五頁。

⁶⁶ 前掲、東郷「海外発展と其の使命」八頁、九頁。

⁶⁷ 『官報号外 衆議院議事速記録第九号（第一号）昭和五年度歳入歳出総予算追加案他五件』一九三〇年五月七日、一七〇頁。東郷実の言。

⁶⁸ 同右。

⁶⁹ 浜口内閣による拓務省の活用は、植民地予算の整理という観点からのものであった（前掲、加藤「政党内閣確立期における植民地支配体制の模索」五三頁）。

⁷⁰ 『中外商業新報』一九三〇年十二月九日。

⁷¹ 井上蔵相主導による行財政整理の一環として拓務省廃止が検討されていく過程については、前掲、小林『政党内閣の崩壊と満州事変』一三六頁～一四二頁を参照。

⁷² 「愚挙なり、暴挙なり、拓務省断じて廃すべからず、拓務省存廃座談会」『植民』一〇巻七号、一九三一年、一〇頁。

⁷³ 同右、八頁。

⁷⁴ 同右、一一頁～一二頁。

⁷⁵ 同右、九頁。

⁷⁶ 同右、一九頁～二〇頁。

⁷⁷ 「通産局第三課」一九三二年七月三十一日。前掲『日本外交文書』昭和期Ⅰ第Ⅱ部第四卷、三〇九頁～三一〇頁。

⁷⁸ 同右、三一一頁。

⁷⁹ 同右、三一二頁。

⁸⁰ 坂本通産局第三課長は、幣原外相と同様に「年々七八十万の人口増加に対し一万や二万の海外移住では如何ともすることが出来ぬ」と主張していた（坂本龍起「昭和五年を迎へて」『移民情報』二巻一号、一九三〇年、一頁）。

⁸¹ 『政友』三七二号、一九三一年、五九頁～六〇頁。秋田清総務の発言による。

⁸² 津崎尚武は、一九二八年に東郷と共に民政党を脱党した後に床次率いる新党倶楽部に参加し（前田連山編修『床次竹二郎伝』床次竹二郎伝記刊行会、一九三九年、九七七頁～九七八頁）、一九二九年に床次・東郷らと共に政友会に合流した（『政友』三四三号、一九二九年、五〇頁）。

⁸³ 「拓務省存置すべきか廃止すべきか」『植民』一〇巻七号、一九三一年、二六頁～二八頁。津崎は床次竹

二郎が民政党を脱党した際にも、東郷と共に政友会に合流した、東郷の同志である（前田蓮山編修『床次竹二郎伝』床次竹二郎伝記編纂会、一九三九年、九七七頁、九七八頁）。

⁸⁴ その一例としては、御恩会・大陸調査会主事河村日勝の主張があげられる。河村の主張は、拓務省を廃止する代わりに、同省を「大拓務省」に強化することで植民地行政の更なる統一を目指すべきという主張であった（御恩会・大陸調査会主事河村日勝「各省廃合に大反対す 同時に大拓務省建設を建白す」一九三二年八月二五日。国立国会図書館憲政資料室所蔵「斎藤実関係文書」分類番号一七一、五）。

⁸⁵ 『政友』三六五号、一九三一年、五二頁。

⁸⁶ 『民政』五卷九号、一九三一年、一三五頁。

⁸⁷ 『大阪朝日新聞』一九三一年九月二七日。

⁸⁸ 『政友』三七三号、一九三一年、七〇頁。満州事変以降の『民政』において、拓務省廃止に関する記述は見られなくなる。

⁸⁹ 尚、この講演の中で東郷は、満州事変を自身の農業植民論に基づいて後押ししたが、その過程については、第五章で改めて検討したい。

⁹⁰ 東郷実「国内移住問題」拓務省拓務局編『移植民講習会講演集』拓務省拓務局、一九三二年、一五七頁。一九三一年一〇月の講演を筆録したもの。

⁹¹ 同右、一六二頁。

⁹² 同右、一六二頁。

⁹³ 同右、一六二頁〜一六三頁。

⁹⁴ 同右、一六四頁。

⁹⁵ 臼井勝美『満州事変』中公新書、一九七四年、七四頁。

⁹⁶ 山本は、自身の著作『経済国策の提唱』日本評論社、一九三〇年の中で、拓務省廃止を明確に主張してい

る。

⁹⁷ 奥健太郎『昭和戦前期立憲政友会の研究』慶應義塾大学出版会、二〇〇四年、六〇頁。

⁹⁸ 加藤聖文『満鉄全史』、講談社、二〇〇六年、一四三頁。

⁹⁹ この点については、第五章において論じる。

¹⁰⁰ この試験移民期において、拓務省管理局長生駒高常は、書簡の中で内務省の実力者であった伊沢多喜男に対して「陸軍省満蒙班の一将校」が「拓務ニ政党の力の入り来る虞大なるを警戒」していることを伝えている（「伊沢多喜男宛生駒高常書簡」一九三四年九月四日。伊沢多喜男文書研究会編『伊沢多喜男関係文書』芙蓉書房、二〇〇〇年、一一七頁）。このことは、試験移民期の拓務省が、陸軍から政党勢力の牙城となることを警戒されていたことを示すものである。先述のように、拓務省管理局は「拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ関スル義務」を有する、陸軍との緊張関係が予想される部局である。この書簡は、拓務省と陸軍が海外植民政策をめぐる主導権争いを行っていたことを示す史料として捉えた場合、非常に興味深いものである。

¹⁰¹ 前掲、加瀬「就業構造と農業」二六六頁。

¹⁰² 一九四二年、拓務省は大東亜省に吸収されるに至る。大東亜省の設置目的は、占領地経営の円滑化にあった。その点において大東亜省は、第一章で指摘した東郷の農業植民論の中の重要な要素である「剣」（武力）の後の「鍬」（占領地経営）の実践を目的とした省であった。有力代議士であった東郷が、大東亜省にどのように関与したのかについては、今後の課題としたい。

第四章 「満洲国建国」と東郷実　　く農業植民論の視角からく

はじめに

本章の目的は、立憲政友会の中堅代議士時代（一九二九～一九三四）の東郷実¹に着目し、東郷が自身の農業植民論に基づいて、日本による「満洲国建国」を正当化していく過程を明らかにすることにある。浅田喬二氏は、農業植民政策の実践主体として関東軍に着目し、農政学者加藤完治のイデオロギーが強く反映されていることを指摘している²。しかし、議会勢力の「満洲国」への動向については、十分に検討していない。本稿の序章で述べたように、東郷は札幌農学校における植民学の正統に位置付けられる人物であり、代議士という立場から北大植民学を担う存在であった。そうした学術的知見を有する政党人が中央政治において「満洲国建国」を正当化していく過程を論じることが、札幌農学校において形成された農業植民論が「満洲国建国」及び、それに端を発した日本の国際連盟脱退を擁護していく過程を理解する上での素材となろう³。

本章では、主に、東郷が「満洲国建国」を自身の農業植民論の中でいかなる意義づけを行ったのかについて検討したい。以下、「満洲国建国」前後における東郷の農業植民論の展開過程について概観する。第一に、東郷は「土地の国際的分配」の実現に伴う新たな農地の獲得を「亜細亜大陸」に求めていた。「亜細亜大帝国」建国に伴う「天下三分」を理想とする東郷にとって、「亜細亜大陸」を対象とした「土

地の国際的分配」を主張するのは、当然のことであつたと言える。一九三〇年の論説「人口食糧問題と其対策」の中で、東郷は「土地の国際的分配」の不均等を「吾々が取除けると云ふこと以外に、世界の平和と全人類の幸福とは到底招来することが出来ない」と述べた上で⁴、「先づ第一に亜細亞大陸に於て吾々の大使命を真面目に遂行しなければならぬ」と主張する⁵。ここで言う「大使命」とは「土地の国際的分配」の実現に伴つて「世界全人類の幸福を増進すること」を意味する⁶。この主張は、台湾官吏時代以来一貫した立場からなされているものであることが理解できる。札幌農学校時代以来、満州の経営を「天下三分」実現の観点から「亜細亞大陸發展の第一着手」と見なしていた東郷⁷にとつて「満洲国建国」は「大使命」の第一歩であつた。一九三三年の論説「友邦たるの心」の中で、東郷は「天然資源に乏しい日本は、満洲国独立以来度々論ぜられている日満両国間の経済の統制によつて、其の原料を日本に、日本はその加工品を満洲へ、または日本に全然資源のない羊毛及棉花の生産を奨励」すべきであり、「更に進んでは同文同種の国支那を包含する東洋平和の確立に向つて邁進」すべきだと主張する⁸。東郷にとつて「日満両国間の経済の提携」は、「支那を包含する」広域なアジア諸地域を包括した「東亜大経済圏」構築のための端緒であつたと思われる。

第二に着目したいのは、東郷の中で農業植民論が日本農業の国内外への波及を意味する自身の農村文化思想を体现する手段として位置付けられた点である。一九三二年一月の「その根は深く祖国の土に」の中で、東郷は「農村中心の精神文化を建設し、それを根源とし、日本の農村を世界到る所に延長せん」と主張すると同時に、「内、内国の農業保全に努め、外、移植民の大政策を遂行すること」を強調して

いる¹⁰。このことから、東郷がいう「農村中心の精神文化」が「内国農業の保全」と「移植民の大政策」の並行によって確立されるものであることが理解できる。一九三二年七月、東郷は『植民問題を語る』の中で「我々日本人は満洲に農業的企業を行ひ、盛んに農業を基礎とした発展を行ふと云ふことが最も必要なことである。即ち我々の満洲に対する移住は労働移民でなくして農業企業移民で農業経営を目標とする移住でなければならぬ。若し是が出来ないといふならば、満洲なんて棄てるが宜しい」と主張する¹¹。一九三三年九月の講演の中で、東郷は「農村を中心とする所の文化」を「日本内地に於て建設するばかりでなく、日本民族の手に依つて普くこれを全世界に推し広めて、全人類の幸福を平等に増進し世界平和の大殿堂を現実の地上に建立するといふのが、我が建国の大理想であり、大精神であつたと言はなければならぬ。我々が主張する所の、移植民国策は、此の大精神に基いて居る」と主張する¹²。東郷は「満洲国」の経営を農村文化の建設という自身の理念から後押ししようとしたのである。東郷にとって「満洲国建国」は「土地の国際的分配」の部分的実現、世界規模の「幸福」や「平和」という普遍的価値に寄与する農村文化の建設を行う第一歩という意味があつた。東郷が言う農村文化の建設とは、国内農業の発展を企図すると同時に、農業植民によって「国際的」に「分配」された土地を経営することとも意味していた。しかし「満洲国」の実態は東郷の理念から大きく乖離したものであつた¹³。

東郷固有の農業植民論及びそれと関連した農業文化思想の考察を通じて、戦前日本において形成、発信された「満洲国」像の一端が提示されることになる。

第一節 民政党政権と東郷実の農業植民論の相克

本節では、ロンドン海軍軍縮条約の締結から満州事変の勃発に至るまでの東郷の動向に着目する。

一九二九年七月、政友会に合流した東郷は、それ以降一貫して同党代議士としての経歴を重ねていく。同年の論説「人口食糧問題とその対策」の中で東郷は「所謂食糧欠乏の前には、どんな大きな大砲でも軍艦でも何等の威力がない」、「他日我が日本が或る世界の強国と戦端を交へ、而も此島国が敵の艦隊から封鎖され或は空中から盛に襲撃を受けると云ふことになり、其上食ふべき食糧が十分でないと云ふことになりましたならば、その結果はどうなりましょう」¹⁴、「海外適当なる土地に移植民を行ふと云ふ積極国策」、すなわち「海を越えて波の彼方に日本の農村を建設する、海を越えて我国の農業を海外に迄延長して行く」必要があると主張する¹⁵。このように、東郷が農業植民政策を必要とする理由の一つは、戦時を想定した食糧自給体制の構築にあった。

注目すべきは、東郷が同論の末尾で主張していた「土地の国際的分配」の要求を一九三〇年五月の第五八議会においても展開している点である¹⁶。当該期の東郷が議会や論説において「土地の国際的分配」の必要性を訴えた理由の一つとして、井上準之助蔵相の産業合理化政策に対して、広域な産業基盤の下で昭和恐慌を脱却して行くという目的があったためであろう¹⁷。同年八月には、東郷が所属する政友会の農政会が倒閣の決議を行っている¹⁸。

さらに、東郷が議会において「土地の国際的分配」の必要性を主張したことは、彼の農業植民論が有事を想定したものであったことと関係しているように思われる。東郷が議会において「土地の国際的分配

配」の是正を訴えた一か月前には、浜口内閣によってロンドン海軍軍縮条約が締結されており、このことは、東郷に国防の危機を認識させるのに十分であった。政友会はロンドン軍縮条約問題をめぐって浜口内閣と対立していたが、その主な理由は統帥権干犯をめぐる問題であった¹⁹。これに対して、東郷は同年五月の「好親却て破れん」の中で、「無論統帥権の問題は大切に相違ない」と主張しながらも「もつと根本にさかのぼつて」現実的な国防問題の観点からロンドン条約を考える必要があると主張し、統帥権干犯問題から距離をとった²⁰。東郷は「国防は飽迄自主的でなければならぬ。国家の生存権を安全ならしむるに必要な最少限度の国防は、誰が何といつても、之を維持しなければならぬ」²¹、「徒らに列国協調の美名に囚はれ、この不満足な条約に調印せしむるに至つたことは実に千秋の恨事である」と、米英協調優先の観点から、ロンドン条約調印を強行した浜口内閣及び幣原外交を糾弾する²²。

このように、東郷がロンドン条約締結に反対した理由の一つとして、日露戦後以来、三大帝国による勢力均衡を目指す「天下三分」を主張していたことが挙げられる。序章において指摘したように、一九〇六年の『日本植民論』に挙げられた日本以外の「三大帝国」の一つはアメリカであり、東郷は、同国が将来において発展する可能性を殊更に強調していた。前引の「好親却て破れん」において「無論世界の平和を維持する上に於て、列強間の協調に最善の努力を拂はねばならぬことは論ずる迄もない」と主張しているように、軍縮に反対しつつも東郷が目指していたものは、対米協調であった²³。つまり、東郷の軍縮反対の理由は対米戦争を積極的に志向していたのではなく、アメリカに対する抑止力の低下を憂慮していたためであった。同年九月の「一点の曇」の中で、東郷は「英米の強大に畏縮し、国際協調

の美名に隠れ、円滑を主とし徒らに彼の意に順従したのが、ロンドン条約である」と、浜口内閣の外交路線を批判した上で「アメリカは東洋に対する侵略戦の可能性をより大ならしむるに反し、我日本は守備作戦に必要な最低兵力までも泥土に委ねたのが本条約の真相である」、「英国のことは兎に角、アメリカがこの条約により、世界覇権の掌握に一步を進めたことは争ふべからざる事実である。而してアメリカの東洋進出は火を睹るよりも瞭かである」と主張する²⁴。日米間の軍事力格差を広げたロンドン条約の締結は「天下三分」を掲げる東郷にとつて、容認できるものではなかった。浜口首相は、会議の決裂にともなう対米関係の悪化を恐れていた²⁵。つまり、アメリカとの協調のためには条約の締結が不可避と考える浜口と、日米間の勢力均衡を対米協調の骨子に据える東郷は対照的な国防観を有していた。

浜口とともにロンドン軍縮条約の締結を主導した幣原喜重郎外相もまた、対米協調を重視していた。ロンドン海軍軍縮会議後、アメリカにおいて移民制限法（いわゆる「排日移民法」）改正の機運が高揚し、一九三〇年五月、出淵勝次駐米大使は、アメリカのジョンソン下院移民委員長が「遠カラズ移民法ヲ修正シ」、「一九二四年ノ移民法ニ絡ハル感情ヲ一掃セント欲スルノ意向ヲ発表」したことを幣原外相に伝えた²⁶。しかし、幣原外相は、移民法改正を急ぐことがかえって日米関係に悪影響を及ぼすと考え、同法改正問題に慎重な態度を見せた²⁷。興味深いことは、東郷もまた「北米移民法改正問題と日本将来の移民策」の中で「今日は、米国移民法改正に関するジョンソン氏の声明を聴いて、徒らに有頂天になるべきではない」と、移民法改正をめぐるアメリカの動向を静観すべきだと主張している点である²⁸。その理由は、同論の中に「二十余年来一日の如く、我国の海外移植民の政策は、宜しく先づ日本を中心

としてその近きよりこれを行はねばならぬことを熱心に主張してきた」、「今日と雖も、尚ほ依然としてこれを力説してゐる」という記述があるように、東郷が北米移民以上に「日本の近く」への「移植民政策」を重視していたことに起因する²⁹。ここで言う「日本の近く」とは一九〇六年の『日本植民論』以来、東郷が重視してきた「亜細亜大陸」を指すと思われる。つまり、幣原外相が北米移民問題の解決に消極的であつた理由が対中不干渉方針を前提とした対米協調の重視であつたことに対して、東郷が同問題の解決を急がない理由は北米よりも日本に近接した「亜細亜大陸」への植民政策を優先していたためだった。だが、当該期の中国では、満蒙において外国人の土地買収に対して一層厳しい規制がなされていた³⁰。

このように、ともに北米移民問題に対して静観を主張していた東郷と幣原であつたが、植民政策の是非をめぐつて対立する。一九三一年二月二〇日の第五九議會において、東郷は、外相と首相代理を兼任していた幣原に対して「現内閣ノ産業政策ノ根本方針」について質問した³¹。東郷の「産業政策」は海外植民政策を骨子としたものであり、第一次若槻礼次郎憲政会内閣期の東郷は、「産業政策」の確立という観点から満蒙における土地商租権問題の解決を志向していた³²。東郷の質問に対して、幣原は一九

三一年二月二〇日の議會答弁の中で「日本ノ土地ノ面積ヲ考へ、而シテ人口ハドシク殖エテ来ル、ソレガ海外ニドレダケ人間ヲ海外ニ移住セシムルト云フコトハ、到底出来ヌト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス」と、将来における海外植民政策の困難性を強調すると同時に「毎年何十万モ殖エテ来ル人口ヲ海外

ニ移住セシムルト云フコトハ、到底デキヌト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、結局是等ノ人々ニ対シテハ日本デ工業ヲ盛ニシテ、工業ノ發展ニ依ツテ、将来殖エテ来ル人口ノ食糧ヲ得ル方法、職業ヲ得ル方法ヲ考ヘルヨリ外仕方ガナイ」と主張した³³。「人口ヲ海外ニ移住セシムル」ことの政策的価値を否定する幣原の主張は、民政党政権下において東郷の農業植民論の実践が不可能であったことを示している。こうした幣原の主張の背景には、ブラジルにおける移民制限の実施が挙げられよう。第三章で述べたように、幣原は、ブラジルを対象とした「企業移民」を推進していたが、一九三〇年以降、ブラジルへの「企業移民」の創出が困難となったことを踏まえれば、幣原は、議会において海外への植民政策の価値を否定するに至ったと思われる。民政党政権の農業政策を担当していた町田忠治農相もまた、海外植民に消極的であると共に、都市部の工業化による農村人口の吸収を目指していたという点で、幣原と同様であつた³⁴。興味深いことに、当該期の東郷は当時の『政友』の論説において「人口食糧問題解決上海外移民の如きは末の問題である。年々百万近く殖える人口の中から、一万二万の者が海外に出て行つたところで、何の役にも立たないといふが如きは、それは事務家の議論であります」と、幣原と対照的な見解を述べていた³⁵。

しかし、一九三一年九月の満州事変の勃発によつて、東郷の農業植民論実践の最大の障害となつていた幣原外交は、危機に直面することとなる。同年一〇月に開催された拓務省主催の移植民講習会の中で、東郷は「国内移住問題」という題目で講演を行った³⁶。ここで、この講演の中で本章が着目する点は、東郷が、事変の勃発を自身の農業植民論実践の好機と捉えていたことである。講演において東郷は、ま

ず「我国の国防もやはり陸海軍のみでは充分でない。『国防の第一線が農村にあり』といふ此自覚が吾々国民に徹底しない以上、此島帝国日本の将来は非常に危い」と述べ³⁷、「我国の農村を海を越えて波のかなたに延長し、日本の農業を海外到る処に創建して行くところに我国の新国策が生れなければならぬ」と主張する³⁸。東郷は、国防の観点から農業植民政策の必要性を強調していた。続けて、満州事変に対する国際連盟の動向を批判する。東郷は「最近起つた満洲事件に対する国際連盟のあの態度は一体何でありますか、実に遺憾至極ではありませんか」、「土地と労力とが、しつかり結び付いて働くところに全人類の幸福を増進すべき大理想が行はれ得るのであります」、「而して此大理想を行ふべく現実の世界にその第一歩を踏出すべき地点は亜細亜大陸であります。亜細亜大陸を無視して我国の移住問題は到底解決できません」と述べる³⁹。「国際連盟のあの態度」とは、一〇月一七日、アメリカの働きかけによって国際連盟理事会において決議された、日中両国に対する不戦条約第二条に基づいた注意勧告を指す⁴⁰。満州事変を「亜細亜大陸」における日本の「土地の国際的分配」の好機と見なしていた東郷にとって、国際連盟が不戦条約に基づいて事変を批判したことは、決して容認できないことであつた。第一次世界大戦直後から東郷は、日本が国際連盟の平和維持機能に依存し、植民政策の実践が疎かになることを危惧していた⁴¹。

この東郷の講演の中で、さらに着目されるのは東郷が満州事変の障害と見なしていた不戦条約を「無戦」という自身固有の理念から批判している点である。東郷は次のように述べる⁴²。

さきに不戦条約が成立し、戦争をしない約束が出来たことは結構であります。併しながら吾々の理想は戦争をしないといふのではなく戦争をなくすることであります。『不戦』でなくて『無戦』でなければなりません。即ちこの世界から戦争を根絶することを以て理想としなければなりません。而もこの理想を実現するには戦争の原因になるべきものをこの世界から取り去らなければなりません。今日戦争の原因はいろいろありますが、その最も大きな原因は所謂経済の不公平な分配、もつとはつきり言つたならば土地の国際的分配が当を得て居ないといふ点だと考へます……あの不戦条約は現状維持で国策遂行の爲めには戦争をしないといふのであるから亜米利加や英吉利、仏蘭西のやうに大きな土地を持て余して居る様な国々には好いが、土地が狭くて人間が多く、食ふに困るといふ憐むべき状態に置かれた世界の他の国々に取つては非常な圧迫を感じしめる。無論吾々是不戦条約に反対するものではないが、更に無戦を理想として進まなければならない。併しこの理想を実現するには先づ以て土地の分配を公平にすることから出発しなければならぬ。而してこの理想を主張すべきは日本人であります。

東郷の主張で注目すべきは、日本による「土地の国際的分配」の是正が「世界から戦争を根絶すること」によつて、完全な平和Ⅱ「無戦」を達成し得ると主張している点である。つまり、東郷は「土地の国際的分配」の是正により戦争が完全に「根絶」された世界を「無戦」と位置づけ、その一方で「不戦」の理念を「土地の国際的分配」の是正に踏み込まない不完全な平和であるとして批判した。東郷の「無

戦」の主張は、不戦条約締結時（一九二八年）以来の自身の立場に基づいた、国策としての戦争の違法化を目指す同条約への本質的批判を通じて、軍事力による日本の新たな土地獲得の正当化を企図するものである⁴³。

故に、東郷にとって満州事変は「土地の国際的分配」を軍事力によつて是正し、新たな土地を獲得するための絶好の契機であると同時に、不戦条約は、日本の新たな土地獲得を妨げるものであった。時期はさかのぼるが、不戦条約が締結された一九二八年の論説「理想なき政治」の中で、東郷は『国策の為にする戦争はしないことにしよう』といふ⁴⁴。不戦条約は、欧米諸国のような「盛んに領土を拡張して来た国々にとつては、まことに都合のよい条約」であると、条約の本質を批判していた⁴⁴。そして、同論の中で東郷は「私達の真の理想は『不戦』にあらずして『無戦』でなくてはならぬ。而してそれには、先づ戦争の原因となるべき総てのものを排除しなくてはならぬ。今日戦争の主因をなすものは『経済資源の分配』が不公平であるといふことであり、『土地の国際的分配』が公正を得ないといふことである。故に高遠の理想を有する真の世界的政治家が我国にあつたならば、今回の不戦条約参加に際し、先づ声高らかにこの『不合理な現状』打破を絶叫したであらうと主張した⁴⁵。東郷は「不戦」という理念の打破にともなう「土地の国際的分配」を、強力な政治指導者の下で実現させることを求めていた。このように「土地の国際的分配」に伴う「無戦」の実現という主張を通じて東郷は、日本の軍事行動の停止を最重視していた国際連盟に対して、イデオロギー的側面から批判する思考形式を導入した⁴⁶。つまり「無戦」の理念は、東郷が事変を契機とする新たな土地獲得を正当化するために極めて有益であ

った。東郷がこの講演を行った同時期、政友会は緊急代議士会を開催し、「連盟ノ脱退モ辞セズ」という内容を含む決議をもって満州事変を擁護した⁴⁷。この代議士会には、東郷も参加している⁴⁸。政友会の党決議は、一九二七年の東方会議で決議された門戸開放の厳守及び「自衛」の観点から満州事変を擁護した⁴⁹。しかし、東郷が満州事変期の一連の日本の軍事行動を正当化した「無戦」の理念は、不戦条約の理念を根本から否定し、「自衛」という不戦条約で合法化された手段に頼らずに、軍事行為を正当化するものであった。東郷の対外姿勢は、森恪らが中心となって提示した政友会の党としての態度よりも、強硬であった。

民政党政権の崩壊と幣原外交の退場をもたらした満州事変は、「土地の国際的分配」の実現を掲げる東郷にとって大きな転換点であったと言える。

第二節 東郷実の農業植民論と「満洲国建国」

本節では、文部政務次官となった東郷が、自身の農業植民論を用いて「満洲国建国」を正当化していく過程について論じる。

一九三一年一月、第二次若槻礼次郎民政党内閣が総辞職し、犬養毅政友会内閣が成立する。一九三二年三月の「満洲国建国」に伴い、犬養内閣は「満洲国」に日本人顧問を登用し、日本人を指導者的立場に起用することを閣議決定した⁵⁰。同年六月、三〇〇議席を有する政友会を最大与党とする斎藤実「挙国一致」内閣が成立すると、東郷は文部政務次官に就任する。満蒙問題を巡って、斎藤内閣は内田康哉

外相の下で成立当初から国際連盟に強硬な姿勢を示していた⁵¹。

確かに、東郷は「満洲国建国」に主体的な役割を果たしていたわけではない。しかし「満洲国建国」当初、文部政務次官という立場にあった東郷は、教育関係者への講演活動を通じて「満洲国」経営を積極的に後押ししていた。日満議定書による「満洲国」の正式承認よりも一月早い一九三二年八月、東郷は「満洲国」を対象とした農業植民政策の必要性を訴えるため「植民問題を語る」という小冊子を發表した。同書は、教育関係者を対象とした東郷の講演を収録したものであった⁵²。『植民問題を語る』の中で東郷は『剣に亞ぐに鋏を以てする』ことが、植民の要諦であらねばならぬ⁵³、「一度武力を収める時が来たならば、速かに之を収めて、之れに次ぐに鋏を以てし、植民的経営と国家発展の基礎とを形作らなければならぬ」と、軍事力によって占領した土地を農業によって経営する必要性を強調する⁵⁴。東郷にとって「満洲国」が関東軍による軍事行為の結果として生まれたことは、軍事力によって得た土地を農業植民によって経営する、すなわち「剣に亞ぐに鋏を以てする」という「植民の要諦」を実践する契機であった。東郷は「満洲国建国」に当たって、日本が「武力を已むを得ずして用ゐて、満洲の経営、満洲独立国の建設に努力した」と主張するが、「併し、剣に亞ぐに鋏を以てすると云ふ大切なことを若し忘れたならば、それこそ満洲の将来は混沌たるものにならないとも限らぬ」、「即ち剣に亞ぐに鋏を以てして行くことが満洲に対する日本の一大使命であることを忘れてはならぬ」と、軍事力行使の後に農業植民政策によって「満洲国」を「経営」する必要性を繰り返している⁵⁵。「剣に亞ぐに鋏を以てして行く」という、東郷の主張する「植民の要諦」は一九〇六年の『日本植民論』以来、一貫した戦後

経営構想であつた⁵⁶。『植民問題を語る』は、一九三三年の塘沽停戦協定の締結以前の一九三二年七月に発表されたものである。つまり、同書を通じて東郷は「植民の要諦」を、満州事変後の戦後経営構想として提示していた。

同時に、東郷は「やれ軍備縮^マ少^マだ、やれ不戦条約だと机上の空論を振り廻すのみで、土地の不公平な分配を訂正せんとするが如き根本問題に手を触れない様な国際連盟には真の平和は望まれない」と、国際連盟を「土地の国際的分配」実現の障害として従来以上に明確に批判すると同時に「内、農村の維持発展に努め、外、大いに植民的経綸を行はなければならぬ」と、国内外への日本農業の波及を目指す自身の農村文化思想の実現を強調する⁵⁷。ここでいう「真の平和」とは「無戦」を意味する。同書の中で東郷は「不戦より、もう一步進んで無戦を実現しよう。其には先づ以て不合理な土地の分配を公平にしなければならぬ」と主張している⁵⁸。

すなわち、東郷にとつて「満洲国建国」を容認しない国際連盟は、「土地の国際的分配」にともなう海外への農業植民政策の実践を前提とした人類規模の「幸福」及び世界規模の「平和」（＝「無戦」）の創出を目的とする自身の構想実現の阻害要因であつた。政府委員として行つた議會答弁の中で、東郷は、日本独自の文化の形成の必要性について主張している。一九三四年二月の第六五議會の予算委員会において、東郷は明治維新以降の日本が外国の文化を「無条件ニ模倣」してきたと批判し、「無批判的ニ外国ノ学問ナリ、或ハ制度ナリヲ模倣シタ所ニ欠点ガアルノデスカラ、此模倣ヲ一掃シテ、新シキ日本ノ

文化ヲ創造スル」必要があると主張している⁵⁹。ここで東郷がいう「新シキ日本ノ文化」の「創造」とは、自身が掲げる農村文化思想の実現、すなわち「満洲国」の農業植民による経営を意味するのではないだろうか。第一次世界大戦後以来、東郷は一貫して、外国文化の模倣を改め、日本が農業を根本とする新文化を建設すべきという、右のような主張を繰り返していた⁶⁰。

さらに「満洲国」は東郷にとつて、ロンドン条約以来の日米間の国力格差の是正という点においても大きな意味を持ったと考えられる。東郷は『植民問題を語る』の中で「満洲国」における農業植民政策の必要性を主張する前提として「吾人は常に平和を熱愛する。併し太平洋の水が永久に平静なりと思ふのは愚である。『治に居て乱を忘れない』と云ふ覚悟が最近特に必要なやうに感ずる」と主張し、「吾人は常に日本の国家及国民の堅実なる発展を期する上に於て必要な国防、更に東洋の平和を確保するに必要な国防の充実を熱心に主張する一人である。併しそれよりも以上に大切なことは、農村及農業の維持、発達でなければならぬ。即ち吾人が常に『国防の第一線は農村に在り』と絶叫する所以もそこにある」と、国防の観点から農業を重視すべきだと述べる⁶¹。そして「一部の論者は内国農業のみに依て日本の将来が救はれるやうに考へる人がいないでもないが、吾人は常に内、内国農業の発達保全に努めると共に、外に向つては、大に海外発展の国策を採り」、「積極的移植民政政策の遂行に邁進すべき」であると主張する⁶²。ここで着目すべきは、東郷が平和の維持を志向しつつも、太平洋における海戦を想定している点である。つまり、東郷にとって「内国農業の発達」と「海外発展」の両立は、有事の備えとして必要不可欠であり、当該期の東郷がいう「海外発展」の骨子は「満洲国」への農業植民政策に

あった。第五章で検討するように、文部政務次官となった東郷にとって内国農業は、農業植民政策と共に重要な要素であった。

こうした講演活動を通じて東郷は、教育指導者たちに対して、自身の農業植民論の浸透を企図していたと思われる。注目すべきは、東郷にとって「満洲国建国」が自身の農業植民論の到達点ではなく、あくまでも「亜細亜大陸」全体を対象とした農業植民政策を实践する上での端緒であったという点である。一九三三年六月に開催された職業指導講習会における講演の中で東郷は「農村に於ける過剰の人口といふものを大に利用して海外殖民の大経綸を行はなければならない。而して此大経綸を行ふには日本に近い処に於て之を行ふ。即ち満韓亜細亜大陸に此大経綸を行はなければならぬと云ふ立場から研究致したのが私の其研究であつたのであります。其処で其論文が先生達の勧めに依つて書物になつて日本殖民論と改題して出しましたのですが、其日本殖民論といふものが極く若い私の書生論でありますけれども、今日も私は少しも之れは変らないのであります。其主張を實現することが日本の国家を真に堅実に發達せしめ、日本民族の世界的使命を遺憾なく徹底せしめることを得る方法であると、斯う考へて居るのであります」と、『日本植民論』以来の持論の一貫性を強調する⁶³。ここで注目すべきは、一九三三年当時の東郷が『日本植民論』を踏まえつつ、満蒙のみに留まらない「亜細亜大陸」への「海外殖民」の必要性を強調している点である。日露戦後以来、日本による「亜細亜大帝国」の建国を志向していた東郷

にとつて「満洲国建国」は、「亜細亜大帝國」建設にともなう「天下三分」の世界新秩序実現への第一歩であつた。

同年、日本は國際連盟を脱退したが、かねてから國際連盟を日本による新たな土地獲得の阻害要因として捉えていた東郷がこれを支持したことは、必然であつた。この講演の中で、東郷は「満洲国」が「日本の問題を解決することだけを目的とするものではない」、「大きな天然資源を世界人類幸福のために開發して行く、と云ふ理想に依つて出発した」ものであり、「國際連盟を脱退しても我々の理想を實現しなければならぬ」と述べる⁶⁴。以上の主張から、東郷が「世界人類幸福」のために天然資源の開發を進める「満洲国」という、従来の主張に基づいたイメージを発信することで「満洲国建国」及びそれに伴う日本の國際連盟脱退を正当化していることがわかる。同年の「想起す建国二ヶ年の満洲国」では、東郷は「今日の世界各国」が「事毎に自国の利害より打算して物を判断して居る」、「國際連盟加入の諸国が満洲国の獨立を承認しない根本原因もそこにある」と主張する⁶⁵。同年四月に開催され、日本も参加していた世界經濟會議についても、東郷は「世界に於ける各国の經濟的行詰りを是正するには不十分である」と述べ、同時に「土地の不公平なる國際的分配を是正し、所謂土地の偏在を一掃する」必要性を主張していた⁶⁶。東郷にとつて、國際連盟と同様に世界經濟會議もまた「土地の國際的分配」の「偏在」の問題を放擲した現状維持的な試みの一つであつた⁶⁷。

加えて、文部政務次官として東郷は、講演活動のみならず農林学校を対象とした植民教育の普及にも関与していた。職業指導週間に際した訓令を述べた際、東郷は「日本農村經營法の特技を發揮して世界

に移す政策を取り、かゝる指導理念を青少年時代から教養して行く」ことを目的とする「移植民対策」の必要性を述べる⁶⁸。第五章において検討するように当該期の文部省は、実業補習教育等の青年教育を通じて農業経営主体の育成を推進していた。これに加えて同省は、教育政策による農業主体の育成という観点から「満洲国」経営に関与していた。一九三三年四月、文部省は、盛岡、三重、宮崎の各農林学校三校において「移植民教育」を実践することを決定し、「其教育方法は従来の学校教育の型を破つた画期的なもの」であつた⁶⁹。加えて文部省は、将来の展望としてさらなる「海外発展の実を挙げんとすることを望んで」いた⁷⁰。このことは、当該期の文部省が、農業植民政策の政策主体の一翼を担っていたことを示している。海外における農業主体の育成を目指す斎藤内閣期の文部省の「移植民教育」の性質は、国内外で活動する農業主体育成を主張していた東郷の立場と合致するものであつた。一九三四年一月、鳩山一郎文部大臣官邸において協議会を開いた文部省は、盛岡、三重の各農林学校卒業生六〇名を「満洲移民」として入植することを決議した⁷¹。同協議会には、東郷も参加している⁷²。これは、東郷が文部政務次官として、実際に「満洲国」を対象とした農業植民政策に関与していたことを示すものである。

「満洲国建国」を受けて、佐上信一北海道庁長官は、海外植民政策を統括する役目を担っていた拓務省に対し「政府は全力を注いで海外移民奨励をやつて居る」と主張した上で「北海道移民を優先的に奨励した上之れと衝突せざる方法をもつて海外移民をやる必要はないか」と要請した⁷³。この佐上長官の発言は、斎藤内閣期において、「満洲国」を対象とした農業植民政策が、北海道への内国植民政策より

も国策として優先されていたことを意味する⁷⁴。すなわち「満洲国建国」を契機として、東郷がかねてから主張してきた海外を対象とした農業植民政策は、最重要国策の一つとして位置付けられるに至ったのであった。一九三六年八月、広田弘毅内閣は「二十箇年百万戸移民計画」を国策とし、「満洲国」への植民事業が本格化した⁷⁵。その際、東郷は『人口問題と海外発展』の中で「吾人は明治三十九年の春『日本植民論』を公けにし、満洲に対する農業移民の国策遂行を高調力説していた」⁷⁶、「今や満洲国の創建と共にこの重大国策の実現に一大進展を示すに至った」と、「満洲国」への植民事業の本格化を歓迎した⁷⁷。さらに、この点と関連して注目すべきは、同書の中で東郷が「満洲国」の「農業の改良発展」のために「指導者として我が農民の来住定着を熱望するのは当然のことである」と述べている点である⁷⁸。東郷にとって農業教育は「指導者」すなわち日本国内外に根ざす農業経営者を育成する点で、重要な要素であった。第五章では、東郷が文部政務次官として、農業教育政策を主導していく過程について検討したい。

おわりに

本章では、中堅代議士時代の東郷実が日本による「満洲国建国」を自身の農業植民論に基づいて正当化した過程を明らかにした。それと同時に、東郷が「満洲国建国」直後から、国策の一環として「満洲国」の経営を後押ししていたことを指摘した。

東郷にとって農業植民政策は、最も重要な国防策であった。ロンドン条約の締結は、東郷が国防の危機をより強く認識する契機となった。東郷が同条約の調印に踏み切った浜口内閣を糾弾したことは、札幌農学校時代から日米間の勢力均衡を志向していたことに起因する。浜口首相は、日英米三国による協調の必要性を「三国協調のリング」という形で表現したが⁷⁹、これは三国間の国力の均衡を大前提とする東郷の「天下三分論」と鋭く対立するものであった。「天下三分論」に立脚する東郷にとって、日本が英米に対抗する国力を有するためにも「亜細亜」における農業植民政策の実践は、必要不可欠であった。しかし、第五九議會において幣原喜重郎首相代理兼外相は、東郷に対して「人口ヲ海外ニ移住セシムル」ことの産業政策としての有効性を否定した。これは、幣原による農業植民政策の政策的価値の否定を意味したといえる。一九三一年に満州事変が勃発すると、東郷はこれを「亜細亜」における「土地の国際的分配」是正の契機として捉え、積極的に後押しした。東郷は、満州事変を「土地の国際的分配」の達成された完全な平和Ⅱ「無戦」創出の契機と捉えることで、事変の正当化を試みた。東郷の提示する「無戦」の枠組みは、不戦の理念を「土地の国際的分配」の是正に貢献し得ない不完全なものとして批判するものであった。つまり、東郷にとって不戦条約は「土地の国際的分配」の実現を考える上での最大の阻害要因であると同時に「無戦」という枠組みは、彼が「不戦」を超克するために新たに生み出した概念であったといえる。東郷の「土地の国際的分配」の主張は、未開地の利用を人類の利益と捉える、新渡戸が支持していた「世界社会主義」を継承していたが、東郷は、こうした新渡戸の枠組みを、既存の国際秩序を排撃し海外における新たな土地経営を正当化するために用いた。いわば、東郷は、新

渡戸の枠組みを攻撃的に再解釈したといえる。満州事変の勃発は「人口ヲ海外ニ移住セシムル」ことを否定した幣原喜重郎外相の外交指導（幣原外交）の退場をもたらした。

東郷にとって一九三二年の「満洲国建国」は、東郷が『日本植民論』において主張した満蒙への農業植民政策国策化の契機であったと同時に、彼の第一次世界大戦後以来の宿願であった「土地の国際的分配」の部分的実現を意味した。東郷は「満洲国建国」に直接関与してはいないが、文部政務次官として行った講演を通じて「満洲国」を対象とした農業植民政策の必要性を強調した。東郷が文部政務次官という文教政策の担い手の一人であったことを踏まえれば、教育関係者に対する講演会や職業指導講習会における東郷の講演活動は、文部省主導の植民教育の一環であったと思われる。「満洲国建国」に際して東郷が強調したことは「剣」に次ぐに「鋤」を用いる、つまり軍事的に制圧した地域を農業植民政策によって経営する必要性を説く、札幌農学校時代以来の彼の「植民の要諦」である。東郷が「満洲国」に対する農業植民政策を必要とした大きな理由として、アメリカとの有事に備えた恒久的な食糧自給基地の確保を目指していたことが挙げられる。東郷が「満洲国」における農業植民政策の必要性を主張する背景には、ロンドン条約締結にともなう日米間の軍事力格差の拡大があったと考えられる。東郷にとって「満洲国建国」は「亜細亜大帝國」の建設にともなう「天下三分論」の実現のための第一歩であった。

同時に、東郷は「満洲国」の経営を農村文化の確立のための行為と位置づけることで後押しした。東郷にとって農村文化とは、国内農業の充実と共に、農業植民によって日本国外の土地（「国際的」に「分

配」された土地）を経営することによって確立されるものであった。東郷は日本による「満洲国建国」が一国の利益にとどまらない「世界人類幸福」に貢献し得るという枠組みを創出・発信することを通じて「満洲国」の正当化を目指した。「満洲国建国」は、東郷が英米及び既存の国際秩序に対する日本の優越を明確に認識する契機となり、国際連盟脱退を後押しした。

講演活動や農林学校卒業生の「満洲国」への入植に関与したことや、農業教育政策を通じて農業植民者の育成に関与したことは、東郷が文部政務次官として「満洲国」における農業植民政策の国策化に植民教育の側面から関係していたことを示すものである。

¹本章が対象とする時期の東郷実は、犬養毅政友会内閣成立直後の一九三一年一月には政友会の院内総務となり（『読売新聞』一九三一年一月二三日）、翌年六月一日から、斎藤内閣の文部政務次官を務めていた（山本熊太郎編『立憲政友会史』一〇巻、立憲政友会史編纂部、一九四三年、四五三頁）。当該期の東郷は、一九二四年の第一五回総選挙の当選から、第一八回総選挙（一九三二年）まで、連続当選を果しており、代議士としての実力を有しつつあった。

²浅田喬二「満洲農業移民政策の立案過程」満洲移民研究会編『日本帝国主義下の満洲移民』龍溪書舎、一九七六年。「満洲国建国」期の東郷が農業植民政策の実践を目指していた点は、当該期の議会勢力の中に、独自の構想から満洲移民を後押しする政治主体が存在していたことの証左である。

³井上勝生氏が指摘したように、佐藤昌介と高岡熊雄は「満洲国建国」を擁護・推進する立場にあった（井上勝生「札幌農学校と植民学の誕生」酒井哲哉編『帝国』日本の学知』一卷、岩波書店、二〇〇六年）。その一方では「満洲国」が日本の利益となることに懐疑的な矢内原忠雄のような植民学者もまた、存在していた。

臼井勝美氏によると、矢内原は「満洲国」に埋蔵されている経済資源の開発には生産費がかかるので「満洲国」の存在は必ずしも日本の利益にならないと主張した（臼井勝美『満洲国と国際連盟』吉川弘文館、一九九五年、一三〇頁～一三二頁）。

⁴ 東郷実「人口食糧問題とその対策（承前）」『政友』三五四号、一九三〇年、五七頁、五九頁。同論は、一九二九年から翌年にかけて、誌上講座という形で『政友』誌上に連載されたものである。

⁵ 同右、五九頁。

⁶ 同右。

⁷ 東郷の「天下三分」については、序章を参照。

⁸ 東郷実「友邦たるの心」『三等に乗りて』富山房、一九三四年、三一三頁～三一四頁。一九三三年の文章。

⁹ 日満経済ブロック及び日満支経済ブロックについては、荒川憲一『戦時経済体制の構想と展開』岩波書店、二〇一一年を参照。日満支経済ブロックは、日満ブロックに対する不十分性を懸念する軍関係者によつて提唱された（同書四七頁、四八頁）。「東亜大経済圏」構想については第二章を参照。

¹⁰ 東郷実「その根は深く祖国の土に」前掲『三等に乗りて』二八五頁～二八六頁。一九三一年二月二日の文章。

¹¹ 東郷実『植民問題を語る』玉川大学出版部、一九三二年、四八頁～四九頁。「満洲国」への農業植民政策の開始が一九三三年からであることを考えれば、右の東郷の主張は、「満洲国建国」当初から農業植民を強力に後押しするものであったといえる。

¹² 東郷実「非常時の農村指導（二）」『職業指導』六卷九号、一九三三年、九頁。

¹³ 「満洲国」の実態については、山室信一『キメラ・満洲国の肖像』中公新書、一九九三年などによつてすでに指摘されている通りである。

¹⁴ 東郷実「人口食糧問題とその対策（承前）」『政友』三五三号、一九三〇年、六二頁～六三頁。

¹⁵ 前掲、東郷「人口食糧問題とその対策（承前）」『政友』三五四号、五五頁～五六頁。

¹⁶ 同論において展開された「亜細亜大陸」を対象とした「土地の国際的分配」の主張については、本章の冒頭を参照。

¹⁷ 野党の立場にいた東郷は、アウタルキーの構築に必要な「土地の国際的分配」の必要性を主張することによって、産業合理化に対置し得る国家構想を提示しようとしたのではないだろうか。浜口内閣の産業合理化は、東郷の「東亜大経済圏」構想のような考えと対極の性質のものである。産業合理化については、川田稔

『激動昭和と浜口雄幸』吉川弘文館、二〇〇四年、二八頁～一四〇頁を参照。

¹⁸ 手塚雄太「昭和恐慌と政友会」『史学雑誌』一二〇編六号、二〇一一年、六頁。

¹⁹ これについては、伊藤隆『昭和初期政治史研究』東京大学出版会、一九六九年を参照。

²⁰ 東郷実「好親却て破れん」前掲『三等に乗りて』二一六頁。一九三〇年五月の文章。

²¹ 同右、二一七頁。

²² 同右、二一九頁。

²³ 前掲、東郷「好親却て破れん」二二〇頁。

²⁴ 東郷実「一点の雲」前掲『三等に乗りて』二五一頁～二五二頁。一九三〇年の文章。

²⁵ 川田稔『浜口雄幸』ミネルヴァ書房、二〇〇九年、二一二頁。

²⁶ 「在米国出渌大使より幣原外務大臣宛（電報）」一九三〇年五月。外務省編『日本外交文書』昭和期Ⅰ第二部第四卷、外務省、一九九一年、一三五頁。

²⁷ 服部龍二『幣原喜重郎と二十世紀の日本』有斐閣、二〇〇六年、一五八頁。

²⁸ 東郷実「北米移民法改正問題と日本将来の移民策」『外交時報』六一四号、一九三〇年、一〇頁。

²⁹ 同右。

³⁰ 一九三〇年一月、吉林省政府は国民政府からの要請で、外国人の土地所有をより厳しく取り締まるため、

中国人名義を用いた外国人の土地所有を禁じた土地永租禁止令を發布していた（「在長春田代領事より幣原外務大臣宛」一九三〇年一月二二日。外務省編『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第四卷、外務省、一九九四年、一三五頁）。

³¹『第五類第五号 米穀法中改正法律案（政府提出） 他一件委員會議録 第六回』一九三一年二月二〇日、一八頁。東郷実の言。

³²土地商租権問題に対する東郷の対応については、第二章を参照。

³³前掲『第五類第五号 米穀法中改正法律案（政府提出） 他一件委員會議録 第六回』一八頁。幣原喜重郎の言。

³⁴町田忠治伝記研究会編『町田忠治』伝記編第九章、山室建徳執筆分、町田忠治伝記研究会、一九九六年、一九六頁。

³⁵前掲、東郷「人口食糧問題と其対策（承前）」『政友』三五四号、五九頁。

³⁶この講演において東郷が拓務省の存続を訴えたことについては、第三章を参照。

³⁷東郷実「国内移住問題」拓務省拓務局編『移植民講習会講演集』拓務省拓務局、一九三二年、一二〇頁～一二二頁。

³⁸同右、一五七頁。

³⁹同右、一六一頁～一六二頁。

⁴⁰白井勝美『満州事変』中公新書、一九七四年、九三頁～九四頁。

⁴¹第一次世界大戦直後において、東郷は「国際連盟や、華府會議等を頼りにして、国防に産業に、国家生存上必要な施設経営を顧みない様な不心得があつてはならぬ。此の意味に於て植民政策は、日本の国家生存上最も大切な問題の一である」と主張している（東郷実『植民夜話』植民夜話刊行会、四頁～五頁）。第二章においても述べたように、東郷にとって農業植民政策は、国防力維持のために不可欠であった。

⁴² 前掲、東郷「国内移住問題」一五八頁～一五九頁。

⁴³ 不戦条約の本質は、国策としての戦争を違法としたことにあつた（小林啓治『国際秩序の形成と近代日本』吉川弘文館、二〇〇二年、一二六頁）。

⁴⁴ 東郷実「理想なき政治」前掲『三等に乗りて』一九〇頁。一九二九年八月の文章。
⁴⁵ 同右、一九一頁。

⁴⁶ 満州事変に対する国際連盟の対応については、伊香俊哉『近代日本と戦争違法化体制』吉川弘文館、二〇〇二年、第四章を参照。

⁴⁷ 『政友』三七四号、一九三一年、四七頁。

⁴⁸ 同右、四三頁。

⁴⁹ 同右。

⁵⁰ 前掲、臼井『満洲国と国際連盟』三五頁～三七頁。

⁵¹ 酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊』東京大学出版会、一九九二年、二六頁。

⁵² 前掲、東郷『植民問題を語る』一頁。

⁵³ 同右、三八頁。

⁵⁴ 同右、四七頁。

⁵⁵ 同右、四八頁～四九頁。

⁵⁶ これについては、第一章参照。

⁵⁷ 前掲、東郷『植民問題を語る』六四頁。

⁵⁸ 同右、六一頁～六二頁。

⁵⁹ 『予算委員会第二分科会議録 第二回』一九三四年二月七日、三四頁。東郷実の言。『植民問題を語る』の中でも東郷は、明治以降の日本が外国文化の模倣に終始していると強調していた。

⁶⁰たとえば、東郷実「精神文化の建設」『台湾農事報』一九五号、一九二三年など。

⁶¹前掲、東郷『植民問題を語る』二四頁～二五頁。

⁶²同右、二八頁。

⁶³東郷実「非常時の農村指導」『職業指導』六卷八号、一九三三年、一六頁、一七頁。

⁶⁴前掲、東郷「非常時の農村指導」一一頁～一二頁。

⁶⁵東郷実「想起す建国二ヶ年の満洲国」『工業評論』一九卷九号、一九三三年、三一頁。

⁶⁶東郷実「海外に渡航する青年に与ふ」『雄弁』八月号付録、一九三三年、九一頁。

⁶⁷世界経済会議の趣旨は、世界経済のブロック化を妨げ自由主義経済を促進することにあつたが、結果的には、各国間の意見の不一致により自然消滅となつていた（加藤陽子『模索する一九三〇年代』山川出版社、一九九三年、第一章）。

⁶⁸東郷実「職業指導週間に際して全国民に望む」『職業指導』六卷一一号、一九三三年、一〇頁。

⁶⁹『大阪時事新報』一九三三年四月六日。

⁷⁰同右。

⁷¹『報知新聞』一九三四年一月二七日。

⁷²同右。

⁷³『北海タイムス』一九三二年七月二六日。北海道大学附属図書館所蔵。

⁷⁴第一次若槻礼次郎憲政会内閣は、海外植民政策よりも内国植民政策を優先していた。この点については、第二章を参照。

⁷⁵高岡裕之『総力戦体制と「福祉国家」』岩波書店、二〇一一年、一一〇頁。

⁷⁶東郷実『人口問題と海外発展』日本青年館、一九三六年、三五三頁。

⁷⁷同右、三五四頁。

⁷₉ 前掲、川田『浜口雄幸』一三〇頁、一三一頁。
⁷₈ 同右、三五五頁。

第五章 東郷実の農業教育政策構想 ―農山漁村経済更生運動との関連から―

はじめに

本章の目的は、札幌農学校出身の政友会所属代議士東郷実が、自身の農業教育政策構想を、斎藤実内閣の文部政務次官という立場から、農山漁村経済更生運動¹の一環として実践して行く過程を明らかにすることにある。

東郷にとって農業教育は、農業植民者の育成という側面もあった。一九三三年に文部政務次官として行った訓示「職業指導週間に際して全国民に望む」の中で、東郷は「農村人口の過剰は農村経済行詰の大きな原因を成してゐる」と述べ、それを解決する「最良の方法」が「祖先伝来家業として運命づけられ、訓練され来つた日本農村経営法の特技を発揮して世界に移す政策をとりかゝる指導理念を青少年時代から教養して行く」ことであり、「如何なる質と量の人的資源を内地に残し、如何なる質と量との人的資源を海外に移すかの実際問題に逢着する」と主張している²。すなわち、東郷にとって農業教育政策は、海外植民者を食糧増産に携わる農業経営主体として養成する手段であると共に、国内農業経営者の育成手段であつた。東郷に自身の農業教育政策構想実践の契機を与えたのが、斎藤内閣期に開始された経済更生運動である。青年層を対象とした農業教育は、経済更生運動の一環であつた³。一九三二年七月、農村救済請願運動が高揚すると、斎藤内閣は恐慌打開を最大の課題として掲げた⁴。新潟県農政

協会が斎藤内閣に提出した陳情書の中に「最近教育ノ普及ハ洵ニ慶フヘキ所ニ御座候。而シテ農村財政ノ実状ヲ見ルニ歳出ノ七割ハ教育費ニ候。然ニ教育ノ成果ニ就キテ之ヲ考フルニ農村ノ実情ニ適切ナラサルモノ有之候」、「殊ニ農村青年ノ教育ハ産業ニ関スル事項ヲ中心トシテ指導相成度候」⁵とあることは、当該期の地方農村において「農村財政ノ実状」に見合った「農村ノ実情」に適した農業教育が必要とされていたことを示すものである。当該期の農村では、経済更生運動の影響によって、教育の価値が強調されていた⁶。経済更生運動における「新官僚」の動向を扱った研究蓄積は豊富である⁷。

しかし、政党勢力が経済更生運動に果たした役割については十分に検討されてこなかった。有泉貞夫氏は学会報告「日本近代政治史における地方と中央」、論文「昭和恐慌前後の地方政治状況」の中で、政党勢力が救農土木事業の実施過程において影響力を持たなかつと述べている⁸。ここで本論が着目したいのは、一九三二年八月以降の農村政策が、救農土木事業と経済更生運動の二本柱であつたという点である⁹。救農土木事業予算を獲得していた農林省は後藤文夫農相以下、「新官僚」の牙城であつた。つまり、有泉研究は、救農土木事業とともに柱の一つであつた経済更生運動への政党勢力の関与については十分に考察しておらず、今日においても不明な点が多い。だが、政党は農村の利益を国策に反映し得る政治主体であり¹⁰、東郷は「政党が大いに農村を理解し、農村保護の国策を建て」る必要性を主張していた¹¹。加えて、本章の中で指摘するように、時局匡救の面においても政友会は、教育政策（義務教育費問題）において主導的立場にあつた。斎藤内閣期において政友会が抑えていた省庁の一角は、文部省であつた。当該期、衆議院において圧倒的議席数を有していた政友会は鳩山一郎を文相に送り、農業

教育政策を主導する立場にあった文部省を影響下に置いていた¹²。このことから、斎藤内閣期において政友会は、救農土木事業と共に二本柱の一つであった経済更生運動を、教育政策を通じて主導する立場にいたことが理解できる。鈴木喜三郎政友会総裁が斎藤首相に提出した国策に関する覚書の中に「教育制度の改善」が掲げられたことに見られるように、斎藤内閣期の政友会は、教育政策に重点を置いていた¹³。

一九三三年五月、全国農業学校長会議における訓示の中で鳩山文相は、斎藤内閣が「未曾有の経済恐慌」の「対策の一として昨年十月農山漁村経済更生に関する施設を講じ鋭意其の実効を収むることを期してゐるのであります之が有終の美果は農業教育の普及振興と其の改善刷新とに俟たねばならぬ」と主張した¹⁴。つまり、文部政務次官の東郷は、経済更生運動における主要課題の一つであった農業教育政策を主導する立場にいた。一九三二年九月、論説「農村の更生と教育の革新」において「窮迫せる農村に、自力のみによつて更生せよと要求するのは無理である」、「農村を救済すべく自力更生を要望するならば、先づ以て農村民に対して自力更生に必要な実力を与へる、訓練を与へる、修養を与へることが先決問題でなければならぬ。而して此の目的を達成するには如何にすべきといふに、広い意味に於ける教育の力に俟つより外に道はない」と主張していることからわかるように¹⁵、東郷にとつて、農業教育政策は「自力更生」のための前提条件の付与を意味した。同年八月の別稿「農村の甦生と教育の革新」において、東郷は「農村行詰打開は自力甦生によらねばならぬが、この自力甦生には農村自体に於て先づ自力を有せねばならぬ」、「農国日本を作り上げるには先づ以て教育の革新を期せねばならぬ」

と述べ、結論として「農村の保全と同時に海外経綸を行ふのが我国の大理想」であり、「海外に経綸を行」って行く上での「根本」を「教育」に求める¹⁶。東郷にとって「自力更生」の推進は、「自力」によって「更生」できない農民を農業植民者として「更生」させるという、自身の「海外経綸」＝農業植民論の観点から重要であつた。

序章の中で指摘したように、斎藤内閣期において東郷が就任していた政務次官というポストは、政党による官僚統制の強化を目的として設けられた役職であつた。つまり、文部官僚を統制する立場にいた東郷は、政友会を代表して経済更生運動を監督する立場にいたのである¹⁷。東郷の農業教育政策構想及びそれが実践されていく過程の検討を通じて、経済更生運動における政友会の役割を評価する手掛かりを提示することになろう¹⁸。

第一節 東郷実の農業教育政策構想の形成と展開

まず、本節では、代議士転身以前における東郷の農業教育思想の形成過程について概観する。一八九四年、札幌農学校における東郷の指導教官であつた佐藤昌介は、井上毅文相に提出した意見書の中で、農地経営能力のある「大地主」を日本農村における「例外」と見なした上で「大地主」以外で新たに「農耕地」の経営主体となり得る「中堅人物」育成の必要性を明確に主張した¹⁹。一九〇六年、東郷は、佐藤の指導を下にした卒業論文を原型とした著書『日本植民論』を出版した。同書の中で、東郷は「植民政策は農業を基礎として百般の経営をなさざるべからず」、「而して之が実行と同時に本国に於ては植民

教育の普及を計」るべきだと主張している²⁰。東郷にとつて植民教育は、日本国外における農業経営者育成のための手段であり、その重要性を農学校時代における佐藤の指導を経て理解するに至ったと思われる。

代議士としての東郷の農業教育構想の基軸は、台湾官吏時代の一九一二年、デンマーク視察を経て著した『丁抹農業論』に求めることができる²¹。同書において、東郷は「丁抹の特殊教育機関たる国民高等学校は農民の各階級を通じて健全なる精神的訓練を与へ、且つ協同心を養成し、自治的修養と進歩的知識とを併有せしめたるの結果、丁抹の農民は能く時代の趨勢を看破して農業の経営組織を更改し、更に産業組合を組織」するに至ったと述べ、「丁抹農業発展の根本は『教育の力』に帰せざるべからず」と結論付ける²²。他方で、「然るに我国の農民教育は未だ斯くの如く独特の性質を有せず農村に適せざる普通教育の普及は却つて農村を頹廢せしむるの素因をなし」といると主張する²³。農業教育における「独特の性質」の必要性の強調は、代議士転身後の東郷の農業教育政策構想における重要な要素となる。同書において、東郷は「本島に於て産業組合を遠慮なく發揮せしめんと欲せば同じく農民教育の普及奨励に努めざるべからず」と主張した上で「要之、丁抹農業の発展は産業組合の効果に帰すべきは勿論なり」と雖も其根本は国民教育の普及に存する」と結論付ける²⁴。

同書において、東郷はデンマークの国民高等学校が「地主の子弟も農民の子弟も其間何等の相違あるなく」、「此和合一致は遂に丁抹の農業的社会的及経済的發展の基礎となすに至れり」、「其結果丁抹は一つの印象深き『農業国』たるに至たりし」と強調している²⁵。デンマーク視察を経て東郷は、地主・小

作といった立場に捉われない「和合一致」の農業教育によって養成された農業経営の主体が農業の発展に不可欠であることを学んだ。このことは、一九三三年、東郷が斎藤内閣の文部政務次官として「中堅人物」育成を主導していく背景となった。しかし、文部政務次官時代の東郷の講演によると「日本に帰ってから或は筆に或は口にデンマークを紹介した時には、誰一人ふりむいて呉れなかつた」という²⁶。当時、デンマークに関する日本語文献は、外国語文献の翻訳に限られていた²⁷。つまり、東郷は、デンマークの農業教育事情を日本に伝搬させた先駆者的存在であつたと同時に、『丁抹農業論』は、日本人によるデンマーク教育事情を扱った画期的な文献であつたと言える。

一九二四年、東郷は台湾総督府官房調査課長を辞職し、第一五回総選挙における当選を機に、代議士に転身する²⁸。一九二六年八月、政友本党所属の代議士であつた東郷は、論説「農村教育改善の目標」の中で「教育問題は農政上極めて重要な地位を占めているが故に、此の方面に関係を有する自分としては、教育問題を無視する訳には行かぬ」と、農政における教育の重要性を指摘し、「今日の如く、都会も農村も、その教育の實際に何らの相違なきのみならず、寧ろ都会本位の教育が、農村の隅々に迄、無遠慮に浸潤し切つてゐるのは、決して国家の利益でもなければ、国民の幸福でもない、農村今日の疲弊はその基因するところ、必ずしも単純ではないが、就中教育の画一主義がその重要な原因の一たることは何人と雖、之を否定する訳には参らぬ」、「農政の立場から論すれば、此画一主義を打破し、農村には農村独特の教育を確立することが最大急務である」と主張している²⁹。このように、農業教育における「画一主義」の打破及び農村固有の教育の確立を目指すことは、少壮代議士時代以来の東郷の政策

課題であつた³⁰。

農業教育政策の抜本的改善を目指す東郷の姿勢は、昭和恐慌の深刻化により、一層強まることになる。一九二九年七月に成立した浜口雄幸民政党内閣の最大の課題は、軍備縮小を初めとする財政の立て直しにあつた³¹。農政にかかわる予算もまた、例外ではなかつた。政友会に合流していた東郷は、第五八議会において、昭和四年度実行予算中の農林省予算が削減されたことについて「弱イ者窘メノ財政計画」であると主張した³²。注目すべきは、この時、東郷が「曾テ農村ハ子弟ノ教育ノ為ニ多大ノ金ヲ負担シテ、而モソレ等ノ者ガ一人前ニナレバ都会ニ奪ハレ、工業ニ奪ハレル、而モ今日此不景氣ノ結果、失業者トナツテ再ビ農村ニ帰レバ、農村ハ是等ノ者ヲ扶養シナケレバナラヌ義務ヲ負ハナケレバナラヌ」と、現状の農業教育が、農村の利益とならないばかりか、農村の負担でしかなくことを強調している点である³³。当該期、昭和恐慌の深刻化にもかかわらず農民の都市部への流出が進行しており³⁴、東郷はこうした社会構造の問題を理解した上で、右のような主張を展開していた。同年八月、東郷は、論説「農村行詰りの真因とその救済策」の中で、義務教育国庫負担増額、産業組合の助成、耕地面積の拡張などと同時に農村救済のための「具体的対策」として、次の四点からなる農業教育改革を提示した³⁵。

一、小学校教育の画一主義を廃し、農村独自の教育方針を確立し、農村に於ける各種教育機関をして、凡て農村振興の源泉たらしむること。

二、『土壌親愛』の精神と『農業尊重』の気風とを徹底的に鼓舞し、『農業労働』の実際の訓練を真

剣に行ふを以て農村教育の根本方針とすること。

三、『祖国愛』と『同胞愛』とを基調とし、『共同的精神』の滋養に努め、農業経営上必要なる科学的訓練と、人格的修養とを完備し、有力にして实际的なる農民を養成するに適當なる教育制度を採用すること。

四、農村の教育機関は凡て形式を棄て根本的に以上の精神を實現せしむること。

こうした「農村独自の教育」による「实际的」な農業経営主体の養成を目指す農業教育政策構想は、先に見た一九二四年の論說「農村教育改善の目標」の中でも確認されており、少壮代議士時代以来の東郷の持論である³⁶。昭和恐慌の深刻化を経て東郷は、自身の農業教育政策構想の實現の必要性を改めて強調するに至ったと言える。一九三〇年の論說「忘れられたる農村教育の基礎」によると、先に引用した四項目からなる東郷の農業教育構想は「教育の画一主義を打破し都鄙自ら区別あらしめ且つ地方色の發揮に努むること」、「職業教育を尊重し国民の實際生活に必要な科学的訓練を与へることをそれぞれ重視する自身の「教育改善の根本方針」を背景としていた³⁷。同論で続けて東郷は「要は農村には農村独特の教育精神がなければならぬのであるからこの一般的教育方針の下に特に必要な点に努力して行く」必要があると述べ、先に見た四項目の農業教育構想を提示する³⁸。その上で、デンマーク農業の發展が「全く教育の賜である」と同国の農業教育を評価し³⁹、結論として「我が国の農村対策は内地に於いて飽くまでも農村を維持すると同時に過剰の農村人口を海外適當なる場所に移殖して新しき農村

経営に一步踏み出さねばならぬ」と主張する⁴⁰。東郷にとつて農業教育が日本内外における農業経営主体の育成手段として必要不可欠なものであったことがわかる。東郷の農業教育政策構想は、後年、斎藤実内閣の文部政務次官として「自力更生」し得る人材の育成という観点から農業教育を主導していく上で基盤となるものであった。

民政党政権期の教育政策は、井上財政と密接な関係にあった。浜口内閣成立直後の一九二九年八月六日、地方長官会議の中で小橋一太文部大臣が行った訓示には「学生生徒ハ固ヨリ、青年子弟ヲシテ亦恰ク当今ノ時態大ニ緊張ト節約トノ急務ナルコトヲ自覺セシメ……」とある⁴¹。浜口内閣期の文部省が主導した青年教育の主眼は、緊縮意識の徹底にあった。文部省の社会教育主事会議において作成された「地方教化動員実施案」は「経済生活の改善を図り国力を培養すること」を、講演会や講習会の開催、リーフレットの配布等を通じて全国国民に周知させる必要性を強調した⁴²。文部省主催の教化動員の一環として、井上準之助蔵相がラジオを通じて講演を行っていたことは、文部省の文教政策が井上財政の延長であつたことを象徴している⁴³。

他方、政友会からは民政党政権の教育政策に対する批判がなされた。民政党が緊縮の徹底を高唱するのに対して、東郷が所属する政友会は、山本条太郎政務調査会長が中心となつて作成した十大政策の一環として、教育政策を重視していた⁴⁴。十大政策策定の中心にいた山本政調会長は、実業教育を「教育の実際化」という観点から重視しており、デンマークの国民高等学校をモデルとした実業補習教育の必要性を認めていた⁴⁵。このことは、政友会の中にデンマークの農業教育に大正初期から着目していた東

郷のような代議士が所属していたことと無関係ではないだろう。

一九三一年十二月、第二次若槻礼次郎民政党内閣が崩壊し、犬養毅政友会内閣が成立すると、鳩山一郎が文相、野党時代から失業対策として実業教育を重視していた安藤正純⁴⁶が文部政務次官にそれぞれ就任する。田中義一政友会内閣の文部参与官を務めるなど、従来から党の教育政策に関与していた安藤は、野党時代の第五九議會において、民政党政権下の実業教育が恐慌対策として機能していないことを批判した⁴⁷。一九三一年十二月二日、安藤文部政務次官は、政友会政務調査会における教育制度根本的改善に関する特別委員会会長として「新内閣の文政刷新方針」となる「教育の根本的施設の改善要綱」を提出し、承認を得た⁴⁸。これは、一三項目からなる総花的な性格のもので⁴⁹、一三項目の中で安藤が特に重視していたのが、野党時代から失業対策としてその必要性を重視していた実業教育の徹底、すなわち「教育の実際化」であった。政友会の教育政策構想について論じた「教育制度施設の根本的改善及思想問題」の中で、安藤は『教育の実際化』とは、別の言葉に於て、教育の実生活化である⁵⁰、「現制の如き規則づくめの画一主義が、実状に適せざるは余りにも判り切った事である」⁵⁰、「今日一般痛切に必要を感じつゝあるは実生活に役立つ教育は国民の過半数を占むる農家と、他の大部分を占むる商工、礦業等の事業に有益なる知識及び技能を与ふる教育であらなければならない」と主張する⁵¹。政友会は「教育の実際化」の実践手段として、職業教育の一種である実業補習教育を重視していた。論説「政友会の教育政策」の中で、安藤文部政務次官は、「現在我国の現状は、尋常小学校卒業者の中等学校に入学する者と、実業補習学校に入学するものと、其の数殆んど伯仲の間にある、然るに前者に対する教

育制度は重厚を極め、後者に対する施設は甚だ貧弱である、即ち斯る情勢は、之を機会均等の精神より見て、其の改善の対策を講じなくてはならぬ」と述べている⁵²。

以下、「教育の実際化」が犬養内閣の重要課題となつた理由を考察したい。第一に、鳩山文相が、学生思想問題調査委員会会長を兼任していた点が挙げられる⁵³。学生思想問題調査委員会は「教育の改善」のための対策の一環として「学校及び職業選択の指導をなし、学生・生徒をして、其の資質及び境遇に応じて適切な進路を取らしむること」を決議した⁵⁴。同調査委員会の決議は、犬養内閣が「教育の実際化」を企図していたことと関係している。第二は、「教育の実際化」が、従来の地方自治体からの要請であつたことである。一九三〇年七月に開催された全国町村長主催道府県町村会々長会では「経済難局打開対策要綱」の一環として、「教育制度の改正を行ひ以て教育の実際化と教育費の節約を図ること」が掲げられている⁵⁵。政友会の「教育の実際化」の方向性は、一面において、同党が恐慌下における地方の要請を汲み上げる意味合いがあつたと思われる。特に、北海道では早くから実業教育への関心が高揚しており⁵⁶、政友会北海道支部は、一九二九年に犬養内閣に先駆けて「教育の実際化」の必要性を認めていた⁵⁷。一九三一年には北海道会が、教育費全体の中で最も多くの額を占める実業教育費七〇万一六四九円を地方予算として確保している⁵⁸。

一九三二年二月の総選挙において政友会は、三〇一議席という圧倒的多数を獲得する。東郷の農業教育政策の本質は「農村独自の教育」によつて「有力にして実際的な農民」、すなわち、農業経営能力のある農民を創出することにあつた。こうした東郷の理念は、犬養内閣が「教育の実際化」を掲げたこ

とによって、政友会の政策と一致するに至った。実業補習学校による「教育の実際化」という犬養内閣の方向性は、政友会が衆議院及び文部省を影響下に置いた斎藤実挙国一致内閣に継承され、経済更生運動の一環として推進されていくことになる。

第二節 斎藤実挙国一致内閣期における経済更生運動と東郷実の政策主導

本節では、斎藤実内閣の文部政務次官として東郷が農業教育政策を推進していく過程の検討を通じて、文部省を影響下に置いていた政友会が経済更生運動を主導していったことを明らかにする。

一九三二年六月、海軍首班の斎藤実挙国一致内閣が成立すると、鳩山文相は留任し、東郷が安藤の後任として文部政務次官に就任した。政友会は三〇〇議席を有する巨大与党として衆議院を支配していた。これにより、文部省は引き続き政友会の影響下に置かれることになる。『東京朝日新聞』は、斎藤内閣の政務次官及び参与官の人事を「全くお粗末」と評しながらも、東郷の文部政務次官については「当を得たる人選」と評した⁵⁹。

文部政務次官就任直後に東郷が関与したのは、野党時代以来、恐慌対策としてその必要性を主張していた義務教育国庫負担の実践であった。大正期以来、全国の町村では教育費が主要な財政負担の原因であったことから、義務教育国庫負担の要求が高揚していた⁶⁰。実際、一九三〇年～一九三二年の北海道芦別村の財政状況を例にとると、市町村財政の七割は小学校教員の給料となっており⁶¹、当該期、小学校教員への給料未払い問題は、深刻な農村問題であった⁶²。一九三二年七月、論説「農業国日本の再建」

の中で東郷は「農家負担の軽減は今日の急務である」、「その一つの手段として義務教育費国庫負担の思ひ切った増額と、これに伴ふ地方税負担の軽減とを主張」している⁶³。従来、政友会は義務教育国庫負担に消極的であったが⁶⁴、こうした東郷の主張は、大正期の政友会の姿勢とは一線を画するものであった。東郷の主張する義務教育国庫負担は、同年八月の第六三議會（救農議會）を経て実現することになる。救農議會において全院委員長および各常任委員長を独占していた政友会⁶⁵は、義務教育国庫負担補助法を成立させ、同法案が「本期議會に提出せられた時局匡救案中最も有効適切にして、何等の非難なかりし法案であった」とその成果を強調した⁶⁶。同月、大蔵省は文部省に対して、復活予算を含む一二〇〇万円を義務教育費国庫補助額から承認した⁶⁷。東郷にとって義務教育国庫負担の実現は、自身の構想の部分的実現を意味するものであった。この点は、政友会が教育政策面において、時局匡救事業の実践過程を主導する立場にいたことを示している。

斎藤内閣期の文部省が最も力点を置いたのが「實際的」な農業教育政策の推進であり、文部省は、実業教育費臨時予算一五万円を確保した⁶⁸。一九三二年七月、文部省は鳩山文相官邸において建議会を開催し、「今後は抽象的な精神論による指導でなく具体的指導を必要とする」こと、「農村青年に農業の体験的趣味を養はしめ農産物の価格を引上げること」がそれぞれ確認された⁶⁹。この会合には、文部省代表の一員として東郷も参加している⁷⁰。右の決議事項は、政友会の「教育の實際化」及び東郷の農業教育政策構想と共通するものであった。

同年七月、東郷は文部省主催の師範学校農業課教員協議会において講演を行った。その中で「丁抹の

農業経営は殆ど産業組合に依る農業経営に進んで来たのであります」、「産業組合は必ずしも丁抹が始めたものではない。遠く英吉利なり独逸等が古くからやつて居ました。其の古くからやつた国々よりもより以上の成績を挙げて、世界中の模範農業国を作り上げるまで至つたといふ、其所には根本の原因がなければならぬ筈ですが、其の根本原因は、私は教育の力であると思ひます」、「兎も角も小学校教育を初として、丁抹の教育の根柢が農村を中心とし、農業そのものを中心とした所の教育であることは申すまでもありません」、「ここに深く思を回らすといふことでなければ、私は今日の日本の此の国難打開は出来なと思ふのであります」と述べる⁷¹。こうした東郷の主張は農業教育が産業組合の発展など、農業発展に寄与したことを学んだ台湾総督府官吏時代のデンマーク視察経験に基づいたものであった。さらに、同月おける別の講演「我国の農業恐慌と其の打開策」の中で、東郷は、デンマークの国民高等教育には「地主の子も小作人の子も或は農業労働者の子も一樣に入つて来て」、「同じ様な教育を受けたものが社会に出て、産業組合の組合員になり理事者になるのである」、「デンマークと同じ様に共同経営の農業にまで進めて行かなければ、我が日本の農村は救はれないと思ふ」とを主張した⁷²。産業組合の有効性をデンマークにおいて学んだ東郷は、その奨励を野党時代から恐慌対策として重視していた。当該期において、産業組合の育成は、農林省によつて国策として推進されるに至つていた⁷³。恐慌の深刻な打撃を受けていたという点では地主層も小作層と同様であり、東郷にとつてデンマークに倣つた農業教育を実践することは、農業経営主体を再生、創出していくという観点から、恐慌に対する最も有効な処方箋であつた⁷⁴。

斎藤内閣期の文部省は講演会を通じた教育指導者の育成を重視しており⁷⁵、同省主催の師範学校農業課教員協議会における東郷の講演は、その一環であった。同協議会において、文部省は諮問案「師範学校の生徒をして農村生活を理解せしむる具体的方針如何」を提示し、協議会答申として農業教育における体験学習の重視等、実業的な農業教育実践のための方策が提示され、満場一致の賛成を得た⁷⁶。同省は、同年一月には「現行小学校教育の画一主義を打破して教育の地方化、實際化をはかるべく」日本初の全国小学校校長会議を開催し、諮問案「小学校教育に関し改善を要すべき事項並にその方策如何を付議して全国小学校長の意見を求め」、さらに「各地方における小学校教育の實際を聴取」した⁷⁷。文部省の諮問事項に対する答申として、全国小学校校長会議は「国定教科書編纂委員中に地方委員を加へ各地方の状況を参酌して適切な教科書を改訂刊行すること」、「知識偏重及び画一の弊を改むること」、「教育の實際化地方化を重視すること」、「実業科の設備補助の途を講ずること」を掲げた⁷⁸。

右のように、実業的な農業教育の実践や地方教育の画一化抑制の必要性を確認した師範学校農業課教員協議会及び全国小学校校長会議は、東郷及び政友会の農業教育政策構想を農業教育指導者層に浸透させる役割を果たした。東郷が自身の構想の実践主体として重視していたのが、小学校等の各種学校であった。同年七月の『斯民』主催の座談会において、東郷は「先づ画一主義がいけない。而も都会本位の画一主義が村の隅々まで普及して居るのが悪い。此の画一主義を廃して農村独特の教育方針を確立し、農村の教育機関をして農村振興、農村救済の策源地又は参謀本部たらしめなければならぬ」と主張している⁷⁹。つまり、東郷にとって農村の教育機関は「参謀本部」であり、「農村独特の教育」の実現を目指す

す自身の農業教育政策構想を実現させていく上で必要不可欠な存在であった。同年九月、文部省は全国学務部長会議を開催し、鳩山文相は「学校教育をして地方の実際生活に切実ならしむるやう指導すること」を述べ、「当面の緊急事項」の一環として「実業教育振興」を挙げた⁸⁰。ここで注目すべきは、こうした実業的な農業教育の実践を志向する文部省の方針が、農林省主導の経済更生運動の一環という側面を有していた点である。経済更生運動実践の指針と位置付けられる「農村経済更生計画樹立方針」には「実際の知識ノ啓発ト農村民タルベキ堅実ナル精神ノ練磨」を指す「農村教育ノ實際化」、「農村経済ノ實際ニ即スル指導」を指す「青年教育ノ實際化」がそれぞれ明記されていた⁸¹。ここで重要なことは「教育の實際化」という政友会の教育政策構想が経済更生運動の指針として確認されたことと、「実際の」な農業教育を目指す東郷の農業教育政策構想が同運動における主要課題とされた点である。このように、政友会の党としての教育政策構想及び東郷固有の農業教育政策構想は、経済更生運動における主要課題とされるに至った。

一〇月に入り、文部省は直属の社会教育調査会を設置する⁸²。これは、東郷文部政務次官の意見を鳩山文相が取り入れたことで実現した⁸³。台湾総督府技師時代以来、東郷は持論として、調査機関の新設に伴う農業教育政策等の農政の計画的・統一的推進を主張していた⁸⁴。東郷は、農業教育政策の総合的、計画的実践、いわば「政策の総合」⁸⁵を指す自身の意図を、同調査会に反映させようとしていたと思われる。一九三三年以降、文部省が実業補習教育の拡充を最重要課題に位置付けたことは、鳩山・東郷らが、経済更生運動における青年層を対象とした農業教育の「實際化」の必要性を確認したことに深く関

係しているように思われる。

一九三三年一月、第六四議会における議会答弁の中で鳩山文相は「実業補習教育ヲドウカシテ振興致サセタイト思ヒマシテ、文部省ニ於キマシテモ色々案ヲ立テ、居ルノデアリマスガ、マダ大蔵当局ノ御賛成ヲ得ナイヤウナ次第デアリマス、ドウカ此教育ヲ振興セシムルヤウニ御協力下サランコトヲ切望致シマス」と、実業補習教育費の拡充を大蔵省に要求した⁸⁶。東郷文部政務次官もまた、文部省が一九三三年度予算として「実業補習教育ニ対スル補助、其他色々方面ニ於テ相当ナ額ヲ要求シテアル」、「将来此点ニ付テハ一層ノ努力ヲ致ス積リデ居リマス」と主張した⁸⁷。同年七月の閣議の中で鳩山文相は、実業補習教育費の拡充を掲げた⁸⁸。しかし、文部省の要求であつた「青年教育振興費六百五十万円は全然削除され」ために、同年一月一八日、同省は「復活予算省議を開き鳩山文相、東郷、栗屋両次官、石坂参与官、各局部長ら参集し協議」を行つた⁸⁹。この六五〇万円という金額は、一九三二年に支出された実業補習教育学校教員への給与総計一二〇〇万円の半額強に該当するものである⁹⁰。当該期の文部省では、実業補習教育学校教員に支給される給与の半額は国庫によつて補助されるべきと考えられていた⁹¹。

文部省の復活要求の結果、大蔵省は一月三〇日、青年教育費五〇万円を臨時費という形で承認した⁹²。この臨時費は、一二〇万円という経常的な補助金とは別に支給されたものであつた⁹³。この大蔵省による臨時費の承認について、文部省は『実業補習教育の沿革と現況』の中で「実業補習教育の進展に拍車をかけたものである」と好意的に受け止めていた⁹⁴。このような文部省の反応は、大蔵省が農村

匡救予算の縮小の立場を示していた中で予算が計上されたことも関係している⁹⁵。

一九三四年三月の第六五議会の中で、臨時青年教育費五〇万円が計上されたことについて東郷は、その理由を「大衆青年ノ教育機関」の「設備内容ニ於テ遺憾ノ点ガ多イ」ためと述べた⁹⁶。政府委員として議会においてこのように発言していた東郷は、実業補習教育の拡充を推進していく上で、中心的な役割を担っていた。一九三三年の文部省主催の実業補習教育四〇周年記念大会における講演の中で、東郷は「東京を中心とした画一主義の教育を施し、東京の目盛をした尺度を以て地方に適用せんとしてゐるのは甚だよくないことである」、「実業補習教育に於ては、特に其の土地に即したものでなければならぬ……実生活と講義とは一致すべきもので、特に実業補習教育に於ては、此の点に留意されたい」と主張している⁹⁷。

東郷の主張は、農業教育の「画一主義」の打破という自身の農業教育政策構想を実現して行く上で、実業補習教育の拡充が重要であったことを示している。東郷自身の農業教育政策構想にとつても、実業補習教育をはじめとする青年教育は、農業経営主体育成の手段として重要な意味を有していた。一九三四年二月、東郷は論説「日本農村教育」の中で野党時代からの持論である教育全般に関する政策構想及び農業教育政策構想を提示し⁹⁸、「農村の教育は小学校といはず、実業補習教育といはず、総ての教育機関に互りその教科内容にその教育精神に根本的革新を必要とするはいふまでもなきことであつて、特に将来農村経営の遺憾なき発展を期せんが為めには、今日比較的輕視されつゝあるかの感ある青年教育に最大の努力を致さねばならぬ」と主張している⁹⁹。少壮代議士時代以来、農業教育の「具体的方策」

の確立を「文部当局の当然考慮すべき範囲」と述べていた東郷¹⁰⁰にとって、自身の文部政務次官就任は、自身の構想を実現させる好機であった。

ここで着目したのは、一九三一年から一九三四年にかけての農業補習学校及び同校の教員数の増減数である¹⁰¹。一九三一年から一九三三年まで、公立農業補習学校数は一九八校減少していた。しかし、一九三三年から一九三四年にかけて、農業補習学校は一転して二三一校増加した。同時に教員数も、一九三一年から一九三三年までの二年間は九二三名の増加であったのに対して、一九三三年から一九三四年の一年間で、一二一四名増加した。このような一九三三年から一九三四年にかけての公立農業補習教育の拡充は、一九三三年度末に部分的実現を見た青年教育費臨時予算の獲得など、東郷を中心とする文部省関係者が実業補習教育政策の推進に努めた結果と見なすことができるだろう。

同時に、農業補習教育設備の拡充は「農村独自」の「实际的」な農業教育の実践を企図するという東郷の農業教育政策構想の部分的な実現であった。文部省の動向と並行して、政友会もまた、実業補習教育を「教育の実際化」の観点から重視していた。こうした政友会の姿勢は、犬養内閣時代から一貫していた。一九三三年、政友会の安藤正純前文部政務次官が第六四議會に提出した「教育ノ實際化」、具体的には実業補習教育の拡充を企図した「教育革新二関スル建議案」は、満場一致で採択された¹⁰²。この建議案の採択と関連して、政友会は「第六十四帝國議會報告書」の中で「教育の實際化」すなわち「教育の帰着点が、同時に生活の出発点となるような所謂教育の実生活化を図らねばならぬ」と主張し、重ねて「教育の實際化」の必要性を強調した¹⁰³。農業補習教育の拡充は、政友会の「教育の實際化」の

理念に基づく成果の一端であったと言える。

本節で指摘したように斎藤内閣期の文部省は、青年層を対象とした実業補習教育の拡充を通じて、農業経営主体の育成を推進した。当該期の文部省にとって青年層は、農業経営主体となり得る対象であった。次節では、農業経営主体、すなわち「中堅人物」育成をめぐる政治過程について、文部省及び農林省の動向を考察の中心に据えて検討したい。

第三節 「中堅人物」育成主体としての東郷実

本節では東郷の動向を考察の中心に据えつつ、文部省及び農林省が、農業経営主体すなわち「中堅人物」の育成を推進していく過程について検討する。

文部省主導による農業補習教育の拡充は、東郷がその必要性を主張していた「中堅人物」の養成機関の充実という意味合いを含んでいた。一九三三年の論説「農業補習教育の指標」の中で、東郷は「殊に小学校を卒えて上級の学校に進むものはその一少部分である実状よりいふならば、農村に残つて中堅人物となるべき重大使命を有する青年教育の大任務はこれを実業補習学校にまたねばならぬ。しかるに今日の実業補習教育はその内容実質において充実せざるもの多くして、この大使命を果すにはその力極めて、不十分といはねばならぬ」と主張している。つまり、東郷が育成の必要性を強調する「中堅人物」とは、農業経営主体となる青年層を意味した。鳩山文相が「現下の農村不況を打開する事に向つて」、「信念と勇氣とを有する一層有益なる農業経営者」としての「中堅人物」の「養成」の必要性を強調してい

ることに象徴されるように¹⁰⁴、農業経営主体となる「中堅人物」の育成は、当該期の文部省の重要な課題の一つであった。翌一九三四年には「中堅人物」養成を専門とする「農村中堅人物養成機関」四校が新設された¹⁰⁵。

「中堅人物」の養成は、地主利害を代表する各府県の系統農会¹⁰⁶によつて重んじられていた。昭和恐慌の深刻化に伴い系統農会は、全国の地方農村を対象として「中堅人物」の育成を推進していた¹⁰⁷。一九三二年一〇月一三日、信州農家大会を開催した長野県農会は「非常時農村の打開」のため「実業補習教育の改善振興」を決議し¹⁰⁸、さらに、同年一二月には一五日間にわたる「農村中堅青年修養講習会」を開催した¹⁰⁹。注目すべきは東郷が、山形県農会大会において講演を行っていたことに見られるように、系統農会と近い立場にあった点である¹¹⁰。東郷が「中堅人物」の育成を目指す背景には、政友会の支持層の要求を汲み上げるといった目的があったと思われる。

加えて「中堅人物」養成は「新官僚」の代表的存在である後藤文夫農相以下、農林省もまたその重要性を認めていた¹¹¹。ここで注目すべきは「中堅人物」育成を推進していた文部省との協力について、農林省が必要不可欠と捉えていた点である。経済更生運動の実践過程において、農林省は、農業教育政策と「密接ノ関係アル」文部省との連携の必要性を認め、千葉県と埼玉県において「農林省関係各職員ノ他」、「文部省ヨリ関係職員合同シテ」、「各部落農家ヲ視察シ実情ニ即シテ総合指導ヲ行」った¹¹²。

一九三三年、農林省主催の農山漁村経済更生協議会に参加した熊本県の公立実業学校教諭の後藤安治は「実習主義、勤労主義ノ教育ヲ施スコトガ今日ノ日本ノ農業教育ヲ樹テテ行ク所デナカラウカト思フ」

113、「何トカ教育的施設ニ付テ御考慮アランコトヲ希望スルノデアリマス」と114、農業教育施設の改善を農林省に訴えた。こうした要請に答えるために、農林省は、文部省との連携を不可欠と捉えていたのではないだろうか。さらに、着目されるのは第六四議会の政府答弁において後藤農相が「農村教育ノ問題ハ私カラ御答スルノハ適當デナイカモシレマセヌガ、農村ノ教育ガ農村ノ実情ニ即シタ適切ナルモノトシテ行ハレルコトヲ私ハ切ニ希望シ、又教育担当者モ左様努力セラレテ居ルコト、承知致シテ居ルノデアリマス」と答弁している点である115。この直後に、鳩山文相が政府答弁の中で「地方的」な「極めて現代ニ於テ適切」な教育の実践という観点から実業補習教育の必要性を主張していることから116、後藤農相が言う「教育担当者」とは文部省関係者を指すと思われる。このことは、農林省が経済更生運動を推進して行く過程において、文部省による農業教育政策指導を前提としていたことを示している。一九三四年四月の講演の中で、後藤農相は「産業組合の今日までの事は勿論であります、今後の健全なる、而して正しい発展の為には中堅の組合員とされる人物の方が確かりして居なければなりません」と、「組合を指導する中堅」の重要性を強調する117。産業組合の奨励は当該期の農林省の政策課題の一つであったが、ここで後藤が必要性を強調している組合の指導者の育成は文部省の管轄であった118。農林省は「農山漁村経済更生計画実行上留意スベキ事項」として「農山漁村ニ於ケル教育教化ノ機関」との「協調連絡」の必要性を認めていた119。

このように、斎藤内閣期において推進された経済更生運動には「新官僚」勢力と政党勢力の協調関係の構築が必要不可欠であった。この点と関連して本章が着目するのは、東郷の農村計画委員会設置構想

である¹²⁰。論説「農村の更生と教育の革新」の中で東郷は「力無き者に実力以上の事を要望するのは無理であるから、結局教育の力によつて必要な実力を農村民に附与することが先決であらねばならぬ」、「私は農村計画委員会の設置を熱心に主張して居るのであるが、その旨とする所は如何といふに、農村の事たる極めて複雑であつて、種々なる方面に亘つて建て直しをなさなければならぬのであるから、一部局を担当する者のみの力に依つては到底望まれない」と主張している¹²¹。農村計画委員会構想は、こうした背景を踏まえつつ、各省間の協力関係を深化させることで農業教育政策の推進を企図するものであつた。東郷が恐慌対策として重視していた産業組合の奨励についても、農林省との協力関係の深化が必要不可欠であつた。

東郷の農業教育政策構想を實踐する役割を果たしたのが、彼自身が設置・経営に深く関与した八絃学院である。八絃学院は、一九三三年に斎藤首相を総裁に据えて開校され¹²²、東郷は、財団法人八絃学院の理事及び維持員を兼任していた¹²³。維持員とは「本財団二功労アル者」が指名される役職である¹²⁴。八絃学院が東郷の構想を体现する役割を担っていたことは、同校の「設立趣意書」に「最も實際に即せる農業の技術を修得せしめんことを期する」こと、「財団法人八絃学院寄付行為」には「内外ノ拓殖ニ従事スル者ヲ養成」することがそれぞれ明記されたことから理解できる¹²⁵。さらに、同校の「趣意大綱」には「国家の現況に鑑みて中堅人物養成の緊要を痛感し」と、東郷が文部政務次官として推進していた「中堅人物」の養成が掲げられた¹²⁶。この背景には、同校の院長への佐藤昌介の就任が挙げられる。明治期以来「中堅人物」養成の必要性を認めていた佐藤は、八絃学院の運営に積極的に協力す

ることを明言していた¹²⁷。

本章において検討して来たように、文部政務次官としての東郷は、斎藤内閣期に開始された経済更生運動における農業教育の中心的な担い手であった。教育の「画一主義」の是正、すなわち「農村独自の教育」の確立、さらには実業補習教育の充実に伴う「中堅人物」の育成といった東郷の持論は、経済更生運動において実践に移された。一九三四年、斎藤内閣は崩壊し、政友会は岡田啓介内閣の野党となる。同時に、東郷は文部政務次官から退き、農業教育政策の決定過程から遠ざかった。東郷が文部政務次官として残した課題は日中戦争期に持ち越されることになる。

おわりに

以上、本章では東郷実が、自身の農業植民論における重要な要素である農業教育を、国策の一環として推進していく過程を検討してきた。同時に、斎藤実内閣の文部政務次官であった東郷の動向を検討することで、斎藤内閣期において文部省及び同省を抑えていた政友会が、農業教育を推し進めて行く過程の一端を明らかにした。

日露戦後以来、日本国外における農業経営者育成の必要性を主張していた東郷は、台湾総督府官吏時代におけるデンマーク視察を経て、東郷は、地主・小作人といった立場に捉われない「和合一致」の農

業教育による農業経営の主体が農業の発展に不可欠であることを学んだ。このことは、彼が斎藤内閣の文部政務次官として農業経営主体となり得る青年層、すなわち「中堅人物」育成を主導していくうえでの背景となった。代議士に転身した東郷は、代議士転身後「農村独自の教育」による「有力にして実地的」な農業経営主体の養成を目指した。以上の東郷の主張は、犬養内閣が「教育の実際化」を掲げたことによって、政友会の政策と一致するに至った。「教育の実際化」は当時地方において求められていたものであり、政友会は、こうした地方の要求を踏まえたものであった。

「教育の実際化」という犬養内閣の方向性は、引き続き議会において文部省を影響下に置いた斎藤実挙国一致内閣に継承され、同内閣によって開始された経済更生運動の一環として推進されていくに至る。斎藤内閣期の文部省が最も力点を置いたのが青年教育であり、同省によって農業教育政策は、その一環であった。文部省による農業教育の推進は、同省を影響下に置いていた政友会が掲げていた「教育の実際化」の実践という側面があった。斎藤内閣期における文部省主導の実業補習教育の展開は、犬養政友会内閣の文教政策を継承したものであった。一九三三年から一九三四年にかけての公立農業補習教育の拡充は、一九三三年度末に部分的に実現した青年教育費臨時予算の獲得など、東郷らが実業補習教育政策の推進に努めたためと考えられる。農業補習教育設備の拡充は政友会の「教育の実際化」の理念の一端を実現させたものであると同時に「農村独自」の「実際的」な農業教育の実践を目指す、東郷自身の構想の実践を意味するものであった。

文部省が青年教育を重視する背景には、青年層を農業経営主体Ⅱ「中堅人物」として育成しようとする

る意図があつた。農業教育による「中堅人物」の育成は、当該期の文部省の課題であつた。「中堅人物」養成は「新官僚」の代表的存在である後藤文夫農相以下、農林省もまたその重要性を認めていたが、その際に農林省は、文部省との協力を不可欠と捉えていた。このことは、斎藤内閣期において経済更生運動の端緒が開かれた際に、「新官僚」勢力と文部省を影響下に置いていた政友会が、協調関係にあつたことを示している。実現には至らなかったものの、東郷が主張していた農村計画委員会設置構想は、各省間の協力関係を深化させることを企図するものであつたと考えられる。

これまでで論じてきたように、文部政務次官としての東郷は、斎藤内閣期に開始された経済更生運動における農業教育の中心的な担い手であつた。教育の「画一主義」の是正、すなわち「農村独自の教育」の確立、さらには実業補習教育の充実に伴う「中堅人物」の育成といった東郷の持論は、経済更生運動において実践に移された。最後に改めて強調したいのは、農業植民による国内外を対象とした広大な土地経営を志向していた東郷にとって、農業教育は、自身の農業植民論の実践主体を育成するという意味で、不可欠であつたという点である。東郷が設立に関与した「内外ノ拓殖ニ従事スル」主体を育成することを目的とした八紘学院は、彼にとって、農業植民主体の育成機関としての側面があつたといえるだろう。前章において論じたように「満洲国建国」にともない、東郷は「満洲国」への農業植民政策の国策化を主張し、文部政務次官として農業植民学校の設置に関与していたが、この点は、本章において明らかにした「人的資源」を重視する彼固有の農業教育政策構想を背景としていたと思われる¹²⁸。日中戦争期「人的資源」の育成を目指す東郷の農業教育政策構想は、東郷が政友会中島派政務調査会長とな

つて作成を主導した「革新政策」の中に反映されることになる。

¹ 本稿では、以下、経済更生運動と記す。

² 東郷実「職業指導週間に際して全国民に望む」『職業指導』六卷一―号、九頁―一〇頁。

³ 農林省「農山漁村経済更生計画樹立方針」一九三二年二月二日、二九頁。北海道大学附属図書館北方資料室所蔵「高岡・松岡パンフレット」分類番号 N〇三六〇―一〇〇三。大門正克氏は、青年層が経済更生運動の主要な担い手であったとしている（大門正克『近代日本の農村社会』日本経済評論社、二〇〇九年、九頁。初版一九九四年）。

⁴ 源川真希『近現代日本の地域政治構造』日本経済評論社、二〇〇一年、一一五頁―一一六頁。

⁵ 新潟県農政協会「会員各位殿 陳情書提出御報告」一九三三年。新潟県立文書館所蔵北蒲原郡黒川村伊藤家近代文書所収、分類番号 E九一〇四・一六六。斎藤実内閣総理大臣及び鳩山一郎文部大臣・後藤文夫農林大臣宛。

⁶ 前掲、大門『近代日本の農村社会』三〇四頁―三一〇頁。

⁷ 中村宗悦『後藤文夫』日本経済評論社、二〇〇八年、佐藤幸也「農山漁村経済更生運動に見る農民教育の分析」『岩手大学教育学部研究年報』六五卷、二〇〇五年、森武麿『戦間期の日本農村社会』東京大学出版会、二〇〇五年、楠本雅弘『農山漁村経済更生運動と小平権一』不二出版、一九八三年。

⁸ 有泉貞夫「日本近代政治史における地方と中央」『日本史研究』二七一―号、一九八五年、有泉「昭和恐慌前後の地方政治状況」近代日本研究会編『年報・近代日本研究』六卷、一九八四年。

⁹ 前掲、大門『近代日本の農村社会』三〇五頁。

¹⁰ 島袋義弘『近代日本の農村社会と農地問題』御茶の水書房、二〇一三年、二〇四頁―二〇五頁。松浦正孝氏の『財界の政治経済史』は、政党が、恐慌下の農村にとつての唯一の利益の媒介者であったことを指摘し

ている（松浦正孝『財界の政治経済史』東京大学出版会、二〇〇二年、一五六頁）。

¹¹ 東郷実「農村と政党の關係に就いて」『農業世界』二八卷八号、一九三三年、二八頁、二九頁。

¹² 斎藤内閣期の政友会は、帝国議會の全議席数である四六六議席のうち、三〇一議席を占めていた（川人貞史『日本の政党政治一八九〇・一九三七年』東京大学出版会、一九九二年、二六八頁）。同時に、同内閣期の文部省の主要ポストには、鳩山一郎が文部大臣、東郷が文部政務次官、石坂豊一が文部参与官と、政友会出身者が就任していた（内田健三、金原左門、古屋哲夫編『日本議會史録』第三卷、第一法規出版、一九九一年、一四一頁）。

¹³ 『政友』三九七号、一九三三年、三頁。

¹⁴ 『農業教育』三八二号、一九三三年、九八頁。一九三三年五月に開催された全国農業学校校長會議における鳩山一郎文相の訓示。

¹⁵ 東郷実「農村の更生と教育の革新」『斯民』二七編九号、一九三二年、三頁。

¹⁶ 東郷実「農村の甦生と教育の革新」『帝国教育』六〇八号、一九三二年、四頁、六頁。

¹⁷ 加えて、斎藤内閣という非政党内閣にあつて、文部政務次官を務めていた東郷の政治的役割を考えることは、政党内閣の時代の後における政務次官の役割を考える素材ともなろう。

¹⁸ 昭和恐慌期の政友会については豊富な研究蓄積がある。伊藤之雄『大正デモクラシーと政党政治』山川出版社、一九八七年は、政友会及び民政党の政策を体系的に立証し、手塚雄太「昭和恐慌と政友会」（『史学雑誌』一二〇編六号、二〇一〇年）は、山本条太郎の産業政策構想を中心に昭和恐慌期の政友会の動向を論証している。そのほか、昭和恐慌期の政友会を扱った研究として、村井良太『政党内閣制の展開と崩壊』有斐閣、二〇一四年、小山俊樹『憲政常道と政党政治』思文閣出版、二〇一二年、奥健太郎『昭和戦前期立憲政友会の研究』慶應義塾大学出版会、二〇〇四年が、斎藤内閣期の政権与党としての政友会を扱った研究としては佐々木隆「挙国一致内閣下の政党」（『史学雑誌』八六編九号、一九七七年）がある。しかし一方で、

同党が経済更生運動に果たした役割については、十分に検討されていない。

¹ 佐藤昌介「余の体験せる農業教育」年代不明、九五頁〜九六頁。北海道大学附属図書館北方資料室所蔵「北資パンフ」分類番号 九二五・〇八。同論には、一八九四年に作成された井上毅宛の佐藤昌介の意見書の全文が引用されている。実業的な農業教育を重視する点で、佐藤と井上の立場は一致していた（海後宗信編『井上毅の教育政策』東京大学出版会、一九六八年、三八八頁。寺崎昌男執筆分）。

² 東郷実『日本植民論』文武堂、一九〇六年、三七八頁〜三七九頁。

²¹ 東郷実『丁抹農業論』台湾総督府民政部殖産局、一九一二年。東郷が台湾総督府に提出した復命報告書である同書の序文には「先に丁抹国へ出被仰付近年無比の発展を遂げたる同国の農業に付き、親しく研究調査する処ありしか今其一端を草し、丁抹農業論と題し謹んで及復命候也」とある。

²² 同右、一二〇頁〜一二二頁。

²³ 同右、一二五頁〜一二六頁。

²⁴ 同右、一二七頁〜一二八頁。

²⁵ 同右、五四頁。

²⁶ 東郷実「我が国の農業恐慌と其の打開策」『帝国教育』六〇八号、一九三二年、三七頁。

²⁷ 協調会編『農村に於ける特色ある教育機関』協調会、一九三三年、一頁〜二頁。

²⁸ 東郷が台湾総督府官房調査課長を辞し、床次竹次郎率いる政友本党において代議士として活動するに至った経緯については、第一章を参照。

²⁹ 東郷実「農村教育改善の目標」『教育研究』三〇五号、一九二六年、八頁。

³⁰ 「画一主義」的な農業教育を批判するこうした東郷の主張は、地方の自立性を重んじない地方農村に対する中央集権的官僚指導に挑戦するものであったと言える。官僚指導の「画一主義」的な農業指導は、地方名望家の要求に沿った「明治農政」下における農業指導の大きな特徴であった（宮崎隆次「大正デモクラシー

期の農村と政党」一『国家学会雑誌』九三卷七・八号、一九八〇年、四六五頁〜四六六頁。東郷は、こうしたトップダウン式の農政指導を、地方名望家以外の生産主体の育成を考える上で不適當と捉えていたと思われる。

³¹ 大前信也『昭和戦前期の予算編成と政治』木鐸社、二〇〇六年、二五頁。

³² 『第一類第一号 予算委員会議録 第五回』一九三〇年五月三日、三九頁。東郷実の言。

³³ 同右。

³⁴ 昭和恐慌下の農村社会構造については、前掲、大門『近代日本の農村社会』第七章を参照。

³⁵ 東郷実「農村行詰りの真因とその救済策」『斯民』二五編八号、一九三〇年、一七頁〜二〇頁。

³⁶ 前掲、東郷「農村教育改善の目標」一〇頁。杉林隆氏は「零細農民」が「高度の技術を保持する研究・教育機関」を「活用しえない」ために「零細農民」と農業技術との間に「落差」が生じていたことを指摘する（杉林隆「農業教育」本山幸彦編著『帝国議会と教育政策』思文閣出版、一九八一年、五三五頁、五三六頁）。

東郷が実業教育を普及しようとしていた背景には、そうした「落差」を解消する意図があったと思われる。

³⁷ 東郷実「忘れられたる農村教育の基礎」『帝国教育』五八二号、一九三一年、一八頁。

³⁸ 同右、一八頁〜一九頁。

³⁹ 同右、二〇頁。

⁴⁰ 同右、二三頁。

⁴¹ 文部省編『教化動員実施概要』文部省、一九三〇年、五頁。

⁴² 同右、八頁。

⁴³ 同右、九頁。

⁴⁴ この点については、前掲、手塚「昭和恐慌と政友会」一八頁を参照。

⁴⁵ 山本条太郎『経済国策の提唱』日本評論社、一九三〇年、第八章。山本が「教育の実際化」を志向してい

たことについては、手塚氏もまた指摘している（前掲、手塚「昭和恐慌と政友会」一八頁）。

⁴⁶ 文部政務次官となった安藤は、鳩山と同じ東京選出の代議士で鈴木喜三郎派に位置づけられる、鳩山と極めて政治的に立場の近い人物である（奥健太郎『昭和戦前期立憲政友会の研究』慶應義塾大学出版会、二〇〇四年、五九頁）。安藤の経歴については、安井誠一郎編『安藤正純遺稿』安藤正純先生遺稿顕彰会、一九五七年を参照。

⁴⁷ 一九三二年一月の第五九議会の中で「昭和四年度ノ官公私立専門学校ノ卒業者ト云フモノハ一万五千四百三十九人アル、而シテ其未就職者ガ一万百七十九人、割ニ致シマスレバ六割六分ノ未就職者ナノデアル」、「実業ヲ授ケル専門学校ノ卒業者ガ卒業ヲシテ、六割六分モ実業ニ就クコトガ出来ナイト云フナラ、何ノ為ニ政府ハ莫大ナ金ヲ掛ケテ、専門学校ヲ官立ノ手ニ依ツテ経営シテ居ルカト云フコトガ、茲ニ一大問題トナルデハナカラウカ」と主張している（『衆議院議事速記録第七号』一九三一年一月二七日。安藤正純の言）。

⁴⁸ 「政友会政務調査総会」犬養内閣編纂所編『犬養内閣』犬養内閣編纂所編、一九三二年、六二頁〜六三頁。最終的な承認は、政務調査会役員連合会（会長山本条太郎、副会長田子一民）の決定によるものであった（『大阪毎日新聞』一九三二年二月二二日。神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ新聞記事文庫からの引用）。

⁴⁹ 前掲「政友会政務調査総会」六二頁〜六三頁。以下、安藤が提示した一三項目の「改善要綱大綱」を示す。

一、精神教育の徹底 二、教育の実際化 三、師範教育の向上並に開放、四、大衆教育制度の確立 五、女子教育の開放 六、学校卒業特権の改廃 七、教育制度上の社会政策的施設 八、教育費の低減 九、特殊教育の完整 十、労働者教育の普及充実 十一 教育行政組織の簡易化 十二、教育令の法律化 十三、調査会の設置

⁵⁰ 安藤正純「教育制度施設の根本的改善及思想問題」前掲犬養内閣編纂所編『犬養内閣』二八四頁。

⁵¹ 同右、二八八頁。

⁵² 安藤正純「政友会の教育政策」『帝国教育』六〇〇号、一九三二年、四頁。

⁵³ 「学生思想問題調査委員会答申」一九三二年五月五日。「高岡・松岡パンフレット」分類番号 N〇一一
一・〇〇一一。

⁵⁴ 同右、二二頁。

⁵⁵ 『帝国農会報』二〇卷九号、一九三〇年、一一三頁。

⁵⁶ 例えば、北海道岩見沢町では、一九二五年二月二七日・二八日の両日にわたり、北海道初の農業補習教育研究会を開催していた（北海道農業補習教育研究会「第一回研究会記録」一九二五年。北海道立文書館所蔵）。

⁵⁷ 『北海タイムス』一九二九年八月八日。北海道大学附属図書館所蔵。

⁵⁸ 「昭和六年度北海道地方費予算審議決定調」北海道議会議会事務局編『北海道議会議会史』三卷、一九六二年、一〇六一頁。

⁵⁹ 『東京朝日新聞』一九三二年六月一日。

⁶⁰ この点については、宮崎隆次「大正デモクラシー期の農村と政党」二『国家学会雑誌』九・一〇号、一九八〇年を参照。

⁶¹ 芦別村役場「芦別村勢一覧」一九三三年。「北資パンフ」分類番号 四六八・〇六。

⁶² 恐慌下の地方農村における小学校教員への給料未払いについて、野尻重雄は「農業恐慌の渦中にあつて現金収入に益々窮迫せる結果、村税の滞納者著しく増加し、農村財政の主要なる支出項目たる農村教育費（公学費）に対して、しかも月々支拂を要する小学校教員の俸給に就て、支払いの不可を生じた」と述べている（野尻重雄「最近農村問題としての小学校教員俸給未拂問題の検討」『帝国農会報』二三卷二号、二六頁）。

⁶³ 東郷実「農業国日本の再建」『実業之日本』三五卷一三号、一九三二年、九頁。

⁶⁴ この点については、前掲、宮崎「大正デモクラシー期の農村と政党」二を参照。

⁶⁵ 同右、二五〇頁。

⁶⁶ 『政友』三八六号、一九三二年、二六頁、二七頁。

⁶⁷ 『読売新聞』一九三二年八月一六日。

⁶⁸ 『第六類第八号 市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法案委員會議録 第二回』一九三二年八月二九日。

⁶⁹ 『読売新聞』一九三二年七月二二日。

⁷⁰ 同右。

⁷¹ 東郷実「国難打開は農業教育の刷新に在り」『農業教育』三七三号、一九三二年、九頁〜一一頁。

⁷² 同右、四二八頁。

⁷³ 前掲、森『戦間期の日本農村社会』第五章。

⁷⁴ 大門正克氏は、中小地主・小作人ともに恐慌の打撃を受けてことを指摘している（前掲、大門『近代日本の農村社会』第七章第一節）。加えて、恐慌の影響を受けていた地主層は中小地主に留まるものではなく、大地主を支持基盤としていた政友会代議士東武は、座談会の中で、小作料の停滞や小作争議の激化をもたらした昭和恐慌の大地主層への深刻な影響を主張していた（農政会本部編「米専売座談会速記録」一九三二年五月一二日、七一頁。「高岡・松岡パンフレット」分類番号 N〇二七六・〇〇二）。

⁷⁵ 例えば、文部省は一九三三年八月二日から五日間、札幌市の札幌師範学校において小学校教員を対象とした講習会を開催している（浜益村「実業補習学校費 需用費 昭和八年度」一九三三年。北海道立文書館所蔵のマイクロ資料より閲覧。請求番号 F一二、二二二七）。

⁷⁶ 『農業教育』三七三号、一九三二年、五一頁〜五六頁。

⁷⁷ 『農業教育』三七五号、一九三二年、九一頁〜九二頁。

⁷⁸ 『農業教育』三七六号、一九三二年、九二頁〜九三頁。

⁷⁹ 「農村対策座談会」『斯民』二七編七号、五頁。一九三二年。東郷実の言。

⁸⁰ 『読売新聞』一九三二年九月九日。

- ⁸¹ 前掲、農林省編「農山漁村経済更生計画樹立方針」二九頁。
- ⁸² 『読売新聞』一九三二年一〇月二八日。
- ⁸³ 一九三三年七月一二日に開催された、帝国教育会主催座談会における東郷の発言による（東郷実「行き詰る教育を語る」『帝国教育』六三三号、一九三三年、七五頁）。
- ⁸⁴ 東郷実「農業調査会設置ノ議」一九一七年。「高岡・松岡・パンフレット」分類番号 N〇二五一・〇〇六。
- ⁸⁵ 「政策の総合」については、御厨貴『政策の総合と権力』東京大学出版会、一九九六年を参照。
- ⁸⁶ 前掲『官報号外 衆議院議事速記録第六号』一九三三年一月二六日、九四頁。鳩山一郎の言。
- ⁸⁷ 『第一類第三号 予算委員会第二分科会議録 第三回』一九三三年二月七日、一五頁。東郷実の言。
- ⁸⁸ 『大阪朝日新聞』一九三三年七月一四日。
- ⁸⁹ 同右。
- ⁹⁰ 前掲、文部省社会教育局編『実業補習教育の沿革と現況』三〇五頁。
- ⁹¹ 同右。
- ⁹² 『東京朝日新聞』一九三三年一月一日。
- ⁹³ 前掲、文部省社会教育局編『実業補習教育の沿革と現況』三〇五頁。
- ⁹⁴ 同右、三〇九頁。
- ⁹⁵ 斎藤内閣期、政友会は、大規模な予算策定を前提とした農村救済の必要性を主張していた（前掲、手塚「昭和恐慌と政友会」二七頁、安富邦雄『昭和恐慌期救済政策史論』八朔社、一九九四年、三〇頁）。しかし、一方で高橋蔵相は、一九三三年度予算の縮小を目指した（前掲、大前「一九三〇年代の政治家と大蔵官僚」二三〇頁）。経済更生運動の主要な担い手であった後藤農相もまた、大規模予算に基づいた農村救済には否定的であり（前掲、中村『後藤文夫』一六四頁）、山本達雄内相もまた、後藤と同様の姿勢を見せていた（山本達雄「時局に鑑み自覚奮起を望む」社会局、一九三三年。「高岡・松岡・パンフレット」分類番号 N

〇〇九六・〇〇七。

⁹⁶ 『第一部第四号 予算委員第三分科会議事速記録第四号』一九三四年三月六日、一頁。東郷実の言。

⁹⁷ 東郷実「非常時と教育」『農業教育』三八一号、一九三三年、三頁。

⁹⁸ 東郷実「日本農村教育」『帝国教育』二月一五日号、一九三四年、八頁。

⁹⁹ 同右一〇頁。

¹⁰⁰ 前掲、東郷「農村教育改善の目標」一一頁。

¹⁰¹ 以下に見る、一九三二年から一九三四年にかけての農業補習教育学校数及び教員数の増減については『日本帝国文部省第五十九年報』下巻、一九三六年、『日本帝国文部省第六十年報』下巻、一九三七年、『大日本帝国文部省第六十一年報』下巻、一九三七年、『大日本帝国文部省第六十二年報』下巻、一九三七年を参照した。

¹⁰² 『衆議院議事速記録第二九号』一九三三年三月二四日。

¹⁰³ 『政友』三九三号、一九三三年、四八頁〜四九頁。

¹⁰⁴ 前掲『農業教育』三八二号、一九三三年、九八頁。

¹⁰⁵ 一九三四年には、新たに四校の「農村中堅人物養成機関」が、秋田県、茨城県、埼玉県、長崎県の各県に新設された（農林省経済更生部「農林中堅人物養成機関ノ訓練方法」一九三四年。「高岡・松岡パンフレット」分類番号 N〇二一九・〇〇三）。

¹⁰⁶ この点については、前掲、宮崎「大正デモクラシー期の農村と政党」（一）第二章を参照。

¹⁰⁷ 恐慌下における系統農会主導の「中堅人物」育成事例として、次のようなものが挙げられる。

・ 一九三〇年一月、佐賀県農会「中堅青年男女農民道講習会」を開催（『帝国農会報』二〇巻一号、一〇〇頁）。

・ 一九三〇年八月二三日、大分県農会、農村対策協議会の中で「農村中堅青年の活動を促進」を宣言（『帝

国農会報』二〇卷一〇号、一〇八頁。

・ 一九三〇年、香川県農会「農村中堅人物」育成のための農村青年学校開催（『帝国農会報』二〇卷四号、一〇九頁）。

¹⁰⁸『帝国農会報』二三卷一号、一九三三年、九二頁〜九三頁。

¹⁰⁹同右。長野県農会のほか、兵庫県農会も一九三四年四月に「補習教育に関する懇談会」を開いていた（『帝国農会報』二四卷五号、一九三四年、一〇八頁）。

¹¹⁰一九三一年九月、東郷は、山形県農会大会に参加し「農会問題及農村問題に関し有益なる講演」を行い「会員の自覚奮起を促」していた（『帝国農会報』二二卷九号、一九三一年、一一八頁〜一九九頁）。

¹¹¹森武麿『戦間期の日本農村社会』日本経済評論社、二〇〇五年。

¹¹²農林省経済更生部「農山漁村経済更生計画の経過概要」一九三四年三月。「高岡・松岡パンフレット」分類番号 N〇六三七・〇〇二。

¹¹³「農山漁村経済更生協議会要録」一九三三年二月、一〇四頁。「高岡・松岡パンフレット」分類番号 N〇三六〇・〇〇一。

¹¹⁴同右、一一〇頁。

¹¹⁵『官報号外 衆議院議事速記録第六号』一九三三年一月二六日、九四頁。後藤文夫の言。後藤は、鳩山及び政友会との提携に積極的であった（前掲、村井『政党内閣制の展開と崩壊』二四七頁）。

¹¹⁶前掲『第一類第三号 予算委員会第二分科会議録 第三回』一九三三年二月七日、一五頁。東郷実の言。

¹¹⁷後藤文夫「農山漁村経済更生に関する訓示講演」一九三四年、六九頁。「高岡・松岡パンフレット」分類番号 N〇三五七・〇〇一。

¹¹⁸農林省において経済更生運動を主導していた小平権一は「中堅人物」に依拠することで農村更生を進めていた（前掲、楠本『農山漁村経済更生運動と小平権一』四九頁）。文部省は、農林省が必要としていたそ

うした人々を育成する役割を担っていたと言える。

¹¹⁹ 農林省「農山漁村経済更生計画実行上留意すべき事項」一九三四年三月三〇日、一四頁。「高岡・松岡パンフレット」分類番号 N〇三五七・〇〇四。

¹²⁰ 台湾総督府官吏時代以来、東郷が「政策の総合」を志向していたことは先述の通りである。一九二九年三月の第五八議会の中で東郷は、日本の農村問題が「農村教育ノ改善」など「多種多様」であり「農村ノ問題ヲ根本的ニ救済スルノニハ先ヅ一ツ大キナ調査機関ヲ作ツテ、各方面ノ知識ヲ集メ、而シテ根本的ニ調査研究」すべきと主張していた（『第五号第二四号 肥料管理法外一件委員会議録 第一三回』一九二九年三月一六日、二八頁、東郷実の言）。

¹²¹ 前掲、東郷「農村の更生と教育の革新」八頁。

¹²² 財団法人斎藤子爵記念館編『子爵斎藤実』四卷、一九四二年、八二頁。

¹²³ 「八紘学院要覧」一九三四年五月八日、二三頁。「北資パンフ」分類番号 四〇七・一〇。

¹²⁴ 同右、七頁。

¹²⁵ 同右、一頁、四頁。

¹²⁶ 『八紘会誌』一卷、一九三四年所収の折込み広告を参照した。

¹²⁷ 「第三回八紘学院準備委員会記録」一九三二年五月二八日、国立国会図書館憲政所蔵室所蔵「斎藤実関係文書」分類番号 二〇〇八紘学園五。

¹²⁸ 東郷の農業植民論の中で「人」の存在は、欠かせない要素であった。この点については、本稿第三章を参照。

第六章 東郷実の農業植民論の結実と破綻 ―日中戦争期を中心として―

はじめに

本章の目的は、政友会幹部（総務、政務調査会長¹、幹事長）東郷実が、自身の農業植民論を政友会及び同党分裂後に形成された政友会中島派の政策理念として結実させたことと同時に、日中戦争の長期化に伴って同論の破綻が露呈されて行く過程を明らかにすることにある。

本章が対象とする時期の東郷は七回連続当選を果たし、党の要職を歴任した代議士としての全盛期に該当する。序章で指摘したように、東郷が政務調査会長及び幹事長を務めた政友会中島派は、戦時議会の中心勢力の一つである。こうした立場の東郷の動向を検討することは、戦時期における議会主流派が提示した政策構想の一側面を理解する一助となるだろう。この点は、本章が当該期の東郷の農業植民論を考察の対象とする第一の理由である。右の点と関連して着目したいのは、東郷が札幌農学校及び台湾総督府、代議士として形成した自身の農業植民論を政友会中島派の政策理念である「革新政策」の中に反映させていたことにある。「革新政策」²の第二項には「我国を盟主とする全亜細亜体制結成の一段階として、先づ東亜体制を建設」すること、第三項には「全人類の平和幸福を招来すべき世界政策を確立」することが、それぞれ明記された³。政友会分裂以前から政務調査会長として政策立案作業の中心にいた東郷は「革新政策」の立案を主導する立場にあった⁴。ここで注目すべきは一九三九年八月、東郷が

党員を対象とした「革新政策」に関する講習会を行った際、以下のように述べていることである。東郷は「私は三十三年ばかり前に「日本植民論」といふ本を書いて大陸発展の主張をして居ります。その中に、私は世界の将来が三つに分たれる、所謂天下を三分して、それぐ指導者が出来、お互の間に協調を保ちつつ本当に人類の幸福と世界とが維持されなければならぬといふことを主張して居ります」、「私は今日と雖もこの考は少しも変へて居りませぬが、我党のこの第二、第三の綱領はこれと同じやうな考への下に立案されたものであることを私は茲に断言して憚らないのであります」⁵と述べている。この主張は、日露戦後以来の東郷の持論の「天下三分」、すなわち農業植民を手段とする世界新秩序建設構想の「革新政策」への浸透を考える過程において重要である。このことは、東郷という日中戦争期の議会主流派の代議士の一人が、軍部への迎合ではなく、自身の知見に基づいて主体的に世界新秩序を構想していたことの一例を示すものである。

本章において当該期の東郷に着目する第二の理由は、日露戦後以来の東郷の農業植民論が破綻した時期であることが挙げられる。東郷が農業植民論を主張する一貫した論拠の一つは、「農業人口」が国内において過剰である一方で、国内の土地が過小であるという点にあった。しかし、「満洲国」への農業植民の国策化と日中戦争の長期化がもたらしたものは、国内の農業従事者の減少であった。平賀明彦氏が指摘したように、農村部では、農村民の応召や軍需工場への動員によって農業従事者の減少が深刻化し⁶、日本国内では、農業植民政策を国内農業発展の阻害要因として捉える傾向が存在していた⁷。この点と関連して、一九三八年一二月、北海道農事試験場長兼北海道庁技師安孫子孝次は「農村は忠勇なる

多くの勇士を戦場に送つて居るのみならず、働き盛りの人物を農業外の戦場に送つて居る」、「農村は労力の欠乏に苦」しんでいると主張している⁸。管見の限り、安孫子のように東郷が「農業人口」の減少を認識していたことを示す史料はない⁹。農業従事者の減少という戦時下の農村の現状は、東郷が農業植民論の前提としていた国内における「農業人口」過剰という認識と大きく乖離していた。東郷の農業植民論の第二の論拠は、有事における食糧難を想定して食糧自給力を確保することにあった。東郷が自由貿易主義を基調とした第一次世界大戦後の国際秩序への追従を認めず、「満洲国建国」を後押しした最大の理由は、戦時に耐え得るだけの食糧自給力の確保を目指したためであった¹⁰。しかし、日中戦争の長期化に伴う食糧不足は、農林省の予想の範疇を超えるものであった¹¹。このことは、東郷にとっても同様であった。一九三九年一月、論説「お米を大切に」の中で、東郷は「いざ鎌倉といふ場合にもヨーロッパ諸国と異り、食糧問題に就ては左程の心配はいらぬといふのが一般国民の常識であつた」、「聖戦に乗り出した当初に於ては、米の問題で今日の如うな心配が襲来するものとは何人も考へてはゐなかつたであらう」と述べている¹²。この主張は、東郷が日中戦争勃発直後の時点で有事に耐えるだけの食糧自給が可能であると考えていたことの証左である。戦争の長期化に伴う食糧不足に対して、東郷が提示した対策は、同論に「一面生産の増加を図ると同時に、一面その消費を規制するの方途を講じなくてはならぬ筈である」とあるように¹³、既存の食糧の消費制限であつた。東郷が食糧消費制限を強調するに至ったことは、戦時食糧対策として農業植民論が機能しなかったことを露呈させたと見える。

本章の検討を通じて、東郷の農業植民論が、政友会中島派という議会主流派が提示した政策理念への

反映という形で結実して行く一方で、日中戦争の長期化に伴い破綻して行ったことが明らかになるだろう。

第一節 「植民地再分割」の潮流と東郷実の南方植民論

本節では、一九三五年の日本国内における「植民地再分割」への関心の高揚を契機とした、東郷の南方植民論の展開過程について検討する。

一九三四年、斎藤実内閣の退陣により東郷は文部政務次官を辞すことになるが、翌年二月には政友会総務となり¹⁴、代議士としての地位を高めていく。東郷が党幹部となった理由は、文部政務次官として農業教育政策に関与したことにあったと思われる¹⁵。

国際社会における独伊の台頭は、東郷が将来における「植民政策旺盛の新時代」を期待させる契機となった。一九三五年五月、東郷は「植民政策と民族精神」の中で「最近イタリーがエチオピアに事を構へ、更にドイツが旧植民地の返還を主張する等、今や再び植民的活動の機運が開けたるが如き観を呈して来た。併し各国が真に大戦前にも勝るが如き植民的活動を開始するには、尚ほ相当の歳月を要することとは無論であるけれども、将来再び植民政策旺盛の新時代を実現すべきは想像に難くない」と主張している¹⁶。

さらに重要なことは、同年九月、アメリカのウイルソン元大統領の側近（私設顧問）であったハウス大佐が雑誌『リバティー』に論文「国際ニュー・ディールの必要」を発表したことである。ハウスは、

ウィルソン政権期において政治外交に関する重要政策の決定過程に際して中心的役割を果たしていた人物で、日本の対外膨張政策についても理解を示していた、同政権内における例外的存在であった¹⁷。独伊の台頭、日本の大陸政策への懸念から執筆されたハウス論文は、日本では新聞報道などを通じて「植民地再分割論」という題目で紹介された¹⁸。同論文は「日本が極東に於て支配的勢力を欲する訳は理解し得るし、又狭隘な領土に溢れつつある人口の吐け口を要求する権利あることも理解できる」と¹⁹、日本の対外膨張に理解を示した上で「社会的平和が資本主義組織の何等かの調整なくしては保たれないと同様、国際的平和も思ひ切った領土的再調整なくしては保ち得まい」と結論付けた²⁰。ハウス論文において注目すべきは「世界には未だ広大な未開の地域が残つてゐる。日本人をして之等地域を生産的なものとさせ、人類の富と幸福を増進せしむるを不可とする理由が何処にある」と²¹、東郷の「土地の国際的分配」と同質の主張が展開されている点である²²。日本においてハウス論文が紹介された翌月の一月、東郷は「今日土地及資源の国際的分配その宜しきを得ざることが戦争の原因であり、また人類福祉を平等ならしめざる所以でもある。即ちそこに世界不安の病源ありとするならば、我等は先づこの不平等なる現状の打破に努めなくてはならぬ」²³、「即ち僕が多年この主張を高調する所以のものは、我等日本民族の果たすべき独特の世界的大使命を痛感するからである。最近アメリカのハウス大佐が不公平なる植民地の分配を主張するや、それが特に我国民の注意をひいた様に察せられる」、「併し日本はもう少し日本自身の言説や主張に注意を拂ふことがより以上に必要ではないか、さうしてさうすることが、真に日本人の世界的使命を達成する所以でもある」と主張する²⁴。つまり「土地の国際的分配」を「多

年」にわたり「高調」していた東郷は「植民地再分割」という外来の議論に関心を持つのみでは不十分だと考えていた。ハウスの提起は、東郷にとって、日本の対外膨張を抑制する立場にあったアメリカの側から、自身の「土地の国際的分配」を肯定するような主張が提起されたという点で、大きな意味があったと思われる。

一九三六年八月、広田弘毅内閣が南進政策の国策化を明記した「国策の基準」を掲げると、日本国内における南方への関心が高揚した²⁵。翌一九三八年八月五日、東郷は論説「夏」の中で『光』と『熱』とが強烈であるところに天然資源の豊かな南洋の値打ちはある」、「故に『南進論』の目標は、暑熱の克服であり、世界の支配権獲得でなくてはならぬ」と主張している²⁶。「国策の基準」に掲げられた南進政策を実践する役割を期待されたのが一九三六年八月に設置された台湾拓殖株式会社である。同年七月三十一日に台拓設置委員に任命されることに見られるように²⁷、東郷は同社の設置に関与していた。同年五月に行われた台湾株式会社拓殖会社法案審議において、東郷は、「台湾拓殖会社ハ台湾島内及ビ南支南洋ニ適当ナル事業ヲ行フノガ目的デアリマス」、「台湾島内ノ仕事ハ別ト致シマシテ、南支南洋方面ニ経済的ナ平和的ナ仕事ヲスルノガコノ会社ノ目的トスルナラバ、事業地ハ日本ノ領土以外デアリマス」、「余リ南洋方面ニ関シテ議論ヲスルト云フコトハ却テ他ノ方面ニ刺激ヲ与ヘル以外ニ、何等ノ効果ハナイト思ヒマス、南洋方面ニ対スル我々ノ気持チハ、不言実行以外ニナイ」と主張した²⁸。ここで確認すべきは、東郷が、南方への植民政策の国際関係への悪影響を理解した上で、「南支南洋方面」への進出を「不言実行」で実践すべきだと主張していた点である²⁹。東郷は国際関係への配慮よりも南

方植民を優先する必要性を強調しており、こうした東郷の態度は対外関係の配慮を明記した「国策の基準」よりも強硬であった。つまり、政友会総務という同党の幹部の一人であった東郷は、政党勢力の側から、台湾拓殖株式会社設置を通じて国策としての南進を推進した。この審議を経て、帝国議會は同社の設置を承認し、同社の設置趣旨には「主トシテ拓殖資金供給等ノ方法ニ依リ南支南洋ニ於ケル邦人拓殖事業ノ進展ニ協力シ以テ彼我資源ノ開發ニ資セシメントスル」ことが明記された³⁰。台拓の設立と共に入社し、同社の拓殖課・南洋課課長などを歴任した三日月直之は、一九四〇年代の台湾拓殖会社が、拓務省との協力の下で仏領インドシナ北部において米、同地南部において棉花（「北米南棉」）を中核農業とし、現地農家の指導を推進したことを回顧している³¹。同時代人の回顧ではあるが、このことは第一章において論じた、南方における農業植民政策の実現を目指す東郷の構想が現実に実践されていたことを裏付けるものである。

台湾株式会社拓殖会社法案審議において、東郷が懸念を示した植民問題が、一九三五年に噴出したフィリピン・ダバオにおける土地問題である。フィリピンのダバオにおいて、日本人植民者の所有する土地への干渉が進んでいたことを背景として、東郷は『ダバオ』ニ於ケル同胞ノ事業」が「将来ニ於テモ依然トシテ継続ガ出来ルヤウニシテヤルノガ国家ノ任務デアル」と発言した³²。つまり東郷は、南方における先駆者的な農業植民者を守る必要を主張したのである。一九三六年一二月、東郷は『政友』誌上に論説「南方發展論」を発表する。東郷は「最近南進論が可なり盛んになってきた。併し私を以てすれば『今更南進論でもあるまい』といひ度いぐらいだ」と、日本の従来の南方に対する関心の薄さを強

調した上で「私は大正十三年の総選挙に立候補するまで満十八年の間職を台湾総督府に奉じ」、「自ら南支南洋に対する施設及調査の事務を主催してゐた關係上、帝国の南方経営策の遂行者としては、その第一線に立つた体験の所有者である。私は『台湾の大きな使命の一つは南支南洋に向つて帝国の国策を遂行するに在り』と確信するものである。而して台湾総督府は夙にこの点に重点を置きその南支南洋に対する施政及調査は着々として歩武を進め、当時南方開発の空氣は全島に充滿し切つてゐた」と回顧する³³。

一九三六年の「南方發展論」において注目すべきは、東郷にとつて南方の土地が天然資源の供給地としても重要であつた点である。同論の結論として、東郷は「南洋の天地は海に陸に頗る廣大にして、經濟資源は無尽蔵である」、「この熱帶資源を遺憾なく開發すべき力を欠如してゐるのが南洋各地の現象である。故に今日の急務はこの豊富なる經濟資源の開發を遺憾なからしめ、全人類の福祉を増進することである。而もこの目的を達成するには、熱帶永住の可能性を有することが先決問題である」と主張する³⁴。先述したように、ハウス大佐は、日本の土地経営が人類規模の利益を生むという考えを肯定していた。このことは、東郷が日本の南方植民を「全人類の福祉を増進する」という見地から主張する背景の一つにあつたと思われる。

続けて、東郷が一九三六年一二月に発表した著作『人口問題と海外發展』に着目する。同書には「滿洲移民にその力を注いで、北の生命線を確保し、更に南方經綸の国策遂行の爲めには、盛んに南洋各地に向つて農業移民の發展を計り、以て南の生命線に遺漏なきを期しなくてはならぬ」とある³⁵。広田内

閣の二〇箇年百万戸移民計画を以て、東郷は「満洲国」への農業植民が達成されたと見なし、南方への農業植民に傾注することを主張したのである。同書において東郷は「世間には我が邦の南洋発展に対して反対意見を有する人がないでもない」が³⁶、台湾総督府官吏時代における自身の「熱心なる主張により台湾総督府が東部台湾に於て実施したる官営の内地農業移民が着々としてその成果を収めつゝある現状より論ずるも、日本民族の熱帯永住の可能性を信ぜざるを得ない」と主張した³⁷。台湾官吏時代の東郷は、当時未開であつた東台湾に「日本村」を建設する必要性を主張し、結果、同地に三農村が設立された³⁸。東郷が『人口問題と海外発展』を発表した一九三六年当時、東台湾の日本人村ではすでに、東郷が入植を斡旋した「移民の第二世」が生活していた³⁹。東郷が自身の台湾官吏時代に主導した入植事業を成功と認識していることは、彼が日本の南方植民の成功を確信する背景として、重要な意味を持っていた。同書の中で東郷は、ダバオにおける土地問題についても触れ、日本人植民者が「ダバオの地を見捨てなければならぬ」場合、「南洋唯一の『日本村』が崩壊して邦人懸命の努力が水泡に帰するだけでなく、将来農業的移民による民族的発展が南方経緯の主眼たるべき筈の国策に大きな暗影を投ずることになる」と、問題の重大さを強調した⁴⁰。そして、自身が設立委員を務めた台湾拓殖会社についても言及し、同社が「農業移民の国策」の「遂行上必要として生れ出でたるもの」であると述べている⁴¹。さらに、東郷は「南洋に於ける天然資源の開発も、貿易の発展も、投資的企業の拡大も、その基礎を為すものは、土に立脚した農民の移植であり、農村の建設であり、民族の発展である」と主張し⁴²、「石油の埋蔵量も至つて貧弱で、日本本土、台湾、樺太を併せてカリフォルニア一州の埋蔵量、或は合

衆国の年生産量に匹敵し得るか頗る疑問である」と述べている⁴³。東郷は、台湾総督府官吏時代から一貫して石油自給の必要を認めていた⁴⁴。

ここで強調すべきは、東郷が南方植民を強調していた背景として、先述した「植民地再分割」への期待があったという点である。『人口問題と海外発展』において東郷は理想の「日本人の発展地として」、「西太平洋の諸島即ち東印度諸島」を挙げ、「一国の領土を他国へ与へるといふが如きことは、従来の世界的方式には無いことであるが、大局の情勢といふものが解れば世界的方式も変わるかも知れない」という希望的観測を示し、将来の「植民地再分割」実現の可能性を高唱した⁴⁵。東郷は、一九三五年にハウス論文が発表されて以来、「植民地再分割」の議論が高揚し、一九三六年時点では「単なる学者の理想論ではなく」、アメリカ及びイギリスの「実政治家によつて熱心に取り扱はるゝに至つた」⁴⁶、「努力し以て『植民地再分配』の萌芽を育成し、その美果を収むるの目的を達成せしめ」なければならぬと主張する⁴⁷。ハウス論文の発表以降、日本において高揚していた「植民地再分割」の機運は東郷にとつて、南方に利権を有する米英が日本の南方植民に融和的になったことの証左だと認識し、国際状況によつては外交交渉によつて南方における「土地の国際的分配」が実現し得ると考えていたと思われる。ハウスが自身の論文の中で目指したものは、戦争を避けるために「他の大国の敵意を招かずにも日本国民を満足させる」ことにあった⁴⁸。同書の結論部の中で、東郷は「吾人の熱望するところのものは、真の『不戦』であり『無戦』である」⁴⁹、「吾人はこの不自然極まる土地分配の現状を打破するにあらずんば、この世から戦争を排除し、真の平和と幸福とを招来することは絶対不可能なりと確信する」と

述べ⁵⁰、「日本の生きる途」は「新植民地（新資源）の獲得の外にはない。故にこれをしも抑圧するならば、戦争の外にはない」と主張した⁵¹。この主張は、「土地の国際的分配」の不公平という「戦争の種子」が残存した状態ならば「無戦」を実現させるための戦争もあり得るという東郷の立場を示している⁵²。

すなわち、東郷にとって「植民地再分割」の実現こそ、第一次世界大戦後以来主張し続けていた「土地の国際的分配」の実現を意味することに他ならなかった。植民地再分割については、外交評論家の清沢列のように、「分割」された植民地の経営にかかるコストの問題などを踏まえて冷静に検討すべきだという主張も見られたが⁵³、東郷と同様に「植民地再分割」の潮流を手放しに歓迎していた人物の一人が、後に首相となる近衛文麿である。近衛は、アメリカの雑誌『リバティ』（一九三五年二月五日号）

に論文「国際ニュー・デール」を発表し、領土及び資源の「一層公平なる分属」の必要性を強調した⁵⁴。翌一九三六年、近衛は論説「国際平和確立の新規調」の中で「戦争の原因」の「第一」が「領土が極めて不公平に分配されて居る」ことにあると述べた⁵⁵。結論として「今後は従来の如く唯だ世界の大勢に従って行くと云ふことのみに終始せず、ハウス大佐等の議論が、やがて世界の世論となるやうに、日本が自ら進んで大勢をリードして行くといふことになつて欲しい」と述べた⁵⁶。「領土が極めて不公平に分配されて居る」ことを戦争の最大の要因と見なす近衛の立場は、東郷と同様である。後述するやうに、一九四〇年に東郷は、政友会中島派幹事長として政党解消を主導する立場にあった。その背景には「植民地再分割」を巡る理解の一致に見られるやうに、東郷が平時の時点で近衛に近い対外観を有し

ていたことと関係しているように思われる。

第二節 政友会中島派の「革新政策」と東郷実

本節では、日中戦争下において、東郷の農業植民論が政友会中島派という議会主流派の政策への反映という形で結実していく過程について論じたい。

一九三七年五月の第二〇回総選挙に当選し、六回連続当選を果たした東郷は、総務に再任された⁵⁷。同年六月、第一次近衛文麿内閣成立が成立すると、政友会からは、後に政友会中島派総裁となる中島知久平が鉄相として入閣した⁵⁸。同年七月、日中戦争が勃発すると、東郷は農業植民政策の計画化の必要性を強調した。一九三七年七月三〇日の第七一議会における有馬頼寧農相への質問の中で、東郷は「我国ノ農業経営」を「経済的ニ独立ノ職業トシテヤツテ行ケル」ようにするためには「ドウシテモ海外農業移植民ノ国策ヲ徹底的ニ樹立シ、断行スルコトガ必要」だが「此問題ハ漫然ト行ハレルト非常ナ弊害ガアル、即チ之ヲ農政ノ立場カラ言フナラバ、能ク地方別、或ハ各町村別ニ土地ト人口ノ割合ヲ研究シ、此農村カラハ是ダケノ人間ヲ移シテモ、アトハ差支ナイ、或ハ是ダケノ人間ヲ移サナクテハ、此村ノ健全ナ発達ハ為シ得ナイト云ッタヤウナ秩序ニ立ッタ計画ヲ立テ、而シテ農業移植民ノ此重大ナ問題ヲ遂行スルコトガ、農政ノ立場カラ必要」であると主張する⁵⁹。日中戦争以前の東郷は、このように明確な形で「秩序ニ立ッタ計画」に基づいた農業植民政策を主張することはなかった。東郷が質疑を行った時、日中戦争はすでに本格化の様相を呈しており、東郷にとって農業植民政策の計画化は、戦時に備え

て農業植民政策と並行して国内農業を充実させるという意味で、重要であつたと思われる。第五章において指摘したように、東郷は国内における農業経営主体（「人的資源」）の定着を重視していた。東郷の質問に対して、有馬農相は「大体ノ方針ハ東郷君ノ御述ニナリマシタコト、大体同ジ」であることを前提とした上で、「日本ノ農業政策」が「動モスレバ生産ニ重キヲ置カレテ、農業ノ幸福ト云フコトガ時ニハ伴ハナイト云フヤウナコトガアッタコトハ、甚ダ遺憾ト思フ」と述べ、農業植民者が「幸福ニ生活出来ルカト云フ問題」が重要であると強調した⁶⁰。以上の質疑応答は、東郷と、社会政策的観点から膨張政策を推進する有馬のような近衛周辺の政治勢力が、海外への農業植民政策という膨張政策を志向する点で合流していたことを示している⁶¹。

一九三八年二月、東郷は政友会政務調査会長に就任する⁶²。同年五月、東郷を会長とした定例政務調査会が拓務省関係者を招いて「満州移民に関する講演」を行った⁶³。東郷主催の政務調査会が拓務省から関係者を招き講演を依頼したことは、東郷が、同省関係者の言を「満洲国」への農業植民政策に利用していたことを示すものであろう。第三章において指摘したように、東郷は、海外植民政策の実践主体としての役割を有する拓務省の設置に大きく関与していた。同年六月、東郷は『政友』誌上に発表した「革新政策樹立の目標」の中で「革新政策樹立のために調査解決を要すべき問題」の第一に、「外交刷新及拓殖振興の問題」を掲げた⁶⁴。このように、東郷は政務調査会長として、海外植民政策を重視していた。

右の点と関連して注目すべきは、一九三八年一〇月の論説「食糧政策と米の問題」の中で、東郷が「我

国の経済活動は将来どこまでも日、満、支三位一体「東亜一如」の形態を以て進まねばならぬ」と主張している点である⁶⁵。この主張から理解できるのは、東郷が「将来」を見据えた「経済活動」を志向したことである。こうした東郷の考え方は、彼の農業植民論の中に、武力で占領した土地を農業植民によって恒久的に経営する「剣に次いで鋤を持つ」の原則があつたことと関係していよう⁶⁶。日露戦後という時代に東郷が形成した農業植民論の原則を踏まえれば、日中戦争期の東郷は戦後を想定した農業植民政策の実践を想定していたように思われる。しかし、実際の日中戦争は泥沼化の様相を呈してきていた。さらに、一月の近衛首相の東亜新秩序声明を機に、アメリカは対中援助に踏み切り、日米関係は悪化した。この結果、東郷が抱いていた「植民地再分割」に対する期待は絶望的になった。

一九三九年一月、日中戦争の解決に行き詰った第一次近衛内閣は総辞職に至り、新たに平沼騏一郎内閣が成立した。同年四月、政友会は、中島知久平派と久原房之助派に分裂し⁶⁷、東郷は中島派に加わった。『帝国農会報』に掲載された「人物月旦」は、東郷が「今では中島を担ぐ政友革新派に驥尾して居るが、鳩山とは文部省時代の縁もあつて、犬猿の仲ではない」と述べている⁶⁸。東郷個人と政友会久原派との関係は、決裂していなかったようである。政友会分裂後の東郷は、引き続き政友会中島派政務調査会長に就任した⁶⁹。一九三九年六月、東郷政調査会長は、田子一民、木村正義、宮田光雄三総務及び堀切善兵衛顧問とともに、党分裂以前から立案作業に着手していた「革新政策」の原案を完成させ、二一日に正式決定させるに至った⁷⁰。

以下、政友会中島派の「革新政策」の概要について着目したい。党員を対象とした講習会において、

まず東郷は「革新政策」の第一項に「我国独特の立憲政治」の確立を掲げる⁷¹。この点について東郷は「独断専行はいけない。独裁政治はいけない」⁷²、「先づ議会政治運行の根幹たるべき政党自らが更生刷新の実を挙げ、それを基礎とした所の強力な政治組織が一日も速に我国に成立するやうにしなければならぬ」と主張している⁷³。東郷は、日中戦争以前の一九三五年当時から政党主導による「新政治体制確立」の必要を強調する一方で⁷⁴、日本における独裁政治への関心の高揚を批判していた⁷⁵。この第一項と関連して中島総裁は、一九三九年の総裁演説の中で「革新政策」の「根幹」を述べた際「強力政治組織、即ち強力政党の結成を必要」を述べた上で「強力組織の上に立つ内閣に於て始めて基礎強固となり、諸般の改革を遂行し得」ると主張した⁷⁶。中島の狙いは、強力な政党を組織することで、内閣に対する支配力を強化することにあつた⁷⁷。つまり「革新政策」の第一項に掲げられた「我国独特の立憲政治」の確立とは「強力政党」を結党することで、以下に検討する第二項以降の諸政策を実現することであり、東郷個人に留まらない中島派全体の政治課題であつた。

続けて、「我国を盟主とする全亜細亜体制結成の一段階として、先づ東亜体制を建設」することを目指す第二項、「全人類の平和幸福を招来すべき世界政策を確立」することを目指す第三項について検討したい。本章の冒頭で指摘したように、この二項目は、東郷の農業植民論が政友会中島派の政策構想に反映された過程を理解する上で重要な点であると同時に、東郷自身最も力点を置いている箇所であつたと思われる。東郷は「第二と第三は関連致して居りますが、即ち東亜の新秩序を建設し、更に進んで全亜細亜再建の聖業を達成するのが我国の目標でなければなりません」⁷⁸、「本当に全人類に平等の幸福を与

へ、全世界の眞の平和を確立するといふ所に目安を置いて確乎不動の世界政策を基礎とした所の眞の自主的外交といふものが我国に生まれなければならない」と述べ⁷⁸、「世界の領土の國際的分配、或は經濟資源の國際的分配とでも申しますか、さういふものが極めて不公平である」、「極めて領土に乏しく人口が多くて、而も働く余地がない、極めて貧しい生活をしなければならぬといったやうな国家、国民がある」、「眞に世界を平和に導き全人類に平等の幸福を与へんとするならば、この不合理極まる現狀を打破しなければならぬ」と主張する⁷⁹。そうした国家が日本を指すことは、東郷が続けて「日本人が疊一疊に一人の割合でせせこましい生活をして居ると致しますれば、北米合衆国は十二疊位に一人の割合」、「濠州・カナダは……一八一疊敷に一人の割合で大安座をかいて」と述べていることから明らかである⁸⁰。続けて、東郷は「過去の武力に依り或は過去の資本力に依つて世界到る処の領土を獲得し、而もそれを人類厚生のために開發するだけの力を持たぬのに、恰も金持が着もしない着物を沢山買込んで箆笥の中に蔵つて置くが如き有様にして」、「斯ういふ不合理な現勢を打破する以外に世界の平和、全人類の幸福は招来出来ない」と断言する⁸¹。このように、東郷は、「土地の國際的分配」によつて「世界の平和」の確立を達成し、農業植民政策による土地資源の有効利用によつて「全人類の幸福」の達成を期そうとする持論を政友会中島派の「革新政策」に反映させたのである。この講演の中で東郷は「日本が亜細亜ブロックの指導者であり盟主であるといふのであります」と述べている。ここで、東郷がいう「亜細亜ブロック」とは、第二章において指摘した「天下三分」の理念に基づいた「東亜大經濟圏」構想という、アジアを対象とした日本を盟主とする広域經濟圏構想を指す⁸²。

ここで確認したい点は、東郷が、国内が過剰人口・土地狭小という認識を前提として、新たな土地及び資源の「国際的分配」を求めていた点である。日中戦争期における国内人口は、全体的に増加傾向にあった⁸³。道府県において農業植民が進められる背景として、国内には農村内部が過剰人口であるという認識が広く存在していた⁸⁴。しかし、本章の冒頭において述べたように、農村部では、日中戦争の影響によって農業従事者の減少が深刻化していた。農村部から農業従事者が流出していたことは、高岡熊雄北海道帝国大学総長が北海道農会主催全道農会指導者会議（一九三八年一二月開催）において、「今回の事変が起りましてからどれだけの将兵が動員されたか……之は全然知ることができません」と、日農村は都会に比して見まするといふをより多くの将兵を戦場に送つて居ると思ふのであります」と、日中戦争を契機とした農村人口の流出を指摘していることから理解できる⁸⁵。農政研究の第一人者であった高岡が把握できないほど、農村からの人口流出は急激なものであった。日中戦争の要因だけではなく、「満洲国」を前提とした広田内閣以降の「満洲国」への農業植民政策もまた、国内農村の空洞化を促進させる要因だった。日中戦争開戦以降の東郷の言説において繰り返される農業植民政策の計画化の主張⁸⁶は、農業植民政策が国内農村を衰退させる危険性を認識していたことの証左である。

「革新政策」の第四項には「財政経済の新形態を確立」することが掲げられ、第五項には「食糧その他の各種生産と質実剛健なる人的資源とを確保し、国家の根基を鞏固ならしむる⁸⁷」が挙げられた。第五章において述べたように、斎藤実内閣の文部政務次官として東郷は、農業経営主体となり得る「人的資源」の育成を推進していた。東郷は「特に私が一点申上げて置きたいことは、日本の東亜新秩序建

設、進んで全亜細亜の協同体を建設するといふ筆法で行くと、吾々の働きが非常に範圍が広くなります……この場合特に注意しなければならぬことは、如何に日本が大陸に發展し、或は北に南に驚くべき伸展をしたと致しましても、どうしても国内の農業は飽くまでもこれを健全に發展せしめて行くといふこの一事であります」⁸⁸、「私は何時も「白扇型の植民政策」を主張して居ります、即ち領土が段々広くなつて、扇面が広くなる」、「なればなる程その基礎である所の要、即ち内地が強固でなければならぬ」、「日本の海外發展を益々堅実ならしめ、新東亜建設の大業を達成せんが為めには、徹頭徹尾白扇型のやり方を堅持し、あくまでも要を堅実に維持するといふことにしなければならぬ」と主張する⁸⁹。東郷が国内農業の保全を扇の要に例えて強調する背景には、先に指摘した農業従事者の減少という事態が関係しているように思われる。第四章で指摘したように、東郷の農業植民論は海外への農業植民と国内農村の保全とを同時に重視していたが、当該期には後者の衰微が明らかとなっていた。東郷が黨員に訴えたかったことは、扇の要(国内農村)が崩壊すれば、国策としての農業植民政策が破綻するという危機認識だった。

「革新政策」の第六項には「我国独特の社会政策を創建して、今日の社会的欠陥を是正し、凡ての産業戦士をしてその堵に安んぜしむるの制度を確立すること」が掲げられた⁹⁰。これについて東郷は「我国独特の社会政策」が「生産拡充の必要な今日に於て」必要であると主張し、それには「画期的問題が残つて居る」と主張している⁹¹。この点と関連して東郷は「革新政策」の立案に着手して間もない一九三八年三月二四日に「潜水病ノ予防並治療ニ関スル建議案」を衆議院に提出し、即時採択された⁹²。同

建議案を提出した際、東郷は「建議イタシマス主題ト致シマシタノハ、南洋方面ニ於ケル真珠貝採掘事業ニ従事シテ居ル者ノ潜水病ニ関スル件デアリマス」、「南洋地方ニ進出スル邦人ノ大キナ仕事ノ發展ノ上カラ申シマシテモ、又人命救助ノ観点カラ申シマシテモ、シナケレバナラヌ大切ナコト思フノデアリマス」と主張している⁹³。つまり、東郷は、南方における産業主体の保障を通じて、南進政策の円滑化を企図していたと思われる。政友会中島派にとって、社会保障の充実は、南方経営の担い手の定着を企図する側面があったと言えるだろう。「革新政策」の第七項には「陸、海、空軍の整備充実」、第八項には「新東亜建設の大業を翼賛するに足るべき人材を育成」する必要が掲げられた⁹⁴。人材の育成を強調した第八項は、第四項の内容とも重複するものであり、第三章で指摘した海外への植民政策のための専門家の育成を要請していた東郷の主張と通じるものがある。

政友会中島派の「革新政策」は「全アジア」を対象とした広大な土地を、豊富な人材によって経営するという東郷の主導の下で作成されていたと言えよう。加えて、政友会中島派の「全亜細亜体制構築」の端緒としての「東亜体制」構築という構想は、該当地域の土地や資源についての関心を強調する一方で、日本が経済圏構築の対象とする諸地域にあつていかなる社会を形成すべきかについては、管見の限り、議論された形跡がない。政友会中島派と同時期に活動していた近衛のブレーン集団であつた昭和研究会の新秩序構想は、独自の社会の形成による日中間の相対的發展を志向していた⁹⁵。これに対し、東郷が志向する「新秩序」における「人類」利益は、いわば、日本の「海外發展」の結果生じる副産物だったと見なすことができるだろう。

本節では、日中戦争下において東郷の農業植民論が政友会中島派の政策理念である「革新政策」に反映されていく過程について論じた。しかし、他方で東郷の農業植民論は、国内の農業従事者の減少を抑制することには機能しなかった。次節では、東郷の農業植民論及び「天下三分」論の破綻について検討していきたい。

第三節 日中戦争の長期化と東郷実の農業植民論の破綻

一九三九年六月二五日、独ソ不可侵条約の締結により平沼騏一郎内閣が総辞職し、阿部信行内閣が成立する。一九三九年一月二二日、政友会中島派の「革新政策」の具体的成案が完成すると、「東亜農村政策の確立」という形で「満洲の開拓と支那の開発との為めには人的資源の創出が必要である」、「農業移民の集団創出に関しては、農村更生計画に即応し、計画的送出を為すものとする」と「東亜農村政策の確立」が明記された⁹⁶。議会において東郷が主張していた農業植民政策の計画化は、「東亜農村計画」という形で明文化された。

一九四〇年一月、阿部内閣が倒れ、米内光政内閣が成立する。阿部内閣に比して米内内閣は、政党勢力を重視した内閣であった⁹⁷。この点を踏まえて、政友会中島派政務調査会長であった東郷の言に着目したい。同年二月二日の第七五議会の中で東郷は「敵性国家に対しましては、毅然たる態度を以つて是れが排撃に当らねばなりません」と戦争の継続を強調した上で⁹⁸、「言ふまでもなく、実力の上に立つ自主的外交の顕現に必要な前提条件は、国防の充実であります」、「殊に石油、其の他の重要軍需資材

の第三国依存は国防の独立性を全うする所以ではありませぬ、政府は此の際必要なる国防資源の確保に關しましては、特に新しき国策を樹立し、是れが遂行に邁進せられんことを希望致します」と主張する⁹⁹。日中戦争の開戦以前から東郷は、日本の石油埋蔵量が「貧弱」であるという認識を有し、アメリカの石油産出量が日本と比較にならないほど膨大だと理解していた。よって、一九四〇年一月二六日、アメリカの日米通商航海条約破棄による日米貿易の制限は、戦争の継続を志向していた東郷に衝撃を与えた。第七五議會において、アメリカによる日米通商航海条約の破棄について言及した東郷は「日米通商条約の廃棄は、申上げるまでもなく欧州戦乱勃発後、特に東亜の顔役たらんとする亜米利加が、自己の在支權益擁護の為に打った一種の牽制策と見るべきものでありまして、最も不愉快なる問題の一つであります」と批判した¹⁰⁰。東郷にとって、アメリカによる経済制裁は、石油資源の獲得という観点から持論である南方植民の徹底の必要性を痛感させることになった。

このような東郷の主張は、第一章で検討した台湾総督府官吏時代からの石油自給の熱帯領有論に基づくものである。注目すべきは、中島知久平総裁が海軍の技術將校出身で¹⁰¹、東郷が幹事の一員だった興亜国策研究会（中島総裁の政策研究会）に海軍関係者が参加していることに見られるように、政友会中島派と海軍が近い立場にあった点である¹⁰²。東郷は、米内首相に対する質問の中で、石油などの「重要軍需資材の第三国依存」が「国防の独立性」に危険を及ぼすことについて指摘している。他方で着目したいのは、東郷が「元来戦争は生活必需品の消費量の増大と、其の生産量減退とを必然的に招来するものであります」と、戦争の長期化に伴う生産量減退及び消費拡大について言及している点である¹⁰³。

本章の冒頭で述べたように、東郷は、日中戦争勃発時点において、有事に耐えるだけの食糧自給が可能であると考えていたが、戦争の長期化の結果、右の見通しを放棄し、食糧対策として既存の食糧の消費制限を訴えるに至った。東郷が提示した具体的な消費制限策は、重要生活資源の配給制度の確立であった。議会演説の中で、東郷は「殊に国民政策の根幹をなすべき米に對しましては、速に内外地を打つて一丸としたる増産計画を確立して其の潤沢にし、其の配給に關しましては、新しき徹底せる国家的配給制度を断行し、戦時食糧国策の完璧を期する」必要があると主張した¹⁰⁴。「国家的配給制度」の「断行」による消費制限を「戦時食糧国策」として重視する東郷の動向は、農業植民論が「戦時食糧国策」として機能していないことを示すものであった。

一九四〇年四月、東郷は政友会中島派幹事長となり、同党の最高幹部となった¹⁰⁵。幹事長となった東郷は、同年五月、「応急食糧対策」として「消費規制、配給統制の徹底」を要求し、島田俊雄農相（政友会中島派）の同意を得た¹⁰⁶。六大都市におけるマツチ・砂糖の配給切符制、米穀配給通帳による米麦の家庭配給は、翌一九四一年から開始されている。政治評論家伊藤金次郎は『官僚わしが国さ』の中で、政友会中島派幹事長となった東郷について論じている。伊藤は「彼れが学生時代にものにした卒業論文の如く、時代は今や大陸植民の方向に辿りつゝある。たとへば、満洲集団移民、支那への商工開発、一として彼れの若かりし日の「アイデア」に添はざるはないのであるから、政界人としての彼れ、現今の心境は、甚だわが意を得たものゝやうである。しかも、政界を願望するに、今や、空論の大家よりも實際家を望んでゐる。即ち、技術官僚から出でゝ、天下第二党の政調会長乃至幹事長となつた彼れ、時

代の欲する必然的要求の線に沿ふた有資格者といふべきであらうか。そして、かうした資質は、政治理念の追求と、国策調査研究に克明な中島知久平に信頼せられる所以である」と述べている¹⁰⁷。中島にとって東郷の存在は、自身が国政の主導権を獲得して行く上で、欠かせないものであったと考えられる。

ただし、伊藤が東郷を「時代の欲する必然的要求の線に沿ふた有資格者」と認めた時、東郷の農業植民論の問題点はすでに顕著になっていた。そして、当該期には政友会中島派が「革新政策」の第二項の中で掲げていた「全亜細亜体制確立」という主張もまた、破綻を迎えていた。「全亜細亜体制確立」という主張は、東郷の「天下三分」の理念に基づいたものであったが、日中戦争の長期化により、日米関係は悪化の一途を辿っていた。先に見た日米通商航海条約の破棄は、その一例であった。東郷は「全亜細亜体制確立」のために、日本とアメリカが「お互の間に協調を保」つべきだと主張していた。しかし、日米との「協調」を前提として、中国大陸を包括した「亜細亜大帝国」の建設を目指す「天下三分」という勢力均衡論は、この時期には既に破綻していた。東郷の「天下三分」の破綻は、同時に、政友会中島派の「革新政策」が掲げる「全亜細亜体制」構想の破綻と見なすことができるだろう。

第二次近衛文麿内閣成立直後の一九四〇年七月三〇日、近衛新党運動に合流し、政友会中島派は解党に至る¹⁰⁸。同年七月三日の「所属両院議員並に全国支部長連合総会」において東郷は「新体制確立問題に対する態度処置」を声明し、その中で「我党の主張する強力政治組織とは革新的指導原理のもとに既成政党以外の諸勢力をも包含する国民的新政治体制の確立であつて」、「我党は逸早く革新政策を掲げて強力政党の実現に努力をして居たのでありますが、四円の情勢も亦自ら吾れ等と一致するものがあ

つたと主張した¹⁰⁹。中島総裁は、自由党が伊藤博文を立てて政友会を結党した先例を踏まえて、近衛を党首に据えた新政党の結党を目指していた¹¹⁰。同時に、東郷は近衛に対して「全亜細亜体制」の構築を初めとする「革新政策」実践のための「強力政党」を統合する政治指導者としての役割を期待していたと考えられる。本章第一節で述べたように、日中戦争以前から東郷と近衛は同様の対外観を有しており、東郷は、個人的立場からも近衛に期待するところが大きかったように思われる。「天下三分」の理念が反映された「全亜細亜体制」構築という構想は既に破綻を迎えていたが、東郷は近衛を党首とする「強力政党」の結党による「革新政策」の実践を目指した。東郷政務調査会長の主導によって「革新政策」の中に明記された「全亜細亜体制」の構築が政友会中島派の解党の重大な要因であったことは、中島総裁が解党*演説の中で「東亜、及び南方の諸領域を包含する新秩序」形成を目的とした「強大なる政治組織の形成」を主張していることから理解できる¹¹¹。

しかし、近衛首相及びその側近が企図していたことは、議会勢力の自立性を奪うことであつた¹¹²。大政翼賛会の成立は、政党を基軸とした強力政治体制を構築し、「革新政策」の実現を目指した東郷の路線の挫折を意味した。一九四〇年九月の日独伊三国同盟の締結を契機に、東郷の「天下三分」論は変容する。一九四一年一月の論説「世界三分説と南進論」の中で東郷は、自身の『日本植民論』が「農業植民を力説」し、「世界三分の主張を高調したもの」であると述べ¹¹³、日露戦後の「当時筆者の主張した世界三分説」が、「亜細亜は日本、亜米利加は合衆国これが指導者たるべく」、「互に協調を保ち有無相通ずるの途を講じ」るべきであると説いたことを回顧した¹¹⁴。しかし、同論の中での東郷が改めて

提示した「世界三分説」は、従来の「天下三分」と明らかに異質な構想であった。東郷は、三国同盟を締結した日・独・伊三国が「世界の新秩序の建設に協力」し、さらに「これにソ連を加へ、四分を以て新秩序の建設を為」し、「ソ連と協調して北方を一掃し、全力を挙げて南方問題の解決に任じ以て資源豊富にして生産力の偉大なる南方熱帯の地方を指導開発するの方途に出づべきである」と主張する¹¹⁵。ここで注目すべきは、従来の「天下三分」の主張の中では三大帝国の一つに数えていたアメリカの存在が、新たな「世界三分説」では考慮に入れられていないことである。この主張の変化は、東郷固有の「天下三分説」が、松岡洋右外相の四国協商構想に見られるような日独伊ソによる勢力均衡論へと変貌したことを意味した。

日独伊三国同盟の締結を契機に東郷の「天下三分」はその独自性を失い、東郷は、対米関係に関する思考を停止させたと言える。帝国日本を崩壊させることになる太平洋戦争の勃発は同年二月八日のことである。

おわりに

以上、本稿では、政友会幹部東郷実が、自身の農業植民論を骨子とした政策構想を展開していく過程を検討することによって、一九三〇年代後半の政友会の国政関与の一端を明らかにした。東郷が南方植民の実現を現実的な課題として認識するに至った背景には、日本において期待された「植民地再分割」

への期待があった。東郷はこれを、南方における「土地の国際的分配」実現の契機として捉えた。さらに東郷は、翌一九三六年には、台湾拓殖会社の設置に関与した。同社は南方経営を目的の一つに据えて設立された。つまり、東郷は実際に、国策としての南進政策に関与していた。

日中戦争期の一九三八年二月、東郷は政友会政務調査会長となり、一九三九年四月の政友会分裂後に政友会中島派に合流した後も、引き続き中島派の政務調査会長に就任した。同年六月、東郷政調会長は、政友会分裂以前から立案作業に着手していた「革新政策」の原案を完成させ、二一日に正式決定させるに至った。党員を対象とした講習会の中で、まず東郷は「革新政策」の第一項に「我国独特の立憲政治の確立」、すなわち政党を基礎とした強力な政治組織の成立を掲げる。

「革新政策」の第一項に明記された強力政治組織の形成、すなわち政策を遂行し得る政治主体の確立は、政友会中島派が「諸般の改革」の実践、つまり「革新政策」に明記された他の七項目を行う過程において、必要不可欠であった。注目すべきは、東郷が、札幌農学校及び台湾総督府、代議士として形成した自身の植民政策構想を政友会中島派の政策理念である「革新政策」の中に反映させていたことにある。東郷は「革新政策」の第二項及び第三項が『日本植民論』以来の自身の「天下三分」の考えに基づいていることを強調している。さらに、東郷は「土地の国際的分配」によって「世界の平和」の確立を達成し、農業植民政策による土地資源の有効利用によって「全人類の幸福」の達成を期そうとする持論が、第二項及び第三項の背景にあることを強調した。つまり、政務調査会長という立場にいた東郷は自身固有の主張を、党の政綱の中に浸透させたのである。

しかし、戦争の長期化に伴い、東郷の農業植民論の問題点はすでに表出していた。日中戦争の長期化に伴う農業従事者の減少は、東郷が農業植民論の前提としていた農業人口の過剰という認識と乖離していた。同時に、東郷は農業植民政策を、有事を想定した食糧自給策と捉えていた。だが、一九三六年以降農業植民政策は国策となっていたにもかかわらず、日中戦争の長期化は、深刻な食糧難をもたらした。戦争の長期化に伴い東郷もまた、当初は考えていなかった食糧不足の深刻化を認識するに至った。戦時食糧対策として東郷が重視した政策は、既存の食糧の消費制限であった。東郷が食糧消費制限を強調するに至ったことは、戦時食糧対策として農業植民論が機能しなかったことを露呈させたと言える。

第二次近衛文麿内閣成立直後の一九四〇年七月三〇日、政党を中心に据えた「強力政治」の実現に伴う政策の実践を考えていた政友会中島派は、近衛新党運動に合流し、解党に至る。政友会中島派全体にとって、近衛新党への参加は「革新政策」の第一項に明記された「我国独特の立憲政治」、すなわち政党を基礎とした強力な政治組織を確立させることで、国政を主導する目的があったと考えられる。同時に、東郷にとって政党解消は、自身の植民論を反映させた「革新政策」を実践し得る政治主体の確立という狙いがあったと思われる。しかし、近衛首相及びその側近が企図していたことは、議会勢力の自立性を奪うことにあった。大政翼賛会の成立は、政党を基軸とした強力政治体制を構築し、「革新政策」の実現を目指した東郷の路線の挫折を意味した。

そして「革新政策」の中に反映された、東郷の「天下三分」の構想もまた、一九四〇年九月の日独伊三国同盟の締結を契機に、松岡洋右外相の四国協商構想と同様の北守南進を前提とした日独伊ソによる

勢力均衡論へと変貌するに至る。このことは、東郷が対米関係に対する思考を停止させたことを意味した。

日中戦争期は代議士としての東郷の全盛期であり、政友会中島派政務調査会長として東郷は、自身の農業植民論を党の「革新政策」に反映させるに至った。しかし、その一方で戦争の長期化は、東郷の農業植民論の限界を露呈させたのである。

¹手塚雄太「昭和恐慌と政友会」『史学雑誌』一二〇編六号、二〇一一年が論じたように、政友会において政務調査会長は、党における政策立案の中心的存在であった。

²この「革新政策」の存在についてはすでに古川隆久氏が指摘しているが（古川隆久『戦時議会』吉川弘文館、二〇〇一年、七一頁）、その全体像については未だに十分に検討されていない。

³山本熊太郎編、東郷実監修『立憲政友会史』一〇巻、立憲政友会史編集部、五四頁。

⁴一九三八年四月、東郷を会長として開催された初の政務調査会において「時局の重大なるに鑑み各般の国策の基礎をなすべき政務調査に対し、従来よりも一層の努力を致す必要」が確認された（『政友』四五二号、一九三八年、七九頁）。このことは、東郷が政務調査会長として政策立案を重視していたことを示している。

⁵東郷実「我党の革新政策」『政友』四六七号、一九三九年、一三頁、一四頁。

⁶平賀明彦『戦前日本農業政策史の研究』日本経済評論社、二〇〇三年、二五一頁。

⁷ 同右、二六二頁。

⁸ 安孫子孝次「時局下における農耕上の注意」『北海道農会報』三九卷四五七号、一九三九年、一六頁。北海道大学附属図書館北方資料室所蔵「高岡・松岡。パンフレット」分類番号 H〇一一八。

⁹ その理由としては、中央（東京）を拠点として活動する代議士であった東郷は、安孫子のような地方（北海道）に根差した農事指導者とは異なり、地方農村の正確な実情を理解していなかった可能性がある。

¹⁰ この点については、第四章を参照。

¹¹ 前掲、平賀『戦前日本農業政策史の研究』第四章。

¹² 東郷実「お米を大切に」『文化日本』三卷一二号、一九三九年、四九頁。

¹³ 同右。

¹⁴ 前掲、山本編『立憲政友会史』一〇卷、四六七頁。

¹⁵ この点については、第五章を参照。

¹⁶ 東郷実「植民政策と民族心理」『工政』一〇卷九号、一九三五年、六八頁。

¹⁷ ウィルソン政権期におけるハウスの対日観については、高原秀介『ウィルソン外交と日本』創文社、二〇〇六年、一七二頁～一七五頁を参照。

¹⁸ 庄司潤一郎「植民地再分割論」と日本『国際政治』一三九号、二〇〇四年。

¹⁹ エドワード・M・ハウス「国際ニュー・ディールの必要」『国際事情』四六四号、一九三五年、六頁。一九三五年一月二日に、雑誌『リバティ』（一九三五年九月五日号）に掲載された論文を和訳したもの。

²⁰ 同右、一〇頁。

²¹ 同右、六頁。

²² 東郷の「土地の国際的分配」の主張については序章を参照。

²³ 東郷実「『四本』と『資本』」『伯林の月』富山房、一九四〇年、二七七頁。一九三五年の文章。

²⁴ 同右、二七九頁。

²⁵ 「国策の基準」については、矢野暢『「南進」の系譜 日本の南洋史観』、千倉書房、二〇〇九年、二九四頁などを参照。

²⁶ 東郷実「夏」『伯林の月』一九三六年の文章、三三二頁～三三三頁。

²⁷ 「台湾拓殖株式会社設立委員長、副委員長及委員の発令（一九三六年七月三十一日付発令）」三日月直之編著『台湾拓殖会社とその時代』資料編、葦書房、一九九三年、四九二頁。

²⁸ 『第六類第一一号 台湾拓殖会社株式会社法案外一件委員会議録 第三回』一九三六年五月一九日、一四頁。東郷実の言。

²⁹ 南進論は、国際的な摩擦を起こしやすい枠組みであった（酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊』東京大学出版会、一九九二年、一〇八頁）。

³⁰ 「設立趣意書」前掲、三日月編著『台湾拓殖会社とその時代』四九九頁。

³¹ 同右、三日月編著『台湾拓殖会社とその時代』四七六頁。

³² 『第六類第一一号 台湾拓殖会社株式会社法案外一件委員会議録 第三回』一九三六年、一四頁、東郷実の言。

³³ 東郷実「南方発展論」『政友』四三六号、一九三六年、二三頁。一九二〇年から一九二四年まで東郷が課長を務めていた台湾総督府総督官房調査課は、一九一九年に設置された南方政策の研究・立案を目的とした部局で、矢野暢氏の指摘によれば、同課は台湾総督府の「南方関与の上で果たした役割は計り知れないほど大きい」部署であった（前掲、矢野『「南進」の系譜 日本の南洋史観』二六四頁）。矢野氏は、大正期の「南進論」の主な形成主体が「台湾総督府でひそやかに調査研究に従事する役人」であったことを指摘している（同書二五〇頁）。総督官房調査課長として「自ら南支南洋に対する施設及調査の事務を主催してゐた」東郷は、まさしく大正期「南進論」の形成に中心的役割を果たした人物であった。

³⁴ 前掲、東郷「南方發展論」二九頁。

³⁵ 東郷実『人口問題と海外發展』日本青年館、一九三六年、三八三頁。

³⁶ 同右、三七〇頁。

³⁷ 同右、三七二頁。

³⁸ これについては、第一章を参照。

³⁹ そのことは『台湾日日新報』（一九三四年一〇月九日）から確認できる。

⁴⁰ 前掲、東郷『人口問題と海外發展』二七九頁。

⁴¹ 同右、三六八頁。

⁴² 同右、二八〇頁。

⁴³ 同右、四一〇頁。

⁴⁴ 第一章で触れたように、東郷は大正初期からすでに石油自給のための熱帯領有を主張していた。

⁴⁵ 前掲、東郷『人口問題と海外發展』四一二頁。東郷が総督官房調査課課長であった一九二一年一月、同課技師吉田碩造は仏領東インドシナの糖業地帯を調査し、調査報告書の中で「同地方の土地の豊沃なるかを推知」した（台湾総督府官房調査課編『印度支那及英領印度の糖業』台湾総督府総督官房調査課、一九二一年、三七頁）。同書は東郷の主導によって編纂された可能性が高く、こうした調査報告を通じて東郷は、東インドシナ事情の詳細を知っていたと思われる。

⁴⁶ 前掲、東郷『人口問題と海外發展』四一八頁、四一九頁。

⁴⁷ 同右、四二〇頁。

⁴⁸ 前掲、ハウス「国際ニュー・デイルの必要」六頁。

⁴⁹ 前掲、東郷『人口問題と海外發展』三九四頁。

⁵⁰ 同右、三九七頁。

⁵¹ 同右、四一一頁。

⁵² 東郷の「無戦」の主張については、第四章を参照。

⁵³ 清沢冽『世界再分割時代』千倉書房、一九三五年、四〇〇頁。日本の政治家及び知識人の「植民地再分割」に対する理解については、前掲、庄司「「植民地再分割論」と日本」を参照。

⁵⁴ 近衛文麿「国際ニュー・デール」一九三五年。原文はアメリカの雑誌『リバティ』（一九三五年一月五日号）に掲載されたもので、本章では『国際事情』（四六四号、一九三五年）に収録されたものを参照した。

⁵⁵ 近衛文麿「国際平和確立の新規調」『外交時報』七四九号、一九三六年、二八九頁。

⁵⁶ 同右、二九三頁。

⁵⁷ 前掲、山本編『立憲政友会史』一〇巻、四七八頁〜四七九頁。

⁵⁸ 同右、四八一頁。

⁵⁹ 『第一類第一号 予算委員会議録 第四回』一九三七年七月三〇日、六頁。東郷実の言。

⁶⁰ 同右、六頁〜七頁。有馬頼寧農相の言。

⁶¹ 有馬は、第二次近衛内閣期には特別審議会の座長として近衛新体制運動の中心的役割を果たした人物である（伊藤隆『近衛新体制』中央公論社、一九八三年、第六章）。雨宮昭一氏は、近衛周辺勢力が社会政策の一環として膨張政策を推進する立場にあつたことを指摘している（雨宮昭一『近代日本の戦争指導』吉川弘文館、一九九七年を参照）。

⁶² 前掲、山本編『立憲政友会史』一〇巻、三八六頁。

⁶³ 前掲、『政友』四五二号、七九頁。

⁶⁴ 東郷実「革新政策樹立の目標」『政友』四五二号、一九三八年、六頁。

⁶⁵ 東郷実「食糧政策と米の問題」『政友』四五六号、一九三八年、一三頁。

⁶⁶ これについては、第一章を参照。

⁶⁷ 井上寿一『政友会と民政党』中公新書、二〇一二年、二一九頁。

⁶⁸ 「人物月旦」『帝国農会報』二九卷六号、一九三九年、八七頁。

⁶⁹ 前掲、山本編『立憲政友会史』一〇巻、一二頁。

⁷⁰ 同右、四〇頁。

⁷¹ 同右、五四頁。

⁷² 前掲、東郷「我党の革新政策」八頁。

⁷³ 同右、一〇頁。

⁷⁴ 東郷実「人格政治の確立」一九三五年一月の文章。前掲『伯林の月』一二五頁～一二六頁。

⁷⁵ 東郷実「ワッショ」一九三五年の文章。前掲『伯林の月』二二一頁～二二二頁。

⁷⁶ 「中島氏の革新政策」（一九三九年六月二一日の東京会館における中島の演説）水島彦一郎編著『中島知久平氏と其の革新政策』猶興書院、一九四〇年、六一頁。

⁷⁷ ゴードン・M・バーガー著、坂野潤治訳『大政翼賛会』山川出版社、二〇〇〇年、二四四頁。

⁷⁸ 前掲、東郷「我党の革新政策」一〇頁～一一頁。

⁷⁹ 同右、一一頁。

⁸⁰ 同右。

⁸¹ 同右、一二頁。

⁸² 第二章において指摘したように、代議士転身後の一九二八年に東郷が提示した「東亜大経済圏」構想は、札幌農学校時代以来の「天下三分」の理念に基づいて、日本が英米と並ぶ広域経済圏を構築する必要性を主張したものであった。

⁸³ 高岡裕之『総力戦体制と「福祉国家」』岩波書店、二〇一一年、一〇三頁、図一一。

⁸⁴ 例えばそれは、宮崎県の各農村の更生計画から確認できる(宮崎県「満州農業開拓民送出計画を伴ふ町村経済更生計画」一九三九年。北海道大学附属図書館北方資料室所蔵「満州パンフレット」分類番号三三〇、一)。

⁸⁵ 高岡熊雄「銃後農村の使命」前掲『北海道農会報』三九卷四五七号、一〇頁〜一一頁。

⁸⁶ 平沼内閣成立時の議会において東郷は「農業移植民ノ国策ハ我農政上極メテ重要ナル一部門ヲ為スモノデアリマシテ、是ガ具体的計画ハ農村ノ経済更生計画トモ関連セシメ、分村、分郷等適当ノ方法ヲ講ジ、内国農村發展ノ将来ニ先ヅ禍根ヲ貽サザルヤウ、特ニ努力スルノ必要ガアリマス」と、経済更生の一環として農業植民政策の計画化が重要であると主張していた(『官報号外 衆議院議事速記録第四号 国务大臣ノ演説ニ対スル東郷君ノ質疑』一九三九年一月二三日、六〇頁)。

⁸⁷ 前掲、山本編『立憲政友会史』一〇卷、五四頁。

⁸⁸ 前掲、東郷「我党の革新政策」一六頁。

⁸⁹ 同右、一七頁。

⁹⁰ 前掲、山本編『立憲政友会史』一〇卷、五四頁。

⁹¹ 前掲、東郷「我党の革新政策」一八頁。

⁹² 『第五類第一号 建議委員会議録 第十回』一九三八年三月二四日、三四頁。

⁹³ 同右、東郷実の言。

⁹⁴ 前掲、山本編『立憲政友会史』一〇卷、五四頁。

⁹⁵ この点については、マイルズ・フレッチャー著、竹内洋・井上義和訳『知識人とファシズム』柏書房、二〇一一年を参照。

⁹⁶ 前掲、山本編『立憲政友会史』一〇卷、一一五頁。

⁹⁷ 前掲、古川『戦時議会』八三頁。

- ⁹⁸ 前掲、山本編『立憲政友会史』一〇卷、一九五頁。
⁹⁹ 同右、一九五頁〜一九六頁。
¹⁰⁰ 同右、一九六頁。
¹⁰¹ 前掲、古川『戦時議會』三〇頁。
¹⁰² 水島彦一郎「強力政治組織の結成」前掲、水島編著『中島知久平氏と其の革新政策』四四頁〜四五頁。
¹⁰³ 前掲、水島編著『中島知久平氏と其の革新政策』一九八頁。
¹⁰⁴ 同右、二〇〇頁。
¹⁰⁵ 前掲、山本編『立憲政友会史』一〇卷、二七〇頁。
¹⁰⁶ 同右、二八五頁。
¹⁰⁷ 伊藤金次郎『官僚わしが国さ』寶雲舎、一九四〇年、二九五頁〜二九六頁。
¹⁰⁸ 前掲、山本編『立憲政友会史』一〇卷、三二四頁。
¹⁰⁹ 同右、三〇三頁〜三〇四頁。
¹¹⁰ 雨宮昭一『近代日本の戦争指導』吉川弘文館、一九九七年、二六四頁。
¹¹¹ 『政友』四七八号、一九四〇年、二頁。
¹¹² 前掲、雨宮『近代日本の戦争指導』二七三頁。
¹¹³ 東郷実「世界三分説と南進論」『外交時報』八六八号、一九四一年、一七頁。
¹¹⁴ 同右、一九頁。
¹¹⁵ 同右、二二頁〜二二頁。

終章

帝国日本はいかにして膨張し、崩壊に至ったのか。そして、その背景にあった、帝国日本の対外膨張思想はいかにして形成され、どのように国策に反映されたのか。

右の問題関心を背景として、本稿ではこれまで、植民学者であるとともに植民地官僚及び有力な代議士であつた東郷実が、自身の農業植民論に基づいて、帝国日本の対外膨張を後押して行つた過程について考察して来た。終章では、本稿において明らかとなつたことについて整理したい。

第一部（本論第一章、第二章）では、札幌農学校、台湾総督府官吏、少壮代議士時代の東郷に着目し、農業植民論の形成過程について明らかにした。

一九〇六年、自身の卒業論文を基盤とした、佐藤昌介、高岡熊雄、新渡戸稻造らの校閲を経て公刊された『日本植民論』において東郷は、広大な土地こそが日本の農業を健全に発達させ、結果、食糧自給力を保ち得ると主張した。同書の結論部においては、満韓への植民を「亜細亜大陸発展」による「亜細亜大帝国建設」のための第一段階として位置づけた。東郷の提示する「亜細亜」概念には明確な境界が無く、日本の対外膨張の余地を際限なく内包するものであつた。同書の結論として東郷は、農業植民による「天下三分」、すなわちアメリカ及び他一国との勢力均衡を主張した。東郷にとって農業植民を手段とした「亜細亜大帝国」の建設は、日本を盟主とした帝国秩序をアジアにおいて形成することを通じ

て、アメリカのような強大国との勢力均衡による、新たな国際秩序の創出を企図するものであった。『日本植民論』において提示された農業植民論は、本質的には戦後経営構想であった。東郷にとって農業植民は、領土の拡張そのものを目的とするのではなく、獲得した新たな土地を経営することに主眼を置くものであった。札幌農学校卒業後、台湾総督府官吏となった東郷は、プロシア留学経験を通じて、帝国日本による「自給排他」の経済圏創出を目的とする独自の農業植民論を形成して行った。台湾総督府官吏としての経験を経て東郷は、南方を対象とした農業植民を手段とした「亜細亜大帝国建設」を志向するに至ったと思われるが、その際に彼は、アメリカ等諸外国との摩擦を一切考慮に入れていなかった。

第一次世界大戦後、日本の国権拡張が頭打ちとなると、東郷は「世界的協約による土地の分配」の要求という方法で自身の農業植民論を展開させて行くに至る。東郷が土地、すなわち農業植民地の「分配」を要求していく背景には、国際連盟が提唱する恒久平和の理念、および新渡戸稲造が支持していた「世界土地共有論」があった。東郷は農業植民による人類規模の利益の創出という理論に依拠することで、一国の国益の追求を禁じた戦後の国際秩序下において、農業植民の正当化を試みようとした。戦後における「世界的協約の締結による土地の分配」という東郷の主張は、広大な土地を有効利用していないイギリス等の「過大地主」に代わって「過小地主」である日本が「人類幸福」・「平和」のために土地を有効利用しようという考えを背景としている。戦後の国際秩序に順応していた中央の政党内閣の影響下に置かれた台湾総督府において自身の構想の実践が不可能となった結果、東郷は一九二四年に政友本党に

入党し、代議士に転身した。

一九二四年の第一五回総選挙に鹿児島六区から当選した東郷は、日中間において深刻化していた満蒙における土地商租権問題の解決を目指した。東郷は土地商租権問題を解決し、満蒙への農業植民政策を実践して食糧自給力を確保することが、有事に対する備えが万全になると考えた。この主張の背景には、第一次世界大戦におけるドイツの敗戦があった。東郷は、第一次世界大戦後におけるドイツの敗戦が食糧難にあったと考えていた。有事に備えた農業植民による食糧自給は『日本植民論』以来の持論であったが、第一次世界大戦後において東郷がこの主張を殊更に強調するに至った背景には、プロシア帝国の解体、さらには第一次世界大戦後の国際秩序における戦争抑止力への不信感があった。ただし、ここで東郷が主張する「有事」は、平時において提示されたものであり、日本の有事を受けて提示されたものではない。

一九二七年に田中義一政友会内閣が成立すると、東郷は憲政会と政友本党の合同によつて成立した立憲民政党に参加したが、土地商租権問題の解決を無視した同党では、自身の農業植民論を実践に移すことが不可能であった。そのため、一九二八年に東郷は床次竹二郎に従つて民政党を脱党し、新党倶楽部に参加した。着目すべきは、この時期に東郷が「東亜大経済圏」構想という形で、自身の農業植民論を完成させたことである。この構想は、日本を「亜細亜」における「盟主」（「騎手」）と位置付け、中国大陆を「土台」（「馬」）と捉えたアウトタルキー構想であり、土地商租権擁護のような満蒙権益の保持に

限定されないものであった。すなわち、「東亜大経済圏」構想は「亜細亜大帝国」の建国を前提とする「天下三分」という『日本植民論』以来の構想に台湾官吏時代の経済圏構想を接合させたものであり、自身の農業植民論の完成形と言える。東郷の「東亜大経済圏」構想は、日本を盟主とした帝国秩序を「亜細亜」に構築することで、日英による勢力均衡を構築することによる戦後の国際秩序の再編成を目指すものであった。同時に、日露戦後期に生み出された「天下三分」構想に基づいた「東亜大経済圏」構想は、中国ナショナリズムに対して宥和的になっていた国際社会の潮流に逆行するものであった。当期の中国では、東郷のような帝国秩序構想を受け入れる余地はなかった。「東亜大経済圏」構想を提示した際、東郷は、主権国家としての中国の主体性を否定していた。一国の勢力圏拡張を禁止した戦後の国際秩序の下で日本本位の経済圏を構築することは、東郷が勢力均衡を志向していた米英との摩擦を引き起こす危険性があった。

東郷は、戦後の国際秩序を否定していた点において、二大政党の外交方針に包摂されない特異な存在であった。戦後の国際秩序の枠内に既定された田中外交及び床次の対中方針は、中国大陸を初めとする「亜細亜」を対象としたウタルキーⅡ「東亜大経済圏」構築を企図する東郷と本質的に相容れないものであった。少壮代議士時代の東郷は、短期間の内に合同と脱党を繰り返す二大政党政治の阻害要因であったが、こうした彼の政治行動の背景には、自身の植民政策構想を実践し得るだけの強力政治な主体を必要としていたためだったと思われる。

第二部(第三章、第四章、第五章、第六章)では、東郷が自身の農業植民論を政治過程において展開した過程について論じた。

代議士転身後の東郷が、政策として実現させた成果の一つが、台湾総督府総督官房調査課長以来の持論であった、海外植民政策推進を目的とする新省(「植民省」)の設置だった。建議案の紹介、提出を通じて、東郷が「植民省」設置を主導した結果、一九二九年六月、田中義一政友会内閣は、海外植民政策の推進を目的に据える拓務省を新設した。拓務省設置は東郷にとって「三十年来の念願」であった。拓務省設置直後、東郷は、北海道帝国大学の卒業生の拓務省への「入れ込み」を行った。東郷のこの行動は、海外植民政策主体を重視する、自身の構想に基づいたものであった。東郷の植民省構想は、海外植民政策の実践主体としての拓務省設置をもって実現した。東郷が「入れ込み」を行った拓務省管理局と殖産局は、海外諸地域において「移植民ノ保護指導ニ関スル義務」と「海外拓殖事業ノ指導奨励ニ関スル義務」をそれぞれ負っていた。北大卒業生の「入れ込み」は、東郷にとって、自身の農業植民論の実践主体の強化という意味も有していたと思われる。

しかし、このような東郷の行動は、海外植民政策を外交政策の一環として実践しようとしていた、外務省(特に同省通商局)の動向と鋭角的に対立するものであった。外務省の海外植民政策は、国際関係に最大限に配慮しつつ実践することを前提としていた。加えて、一九二九年に成立した民政党政権は、幣原喜重郎外相の下で米英協調を最重視し、農業植民政策の価値を否定して行く。第二次若槻礼次郎民

政党内閣期の一九三一年、かねてから海外植民政策がもたらす国際関係への悪影響を懸念していた外務省通商局は、拓務省廃止を強く後押しした。その理由は、同局が拓務省設置以前と同様に、外務省による海外植民政策の統御を企図していたためであった。拓務省の廃止は海外植民政策の主体の喪失を意味しており、東郷は強硬に反対した。拓務省廃止の是非が閣議決定された翌月、満州事変が勃発する。満州事変の勃発は、東郷にとって海外植民政策の主体としての拓務省の存在価値を主張する好機となったと同時に、民政党政権が同省廃止を棚上げする契機となった。

ただし、犬養内閣が拓務省を存続させた背景として満州事変以上に重要な点は、野党の立場にあった政友会が事変勃発以前から、党単位で同省廃止反対を掲げていたことに求められる。そして、拓務省廃止反対が党レベルで決定されるに至るまでには、東郷や津崎といった政友会代議士が、同省の廃止反対を積極的に主張していた。彼らは、政友会内の有力派閥の一つであった床次派の中核代議士であった。拓務省の存続は、海外植民政策が外交政策から自立したことを意味した。

加えて、東郷にとって満州事変の勃発は「亜細亜」における「土地の国際的分配」を実現し得る契機であった。第一次世界大戦後の国際秩序について「土地の分配」の現状維持を前提とした不完全なものだと認識していた東郷は、満州事変を「土地の国際的分配」が完了した平和Ⅱ「無戦」実現の契機と捉えた。東郷の提示する「無戦」の理念は、戦後の国際秩序の根底にある「不戦」の理念を「土地の国際的分配」の是正に貢献し得ないものとして批判するものであった。東郷の「土地の国際的分配」の主張

は、新渡戸が依拠する「世界社会主義」を既存の国際秩序の排撃に利用し、満州における日本の新たな土地経営を正当化しようとしたのである。

一九三二年に、満州事変を契機として「建国」された「満洲国」は、札幌農学校時代以来、満州の経営を「亜細亜大陸発展の第一着手」と捉えていた東郷にとって、広大な土地を前提とした自身の農業植民思想の部分的実現を意味した。それと同時に「満洲国建国」は東郷にとって、戦後に繰り返し主張していた「土地の国際的分配」の実現の象徴であった。「満洲国建国」に際して東郷が強調したことが「剣」に次ぐに「鋏」を用いる、つまり軍事的に制圧した地域を農業植民によって経営する必要性を説く、札幌農学校時代以来の東郷の「植民の要諦」であった。東郷にとって「満洲国」を農業植民によって経営することは、「亜細亜大帝国」の建設にともなう「天下三分論」の実現のための第一歩であった。加えて、「土地の国際的分配」の主張に基づいて東郷は、日本による「満洲国建国」が一国の利益に限定されない「世界人類幸福」に貢献し得るという理念を創出・発信することを通じて「満洲国」の正当化を企図した。

斎藤実幸国一致内閣期（一九三二～一九三四）において、文部政務次官すなわち文部省を統制する立場となった東郷は、農業教育政策に関与した。東郷にとって農業教育は、国内外における「人的資源」の養成、国内における農業経営者（「中堅人物」）の育成とともに、海外において土地を経営する農業植民者の育成という意味を持っていた。東郷が農業経営主体の育成手段として農業教育を重視する背景に

は、台湾総督府技師時代におけるデンマーク留学経験があった。東郷は、日本人としてデンマーク教育を実地で学んだ先駆的な人物であった。自作・小作といった身分に関係なく、農業指導を行う農業教育をデンマークにおいて学んだ東郷は、食糧生産主体の育成策としての農業教育の重要性を理解するに至った。東郷の農業教育政策は、農村民が「自力更生」し、日本の内外において農業を経営していくための前提条件の付与を意味した。このような立場から、文部政務次官として東郷が主導した農業教育政策は、農業補習学校の新設であった。なお、東郷が推進した農業教育政策は、政友会が掲げていた「教育の実際化」の実践という側面があった。このことは、先行研究において着目されてこなかった経済更生運動への政友会の積極的関与の一端を示すものである。他方、「中堅人物」育成は、明治期以来の佐藤昌介の主張でもあり、これを推進した東郷は、佐藤の理念を北大出身の代議士として実践する役割も担っていたと考えられる。

文部政務次官としての経験を経た東郷は、一九三四年の岡田啓介内閣の成立にともない、政友会総務となった。一九三五年九月、アメリカ前ウィルソン大統領の側近であったハウス大佐が論文「国際ニュー・デールの必要」を発表したことを契機に、日本において「植民地再分割」論が高揚した。東郷はこれを「土地の国際的分配」、すなわち日本による国際社会からの土地・資源の割譲を実現させる契機として捉え、台湾総督府時代からの宿論であった南方植民を主張した。一九三七年、日中戦争が勃発すると、東郷は政務調査会長、すなわち、党内における政策立案の指導者となった。日中戦争が本格化し

た同年八月、東郷は、従来の農業植民論には見られなかった、農業植民政策の計画化を主張するようになる。この主張の背景には、無計画な農業植民政策が国内農を衰退させるだろうという東郷の懸念があった。一九三九年の政友会中島派の「革新政策」の立案を政務調査会長として主導したことに象徴されるように、当該期は東郷の代議士としての絶頂期であったが、同時に東郷の農業植民論の限界も露呈されていた。当該期の東郷は「白扇型」の植民政策実践の必要性を主張するようになる。これは海外への農業植民政策を維持しつつも、戦争の長期化にともなう国内農業の衰退の危機を訴えるものであった。この点と関連して注目すべきは、戦争の長期化によって、東郷が食糧の消費抑制を強調するに至った点である。このことは一面において、農業植民政策が東郷の考える戦時食糧政策として機能していないことを裏付けるものであった。東郷が農業植民論を主張する論拠は、耕地面積の拡張のために新たな農地を確保すること、有事に耐えるだけの食糧自給力の確保という二点に整理できる。第一について、戦争の長期化によって生じた農村問題は農業従事者の減少であり、国内農業人口の過剰を前提として提示される東郷の農業植民論は、国内農業従事者の不足という実際に生じた問題には、対応できないものであった。第二について、東郷が食糧の消費制限を主張するに至ったことは、農業植民政策が長期戦に対処し得る食糧自給策として機能していなかったことを示している。

一九四〇年、政友会中島派幹事長となった東郷は、近衛新党という強力政党の結成を企図し、政友会中島派の解党を推進した。政友会中島派は、近衛を党首に据えた強力な新党の結党を目指していた。日

独伊三国同盟の締結を契機として、東郷の「天下三分」構想は、日独伊ソの四国による勢力均衡論へと変貌する。政友会中島派の「革新政策」の中にも反映された「東亜大経済圏」という東郷の農業植民論は、アメリカとの「協調」を維持できないばかりか、日米間の戦争を誘引する大きな要因となった。

最後に、総括として、東郷の農業植民論の形成・展開過程から理解できる歴史的意義について検討したい。第一に、東郷の農業植民論が、過去の議論の蓄積から形成されたものであったという点である。東郷が提示した政策構想は、支持基盤の利益の誘導に限定されないものであり、場当たりの議論に収斂されるものではなかった。この点は、政策主体個々人の根柢にある学識が、政策形成過程において重要な要素の一つであることを示している。ここで重要な点は、東郷が自身の構想を政党政治という場において実践し、海外植民政策主体としての拓務省設置や「人的資源」の育成を目的とする農業教育学校の設置のように、自身の構想を実現していったという点である。この点は戦前日本における政党及びその活動拠点であった議会が、政治家個々人の構想や理念を実現するための場として期待され、機能していたことを示すものである。しかし、帝国日本において東郷は、自身の構想を実現し得るだけの政治指導者を得ることが出来なかった。

さらに、今後の研究の展望と関連して第一に指摘したいのは、東郷が北大植民学の担い手の一人であったという点である。代議士としての東郷の動向は、北海道帝国大学が政党の政策形成に果たした役割を考える上で重要であろう。本稿において指摘したように、東郷の政治行動の基軸となった『日本植民

論』は佐藤昌介、高岡熊雄、新渡戸稲造といった北大植民学の担い手たちの校閲を経て公刊されたものであった。さらに東郷は、拓務省設置後において北大卒業生の同省への「入れ込み」を行い、文部政務次官時代には、農業補習学校の設置を通じて明治期以来の佐藤昌介の理念であった「中堅人物」の育成を主導した。本稿において実証した東郷の一連の動向は、札幌農学校及び北海道帝国大学の関係者の政治行動を解明する手がかりの一つとして大きな意味を持つ。札幌農学校及び北海道帝国大学の政治関与の解明については、北海道大学所蔵の様々な貴重史料を丹念に検討して行く必要がある、これについては今後の課題としたい¹⁾。

第二は、東郷が日露戦後以来、一つの帝国日本像を発信し続けたという点である。東郷が自身の農業植民論を形成・展開した時期は、日露戦後から日中戦争の泥沼化に至るまでの時代であり、まさに帝国日本が勃興し、破滅へと突き進んでいく時代であった。そうした時代において自身の農業植民論に基づいて、帝国日本の理想のあり方を示し続けた東郷は、一面において、戦前日本が倣うべき規範を提示し続けた人物であったと言える。東郷は、日本を盟主とした「亜細亜大帝国」の建設という、日本とアジア諸地域との関係の垂直化を前提とした「帝国秩序」の形成を通じて、「天下三分」という日米間勢力均衡という水平的な「国際秩序」の形成を企図した。北大植民学の本流として、帝国日本の対外膨張を模索し続けたからこそ東郷は、このような帝国日本像を提示し続けることができたと言える。東郷の構想が「亜細亜大帝国」建設過程における諸外国の反発を想定せずに提示された勢力均衡論であることも

また、看過できない。

第三は、政党及び議會を通じて東郷が日本一国の利益に限定されない「人類」利益の創出という観点から対外膨張政策を推し進めていたという点である。東郷の農業植民論は、実際にもたらされる海外植民政策の対象となる諸地域の負担や不利益を顧みずに、日本の対外膨張を一種の道徳的観点から擁護し、後押しし続けた。対外膨張こそが国民單位に留まらない人類レベルでの幸福を生む行為であるとする東郷の主張は、道徳的見地に根ざした際限のない膨脹²を後押しするものに他ならなかった。

広大な土地の經營が国益に直結すると見なす東郷の農業植民論は、領土の大小が必ずしも国益に結び付かないことを如実に示したと言える。同時にそのことは、広大な土地が国益にならないとする經濟合理主義的な国家構想を、改めて再評価する素材足りえるのではないだろうか。他方で、本稿において検討した代議士としての東郷の政治的成長は、帝国日本の対外膨張を抑制しようとする考え方が、東郷の農業植民論を否定しきれほどの政策体系を提示し得ることができなかったことの証左であろう。

¹代議士として東郷が有していた理念や構想は、札幌農学校及び後身の北海道帝国大学の理念や政策構想が深く関与していたことを示すものである。ここで強調すべきは、東郷の指導教官であった佐藤や高岡自身もまた、国策形成に関与していたという点である。原敬政友会内閣期は、北海道第一期拓殖計画（一九一〇年制定）の大幅な改定が実施されており、佐藤らは、北海道拓殖計画の主要な担い手たちであった。さらに、北

海道帝国大学において満洲移民政策に関する研究が総力を挙げて進められた「満洲国建国」後には、高岡熊雄がさまざまな調査会や研究会に参加した。高岡が北大植民学の国策への反映を目指していく過程を検討することは、北大植民学が「満洲国建国」以降の大陸政策への関与を明らかにする作業となろう。

加えて、佐藤・高岡ら教官にとどまらず、札幌農学校（後身の北海道帝国大学）の構成員や卒業生もまた、多方面において実際の政治（特に植民政策、農業政策）に関与していたように思われる。東郷が「入れ込み」を行った卒業生たちが拓務省における政策の立案や実践にいかなる役割を果たしたのかについては今後の成果を待たねばならない。さらに、同学校の構成員や卒業生が、北海道農会の技師・農事指導員の立場から経済更生運動や、日中戦争期にその一環として推進された満洲移民事業を主導したのかについても、未だ不明な点が多い。

²丸山真男氏は、道徳的見地から無制限に膨張を志向することを「無限の伸長」と表現した（丸山真男「近代日本思想史における国家理性の問題」『忠誠と反逆』ちくま学芸文庫、一九九八年、二七六頁）。

初出一覧

序章 書き下ろし。

第一章 「東郷実の農業植民論」『日本歴史』七九一号、二〇一四年。

第二章 「東郷実の農業植民政策構想の形成」『北大史学』五五号、二〇一五年。

第三章 「戦前二大政党制と拓務省問題」『ヒストリア』に掲載予定。

第四章 「中堅代議士時代の東郷実と「満洲国建国」」『道歴研年報』一六号、二〇一五年。

第五章 北大史学会大会（二〇一五年七月、於北海道大学）報告「中堅代議士時代の東郷実の政策構想」をもとに、書き下ろし。

第六章 書き下ろし。

終章 書き下ろし。